

あいち生物多様性戦略2020

～愛知目標の達成に向けて～

平成25年3月



「人と自然が共生するあいち」 の実現を目指して



愛知県知事
大村秀章

2010 年秋に、「いのちの共生を未来に」をテーマに、あいち・なごやで生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）が開催されました。

COP10 では、地方自治体にとって重要なものとして、生物多様性の保全に関し今後 10 年間に世界が取るべき道筋である「戦略計画 2011 - 2020（愛知目標）」が採択されました。また、同時に開催された「生物多様性国際自治体会議」において、「地方自治体と生物多様性に関する愛知・名古屋宣言」がなされ、緑地や水辺など具体のフィールドを持つ地方自治体の役割が強く認識されました。

また、私も参加した COP11（2012 年秋、インド・ハイデラバード）では、「愛知目標」の達成に向け、世界の地方自治体の役割を再認識し、より一層の取組を求める「ハイデラバード宣言」がなされるなど、世界の人々の生物多様性の保全に向けた強い意思を肌で感じてまいりました。

そこで本県は、「愛知目標」の達成に向け、「人と自然が共生するあいち」の実現を目指す新たな行動計画として、「あいち生物多様性戦略 2020」を策定いたしました。

「あいち生物多様性戦略 2020」では、産業活動が盛んな本県の特徴を踏まえ、「環境と経済の調和」を図る、これまでにない仕組み「あいち方式」を中核的取組として掲げています。

「あいち方式」は、県民、事業者、NPO の皆様や行政といった地域の様々な分野の人々が共通の目標のもとに協働（コラボレート）して、地域本来の自然環境を保全・再生し、人と人とのつながりを育みながら、生きものの生息環境をつなぐ「生態系ネットワークの形成」を進めるというものであり、「愛知目標」の達成に向けた世界水準の仕組みと自負しております。

私は、全力を挙げてこの戦略を推進していくなかで、皆様とともに、本県の豊かな自然を保全・創出して将来に引き継いでいきたいと考えております。

是非とも皆様のご理解、ご協力をいただきますよう心からお願いいたします。

COP10 の歴史的な成果

～戦略計画 2011 - 2020 (愛知目標)～



2010 (平成 22) 年 10 月に「いのちの共生を未来に」をテーマに生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10) が愛知・名古屋で開催され、歴史的な成果を得ることができました。そのひとつが、今後 10 年間に国際社会が生物多様性の保全と持続可能な利用を進めていくための世界目標である「戦略計画 2011 - 2020 (愛知目標)」が採択されたことです。

「愛知」の名が冠されたこの「戦略計画 2011 - 2020 (愛知目標)」では、2050 年までに「自然と共生する世界」を実現するという長期目標 (Vision) が掲げられ、2020 年までに「生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する」とした短期目標 (Mission) が定められました。

また、その達成に向けた具体的な行動計画として、5 つの戦略目標のもとに、20 の個別目標が設定されました。

さらに、「戦略計画 2011 - 2020 (愛知目標)」の達成に向けて、国際社会のあらゆる主体が連携して生物多様性の問題に取り組む必要があることから、国連総会において、2011 年から 2020 年までの 10 年間を「国連生物多様性の 10 年」とすることが決定されました。

戦略計画 2011 - 2020

愛知目標
“Aichi Target”

長期目標 〈Vision〉 2050 年

“Living in harmony with nature”

「自然と共生する」世界

「2050 年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、そのことによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、すべての人々に不可欠な恩恵が与えられる」世界を実現する。

短期目標 〈Mission〉 2020 年

生物多様性の損失を止めるために、 効果的かつ緊急な行動を実施する

2020 年までに生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施することにより、回復能力のある生態系と、そこから得られる恩恵が継続されることが確保され、それによって地球の生命の多様性が確保され、人類の福利と貧困解消に貢献する。

戦略目標

A

各政府と各社会において生物多様性を主流化することにより、
生物多様性の損失の根本原因に対処する。

目標

1

遅くとも 2020 年までに、生物多様性の価値と、それを保全し持続可能に利用するために可能な行動を、人々が認識する。

目標

2

遅くとも 2020 年までに、生物多様性の価値が、国と地方の開発・貧困解消のための戦略及び計画プロセスに統合され、適切な場合には国家勘定、また報告制度に組み込まれている。

目標

3

遅くとも 2020 年までに、条約その他の国際的義務に整合し調和する形で、国内の社会経済状況を考慮に入れつつ、負の影響を最小化又は回避するために生物多様性に有害な奨励措置（補助金を含む）が廃止され、段階的に廃止され、又は改革され、また、生物多様性の保全及び持続可能な利用のための正の奨励措置が策定され、適用される。

目標

4

遅くとも 2020 年までに、政府、ビジネス及びあらゆるレベルの関係者が、持続可能な生産及び消費のための計画を達成するための行動を行い、又はそのための計画を実施しており、また自然資源の利用の影響を生態学的限界の十分安全な範囲内に抑える。

戦略目標

B

生物多様性への直接的な圧力を減少させ、
持続可能な利用を促進する。

目標

5

2020 年までに、森林を含む自然生息地の損失の速度が少なくとも半減、また可能な場合にはゼロに近づき、また、それらの生息地の劣化と分断が顕著に減少する。

目標

6

2020 年までに、すべての魚類、無脊椎動物の資源と水生植物が持続的かつ法律に沿ってかつ生態系を基盤とするアプローチを適用して管理、収獲され、それによって過剰漁獲を避け、回復計画や対策が枯渇した種に対して実施され、絶滅危惧種や脆弱な生態系に対する漁業の深刻な影響をなくし、資源、種、生態系への漁業の影響を生態学的な安全の限界の範囲内に抑えられる。

目標

7

2020 年までに、農業、養殖業、林業が行われる地域が、生物多様性の保全を確保するよう持続的に管理される。

目標

8

2020 年までに、過剰栄養などによる汚染が、生態系機能と生物多様性に有害とならない水準まで抑えられる。

目標

9

2020 年までに、侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶される。また、侵略的外来種の導入又は定着を防止するために定着経路を管理するための対策が講じられる。

目標

10

2015 年までに、気候変動又は海洋酸性化により影響を受けるサンゴ礁その他の脆弱な生態系について、その生態系を悪化させる複合的な人為的圧力を最小化し、その健全性と機能を維持する。

戦略目標



生態系、種及び遺伝子の多様性を守ることにより、 生物多様性の状況を改善する。

目標

11

2020年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の17%、また沿岸域及び海域の10%、特に、生物多様性と生態系サービスに特別に重要な地域が、効果的、衡平に管理され、かつ生態学的に代表的な良く連結された保護地域システムやその他の効果的な地域をベースとする手段を通じて保全され、また、より広域の陸上景観又は海洋景観に統合される。

目標

12

2020年までに、既知の絶滅危惧種の絶滅及び減少が防止され、また特に減少している種に対する保全状況の維持や改善が達成される。

目標

13

2020年までに、社会経済的、文化的に貴重な種を含む作物、家畜及びその野生近縁種の遺伝子の多様性が維持され、その遺伝資源の流出を最小化し、遺伝子の多様性を保護するための戦略が策定され、実施される。

戦略目標



生物多様性及び生態系サービスから得られる 全ての人のための恩恵を強化する。

目標

14

2020年までに、生態系が水に関連するものを含む基本的なサービスを提供し、人の健康、生活、福利に貢献し、回復及び保全され、その際には女性、先住民、地域社会、貧困層及び弱者のニーズが考慮される。

目標

15

2020年までに、劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を含む生態系の保全と回復を通じ、生態系の回復力及び二酸化炭素の貯蔵に対する生物多様性の貢献が強化され、それが気候変動の緩和と適応及び砂漠化対処に貢献する。

目標

16

2015年までに、遺伝資源へのアクセスとその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書が、国内法制度に従って施行され、運用される。

戦略目標



参加型計画立案、知識管理と能力開発を通じて 実施を強化する。

目標

17

2015年までに、各締約国が、効果的で、参加型の改定生物多様性国家戦略及び行動計画を策定し、政策手段として採用し、実施している。

目標

18

2020年までに生物多様性とその慣習的な持続可能な利用に関連して、先住民と地域社会の伝統的知識・工夫・慣行が、国内法と関連する国際的義務に従って尊重され、生物多様性条約とその作業計画及び横断的事項の実施において、先住民と地域社会の完全かつ効果的な参加のもとに、あらゆるレベルで、完全に認識され、主流化される。

目標

19

2020年までに、生物多様性、その価値や機能、その現状や傾向、その損失の結果に関連する知識、科学的基礎及び技術が改善され、広く共有され、適用される。

目標

20

少なくとも2020年までに、2011年から2020年までの戦略計画の効果的実施のための、全ての財源からの、また資源動員戦略における統合、合意されたプロセスに基づく資源動員が、現在のレベルから顕著に増加すべきである。この目標は、締約国により策定、報告される資源のニーズアセスメントによって変更される必要がある。

第1章 理念と目標 1

～「人と自然の共生」に向けた、あいちのコラボレーション～

1 理念	2
2 目標	8
① 基本目標と目標 2020	8
② 本戦略の位置づけと目標期間	8
3 本県独自の取組 ～あいち方式～	10
① あいち方式とは	10
② あいち方式の構成要素	14

第2章 生物多様性の危機 21

～転換点にある私たちの暮らし～

1 地球の生物多様性の危機	22
2 あいちの生物多様性の危機	26
① 生物の生息生育空間の減少による生物多様性の危機	27
② 森林の管理が行われなくなったことによる生物多様性の危機	30
③ 外来種による生物多様性の危機	31
④ 絶滅の危機に瀕している生きものたち	33
3 生物多様性の危機と、暮らしや産業の危機	35
災害を受ける危険が高まる	36
海の恵みのある健全な食生活や、食に関わる産業が打撃を受ける	38
人と獣のすみ分けが失われ、獣害が増加する	40
品種改良の可能性や、ものづくりのアイディアが失われる	42
地域への愛着や誇りの拠りどころが失われる	43
夏がさらに暑く、暮らしにくくなる	44
子どもが自然と触れ合う機会が失われる	46

第3章 行動計画 49

～「自然との共生」心豊かな暮らしに向けたチャレンジ～

1 行動計画の体系	50
① 行動計画の柱	50
② 行動計画の体系	52
2 行動計画	54
A 生態系ネットワークの形成	54
A-1 重要な生物生息地の保全	54
A-2 様々な場所での生物の生息生育空間の保全と再生	58
A-3 生態系ネットワーク形成を推進するための取組	66

B 経済と生物多様性の調和	68
B-1 あいちミティゲーションの推進	68
B-2 企業活動における生物多様性の保全と持続可能な利用の推進	70
B-3 農林水産業における生物多様性の保全と持続可能な利用の推進	72
B-3-1 農業	72
B-3-2 林業	74
B-3-3 水産業	76
B-4 自然の恵みに支払う仕組みづくり	78
B-5 地球温暖化への対応	79
C 野生生物の保護と管理	80
C-1 希少野生生物の保護	80
C-2 外来種対策の強化	82
C-3 野生生物の適切な保護管理	84
D 生物多様性の価値の共有	88
D-1 環境学習の推進	88
D-2 生物多様性に関する調査・研究の促進	91
E 多様な主体の参加と協働	92
E-1 自然とのふれあいの推進	92
E-2 多様な主体の参加と協働の促進	94
E-3 総合的、広域的な取組の推進	95
3 行動計画における数値目標一覧	96
第4章 地域への展開	99
～気づき・まもり・つなげるコラボレーション～	
1 地域の生態系ネットワーク協議会の設置	100
2 地域の生態系ネットワーク協議会への提案	101
1 東部丘陵	102
2 尾張北部	104
3 尾張南部	106
4 知多半島	108
5 西三河	110
6 西三河南部	112
7 東三河	114
8 渥美半島	116
9 新城設楽	118

第5章 推進の仕組み 121

～評価・点検と役割分担～

1 評価と点検	122
1 実現に向けた制度など	122
2 定期的なモニタリングと改善	122
2 各主体への展開	123
1 県民	123
2 事業者	123
3 NPO などの民間団体	124
4 研究者などの専門家	124
5 行政（県、市町村）	125
3 各主体のコラボレーション（協働）	127

資料編 131

1 生物多様性について	132
(1) 生物多様性とは	132
(2) 生物多様性が大切な理由	132
(3) 生物多様性が危機に瀕している4つの理由	133
(4) 世界の生物多様性と関係する私たちの暮らし	134
2 生物多様性の保全に向けた取組	135
(1) 生物多様性の保全に関わる経緯	135
(2) 生物多様性の主流化に向けた取組	136
3 あいちの生物多様性の現状と課題	138
(1) 現状	138
(2) 課題	150
4 用語説明	152
5 策定の経緯	158
(1) あいち自然環境保全戦略推進委員会	158
(2) 策定の経緯	160

生物多様性条約第 11 回締約国会議 (COP10 から COP11 へ)	5
生態系ネットワーク	56
愛知の湿地・湿原	59
水田を再び魚のゆりかごに	60
まちなかの自然再生	61
水辺の自然の回復「多自然川づくり」	62
ため池と生物多様性	63
アカウミガメの保護	64
干潟・浅場と生物多様性	65
地域在来種の利用	67
愛・地球博でのミティゲーションの取組	69
自然と伝統産業	71
守口大根と守口漬	73
農地を豊かにした海の自然	77
あいち森と緑づくり税を活用した事業	78
万足平の猪垣と設楽のシカウチ行事	86
鵜の山	87
生物多様性自治体ネットワーク	95

第 1 章

理念と目標

～「人と自然の共生」に向けた、
あいちのコラボレーション～



1 理念

今日、存在する「愛知の自然」のほとんどは、人の手による喪失と再生を繰り返して、現在に至った自然です。

例えば、本県は古くから陶磁器産業が盛んですが、その原料となる陶土と薪炭の大規模な採取によって、現在の里山は何度もはげ山となり再生されたものです。

江戸後期、尾張藩の普請奉行であった水野千之右衛門は、はげ山の再生を進めるため、ため池を整備し、その周辺を雑木山とすることを奨励しました。しかし、農民たちがあまりに頻繁に柴刈りや落ち葉拾いをするために雑木山が荒らされることを予想して、奉行はため池周辺の神域化を命じ、再生に成功しました。本県には、現在も知多半島を中心に数多くのため池が残されていますが、その多くには、その名残と思われる、人を寄せ付けけないような伝説が残されています。

明治後期、再びはげ山となった県土に森林を取り戻すため、愛知県知事は東京大学に技術支援を要請しました。砂防講座を担当していたホフマン講師の指導により、崩壊した山腹で「ホフマン工事^(用語)」と呼ばれる砂防工事が行われ、加えて、多くの人の手による植栽が行われました。大規模な東京大学の演習林が置かれ、里山の再生が図られた、という歴史もあります。

開発と自然の保全を行きつ戻りつしながらも、より良い道を見出していくことは、藤前干潟や海上の森^{かいしよ}の保全にもつながる、産業県である愛知の特性と言えるものです。愛知では、開発を進めながらも、時に振り返り、方向修正をしながら、工夫と努力によって自然を保全・再生してきたのです。

私たちが暮らし、働き、学ぶために「場所」すなわち「土地」が必要なように、生きものにとっても土地や水辺といった「場所」が必要です。土地や水辺は人間にとっての経済的な資産であると同時に、生態系^(用語)の水や物質の循環を健全に保つための基盤であり、生きもののすみかでもあることに、私たちは気づく必要があります。

様々な立場の人々が、生物多様性への意識を高め、そのコラボレーション（協働）によって生きものがすむ場所が確保され、本来、その場所にいるべき野生の生きものと人が、共に生きていくことができる状態、それを「人と自然の共生」と呼びたいと思います。



私たちは多くの生きものが互いに関わりあいながら生きている自然から、衣食住を支えるモノや食料、安全などの様々な恵みを受けて暮らしています。生きものを守ることはこうした恵みを受け続けるために必要なものです。しかし、それ以上に、生きものの一員として、多くの生きものと共に生きることが「ひと」にとっての幸福であると考えます。

こうした「人と自然の共生」の意義を再発見し、共通の文化としていくためには、一人ひとりが地域の自然や、自然の中で育まれてきた歴史や文化を理解し、その場にあるべき自然を考え、行動していくことが求められます。そして、そうした気づきを通して私たちは、私たちが暮らし、働き、学ぶ場所に対する愛＝場所愛（トポフィリア）を育んでいくことができるでしょう。

環境の世紀といわれる 21 世紀、私たちは、先人に倣って「人と自然の共生」を実現するための工夫と努力をしなければなりません。

2010（平成 22）年、愛知・名古屋で開催された「生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）」において「戦略計画 2010-2020（愛知目標）」が採択されました。

この愛知目標には「自然と共生する世界」の実現に向けて、2020 年までに「生物多様性の損失を止めるために、効果的かつ緊急な行動を実施する」という目標が掲げられています。そして、この目標の実現に向けた具体的な 20 の個別目標が定められました。

また、COP10 においては、具体的フィールドを持つ地方自治体の役割の重要性がクローズアップされました。とりわけ、COP10 の開催地である本県には、愛知目標の実現に向けた先導的な取組が期待されています。

経済活動が活発である本県では、市街化が進み都市において生きものがすむ場所が減少しており、その保全・再生には行政のみならず県民、事業者などあらゆる主体の取組が求められています。そのため、20 の個別目標のなかでも、生きものがすむ場所を確保する《生物の生息生育空間の保全》と、「生物多様性の保全や持続可能な利用が、基本的な考えとして日常生活や社会経済活動に組み込まれ、行動につながることを意味する《生物多様性の主流化》が重要であると考えます。

これまで、自然環境問題は、開発か保護かという二者択一が基本的な構図

になってきました。しかしながら、結果として生物の生息生育空間は失われ、多くの生きものが絶滅の危機に瀕しています。この状況を良い方向に転換するためには、生物多様性の主流化、すなわち、生物多様性の保全を経済活動に組み込み、経済と生物多様性の調和を図ることが必要になっています。

本県は、日本一のものづくり県であるとともに農業や水産業も盛んな産業県であるからこそ、産業技術と活発な経済活動を活かして、県域全体の自然の保全・再生を進める推進力としていくことに大きな意義があります。これは、かつて、里山の自然が経済活動と一体となって維持されてきたような、人と自然の関係を現代によみがえらせる、いわば「新しい里山」の仕組みをつくる取組といえます。

もちろん本県では、これまでも行ってきた、重要地域の保全や、希少種、外来種^(用語)対策などの取組を発展、継続していきます。

そのうえで、開発と保護のせめぎあいの中で、より良い道を見出してきた愛知の特性を活かして、生きものがすむための場所を確保し、生態系を再生するための、本県独自の仕組みを構築していきます。

本県は、土地の所有者や利用者が、連携して、地域本来の生きもののための場所を確保し、つなげていく「生態系ネットワーク」の取組を促進します。生態系ネットワークの形成に向けては、多様な主体が目標を共有するためのブランドデザイン^(用語)である「生物多様性ポテンシャルマップ」を活用します。

そして、事業者やNPO、行政などによる自主的な活動を促進するためのチェックリストを活用することや、多様な主体が参加できる協議会の設置など、コラボレーション（協働）による取組を実施していきます。

一方、土地利用の転換や開発において、開発区域内の自然への影響を〈回避〉〈最小化〉〈代償〉の順に検討し、開発区域外も含めて自然の保全・再生を促す仕組みである「あいちミティゲーション」を導入します。「あいちミティゲーション」における開発区域外での〈代償〉については、「生態系ネットワーク」の形成に役立つ場所や内容で実施することによって、効果的に「生態系ネットワーク」の形成を促進します。

「自然の叡智」をテーマとして平成17（2005）年に本県で開催された愛知万博（愛・地球博）では、このミティゲーション^(用語)に先進的に取り組み、成果を挙げた実績をもっていますが、こうした経験を本県独自の取組に活かします。

さらに、これらの取組の成果をわかりやすく定量的に示すための共通のものさしとなる「あいちミティゲーション定量評価手法」を提供します。

これらの仕組み全体を「あいち方式」として、県民や事業者、NPO、行政といった様々な主体の参加による地域共通の目標に向けたコラボレーション（協働）によって進め、生物多様性の主流化を実現していきます。「あいち方式」

を進めるにあたっては、まずできるところからはじめ、成果を積み上げながら、評価と見直しを継続し、より実効性の高い仕組みへと改善していきます。

これが、本県が、「人と自然の共生」の実現に向けて、2020 年までに行う「生物多様性の損失を止めるための具体的な行動の展開」の核心であり、先人に倣って行う工夫と努力です。

column

生物多様性条約第 11 回締約国会議 (COP10 から COP11 へ)



COP11 開会式の様子



サイドイベントにおける知事の講演

2012（平成 24）年 10 月に、生物多様性条約第 11 回締約国会議（COP11）が、インドのハイデラバードで開催されました。COP11 においては、2010（平成 22）年に愛知・名古屋で開催された COP10 で採択された「愛知目標」の達成に向けた進捗確認や、一層の推進方法などについて議論が進められました。

本県知事は、COP10 開催県の知事として、また、世界の県・州レベルの会議体であるサブナショナル政府諮問委員会の共同代表及び、全国の 124 団体からなる生物多様性自治体ネットワークの代表として、こ

の COP11 に参加しました。そして、「生物多様性国際自治体会議」や本県が主催した COP11 のサイドイベントにおいて、開発と環境保全の調和を目指す「あいち方式」による生態系ネットワーク形成など、本県の先進的な取組について、世界に発信しました。

さらに、ジアス生物多様性条約事務局長やシュタイナー国連環境計画事務局長とも会談し、本県の取組について、非常に積極的でクリエイティブとの高い評価を得ました。

人と自然の共生に向けた展開

自然を持続可能なかたちで 将来世代に伝える 「生態系ネットワーク」の形成

水や物質が健全に循環する生態系を保全するとともに、県民が暮らし、働き、学ぶ、身近な場所に自然を取り戻し、持続可能なかたちで将来の世代に伝えていくために、県は、土地利用の転換や開発などによって分断され、孤立した自然を保全・再生してつなげ、生態系を回復する「生態系ネットワーク」の形成に県域全体で取り組みます。

「生態系ネットワーク」の 形成を通じた 生物多様性の主流化の実現

「生態系ネットワーク」の形成は、県民や事業者、NPO、行政といった地域の様々な主体が、それぞれの持つ土地や労力、費用などを提供しあい、コラボレーション（協働）することによって進めます。これによって、地域共有の財産（コモンズ）である生物の生息生育空間を創出し、自然と共に生きる（共生する）ことが、すべての人にとっての幸せであるということが共通の認識となる社会（生物多様性の主流化）を目指します。

法や条例に基づく 区域への指定による、 重要な場所の保全

本県には、東海丘陵要素植物群などの周伊勢湾地域に特徴的な生きものが生息生育しています。県は、こうした、希少動植物が集中して生息生育するなど、県内の生物多様性において重要な場所について「生態系ネットワーク」の拠点として「生息地等保護区」や「愛知県自然環境保全地域」をはじめとする、法や条例に基づく、自然を保全する区域への指定を進めます。

地域共有の財産（コモンズ） を創る コラボレーション（協働）

県は、自然や社会の特徴に応じて、県域を地域に区分し、地域ごとに、県民や事業者、NPO、行政などによる協働体（生態系ネットワーク協議会）の設立を促進します。

生態系ネットワーク協議会では、生態系ネットワークのみならず、生態系ネットワーク形成を推進するコラボレーション（協働）を通じて人と人をつなげることも目指します。

生態系ネットワーク協議会は、普及啓発事業を行うとともに、生態系ネットワーク形成の実施計画を作り、構成団体は実施計画に基づき、それぞれの立場に応じて取組を進めます。県は市町村に、市町村の各種行政計画に生態系ネットワーク形成の実施計画を反映するように促します。

目標を共有するための グランドデザイン

県は、生態系や自然環境の現状だけでなく、人の手による自然の再生の可能性を調査し、目標を共有するためのグランドデザインとなる「生物多様性ポテンシャルマップ」を作成しました。

このマップには、実際に生きものが生息している場所のほかに、森や草地、水辺などの分布や広さといった環境条件から生きもののすみかとして適している場所を予測して示しています。

このマップは、まず、多くの方々に、本来、その場所にすむ生きものがいることや、身近に様々な生きものが生息していること、自らの行動によって生物の生息生育空間を取り戻すことができることに気づいてもらうことを目的にしています。

さらに、マップを確認することで、優先的に守るべき場所や、生物の生息生育空間をつなげる場所に気づくことができることから、自然環境の保全活動はもちろん、公有地や民有地における生物の生息生育空間の再生、公共工事をはじめとする開発行為における自然環境配慮の指針として活用されることを想定しています。

「あいちミティゲーション」の導入

県は、土地利用の転換や開発の円滑な実施と生物多様性の保全の両立を図っていくために、事業者などが、自然への影響を回避、最小化した後に残る影響を代償することにより、自然を事業地や事業地以外の場所で、守り、つなげることを促す「あいちミティゲーション」を導入します。

県は、自然の保全・再生が、生態系ネットワークの形成に役立つ内容や場所で実施されるよう調整します。

効果的な取組を促す チェックリスト

県は、事業者や NPO、行政などが、自らが実施する事業や活動をチェックする「生態系ネットワークチェックリスト」（チェックリスト）を提供します。チェックリストを用いて、各主体が自らの活動の内容を確認するとともに、「定量評価手法^{（用語）}」を用いて数値化することによって、効果的に生物の生息生育空間をまもり、つなげていく取組を促します。

多様な主体の参加と 事業者の取組を誘導

「あいちミティゲーション」の実施において、県は、事業者のみならず、県民、NPO、行政などの多様な主体の参加とコラボレーション（協働）を促すものとします。また、「あいちミティゲーション」は、経済活動を抑制せずに、環境配慮の向上と効率化を図り、土地利用の転換や開発において、より優れた環境配慮を誘導するものとします。県は、その取組が実施されやすいように、成果を確認、顕彰し、広く県民に周知することなどにより事業者の取組を誘導します。

取組の成果をはかる 共通のものさし

県は、失われる自然や、保全・再生する自然を定量化する「あいちミティゲーション定量評価手法」を導入します。これにより、生態系ネットワークの形成や、あいちミティゲーションの成果をわかりやすいかたちで示すことを可能とします。

この定量評価手法は、だれにでも使ってもらえることができるよう公開し、ミティゲーションを実施する方をはじめ、NPO や大学、企業などが自ら行う、自然の保全・再生の検討などにも活用されることを想定しています。

事業者などによる 自発的な取組の促進

県は、事業者や NPO などによる自然再生などの取組を、自己診断によって定量的に評価できる「あいちミティゲーション定量評価手法」を導入することにより、事業者や NPO などによる自然再生などの自発的な取組を促進します。

定量化によって、成果の比較や交換がしやすくなることから、たとえば、企業が NPO に支援を行い、その成果の一部を企業の取組実績とするといった、様々な展開が可能になります。

2 目標

1 基本目標と目標 2020

本戦略の理念をふまえるとともに、「戦略計画 2011 - 2020（愛知目標）」の長期目標（Vision）と短期目標（Mission）との整合をはかり、本戦略の〈基本目標〉と、その実現に向けた〈目標 2020〉を次のとおり設定します。

〈基本目標〉は、本県が目指していく将来の姿として、常に念頭においておくべき目標であり、〈目標 2020〉は、2020 年までに実施し、効果をあげていくべき行動の目標です。

基本目標

「人と自然が共生するあいち」の実現

本県では「人と自然が共生するあいち」、すなわち、様々な立場の人々が、生物多様性への意識を高め、そのコラボレーション（協働）によって生きものがすみ場所が確保され、本来、その場所にいるべき野生の生きものと人が共に生きていくことができるあいちを目指します。

これによって、自然から衣食住を支えるモノや食料、安全などの様々な恵みを受け続けることができるようにします。そして、生きものの一員として、多くの生きものと共に生きる幸福を感じ、暮らし、働き、学ぶ場所への愛＝場所愛（トポフィリア）を持てるあいちを実現します。

これは、本県が目指していく将来の姿であり、常に念頭においておくべき目標です。

目標 2020

生物多様性の損失を止めるための具体的な行動の展開

2020 年までに、生物多様性の損失を止めるための効果的で具体的な行動が実施され、その効果が確認できている状態となっていることを目指します。

この目標は、様々な立場の人々が、それぞれの得意分野を活かし、コラボレーション（協働）することによって実施します。

2 本戦略の位置づけと目標期間

- 本戦略は、生物多様性基本法第 13 条に定める生物多様性地域戦略^{（用語）}に位置づけられます。
- 本戦略の対象区域は本県全域とします。
- 本戦略の目標期間は、2013 年から 2020 年までの 8 年間とします。
- 数値目標については、毎年度、進捗状況を把握し、進行管理を図ることとし、必要に応じて順応的に計画の見直しを実施します。
- 目標期間の最終年である 2020 年までに、戦略の推進状況について総合的な点検を実施し、次期戦略の策定に反映します。

人と自然が共生するあいち

様々な立場の人々が生物多様性への意識を高め、
そのコラボレーション（協働）によって生きものがすみ場所が確保され、
本来、その場所にいるべき野生の生きものと人が共に生きていけるあいち

愛知目標
長期目標

2050

愛知目標
短期目標

2020

目標 2020

生物多様性の損失を止めるための具体的な行動の展開

戦略に基づく行動

評価と見直し

あいち生物多様性戦略 2020 ～愛知目標の達成に向けて～

あいち方式

生態系ネットワーク

多様な主体が、地域の協議
会などでのコラボレーショ
ン（協働）により、生物生
息生育空間を確保する方法
（協議会への参加）

あいち
ミティゲーション

開発などにおける、自然
の保全・再生とネット
ワーク化を進める方法

推進ツール1

生物多様性
ポテンシャルマップ

目標（グランドデザイン）
を共有

推進ツール2

あいちミティゲーション
定量評価手法

取組の成果を見える化

推進ツール3

生態系ネットワーク
チェックリスト

簡単なチェックで
効果的な取組を実現

生物生息地の
保全
生物多様性の
主流化

COP10

戦略計画
2011-2020
（愛知目標）

<長期目標>
自然と共生する世界

<短期目標>
生物多様性の損失
を止めるために、
効果的かつ緊急な
行動を実施する。

2010

あいち自然環境保全戦略
2009 年

国連生物多様性の10年

愛知目標
中間評価

2015

COP11

2012

3 本県独自の取組 ～あいち方式～

1 あいち方式とは

本戦略では、基本目標として「人と自然が共生するあいち」の実現を掲げ、2020年までに、「生物多様性の損失を止めるための具体的な行動の展開」を進めていくことにしています。この目標を実現するための推進力となる本県独自の取組が〈あいち方式〉です。

基本目標である「人と自然が共生するあいち」とは、本来その場所にいるべき生きものと人が、共に生きていける地域です。県民へのアンケートでも、多くの人がある程度身近に自然を感じながら暮らしたいと答えています。

この目標を実現するためには、開発などで分断・孤立した生物の生息生育空間を緑地などでつないで、豊かな生物多様性をもった地域を作り上げること（**生態系ネットワークの形成**）が必要です。

また、本県では、県民や事業者、NPO、行政といった多様な主体による生物多様性保全の取組が各地で行われていますが、その力を結集し、より大きな効果を発揮していくことも望まれます。

そのためには、多様な主体が共通の目標を持って生態系ネットワークの形成に向けた取組を連携して行うとともに、それぞれの得意分野を活かしてコラボレーション（協働）していくこと（例えば、企業の敷地での緑地の保全・再生に研究者やNPOが専門知識や労力を提供するといったこと）が効果的です。

あいち方式の考え方

すべての土地に
生物多様性への
配慮を



本県が進める「あいち方式」は、県が支援して、地域ごとに県民やNPO、事業者、行政といった多様な主体からなる生態系ネットワーク協議会を立ち上げ、地域の生態系ネットワークの形成という共通の目標に向かって〈土地所有者〉〈開発事業者〉〈活動者〉のコラボレーション（協働）による取組を行うことで、地域共有の財産である生物の生息生育空間の保全・創出を進め、生物多様性を保全するためのより大きな効果を上げます。

生物多様性を保全するためには、生態系ネットワークの形成のほかにも、希少種の保護、外来種の駆除、生物多様性の重要性について知る環境学習の推進など、様々な取組を実施していくことが必要です。その実現においても、様々な立場の人々が生物多様性への意識を高め、コラボレーション（協働）によって取組を行っていくことが重要です。

「あいち方式」は本戦略に記載されている生物多様性の保全に向けたすべての取組を進めるための仕組みであり、これによって「自然との共生」を実現していきます。

あいち方式とは

県民や事業者、NPO、行政といった地域の多様な主体が共通の目標のもとにコラボレーション（協働）しながら、効果的な場所で生物の生息生育空間の保全・創出の取組を行うことにより、生物多様性への意識を高め、人と人とのつながりを育みながら**生態系ネットワーク**の形成を進め、「人と自然が共生するあいち」を実現する仕組みです。

内容

多様な主体のコラボレーション（協働）の場として、地域ごとに、生物多様性の保全に向けた取組を行うための多様な主体が集まり**生態系ネットワーク協議会**を立ち上げます（県では9つの地域ごとに協議会の立ち上げを支援します）。協議会では、生物の生息適地を示した地図（**生物多様性ポテンシャルマップ**）をもとに、話し合いにより地域の共通の目標を設定します。

地域内で開発行為が行われる場合には、開発事業者は自然への影響を〈回避〉〈最小化〉し、それでも残る影響について、〈代償〉を進めます。開発区域外で〈代償〉が行われる場合には、生態系ネットワークの形成に効果的な場所で〈代償〉が行われるように県や生態系ネットワーク協議会が調整を図ります（**あいちミティゲーション**）。

これらの取組では、各段階で**生態系ネットワークチェックリスト**や**生物多様性ポテンシャルマップ**を用いて各主体自らが活動内容を確認しながら実施することで、取組が効果的に行われるようにします。

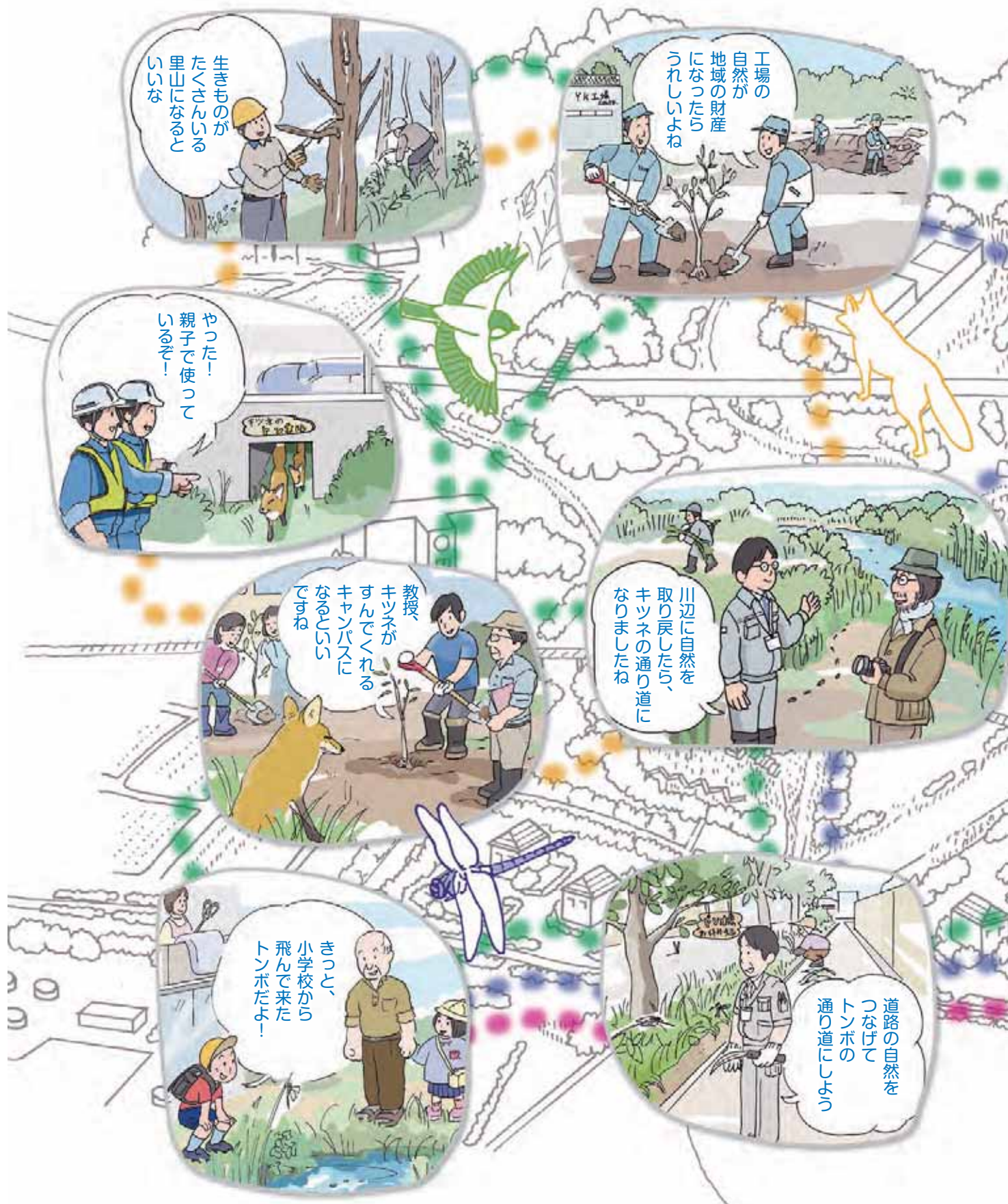
また、取組の計画や成果を**あいちミティゲーション定量評価手法**を使って目に見える形（数値）で表すことにより、活動の一層の促進を図ります。

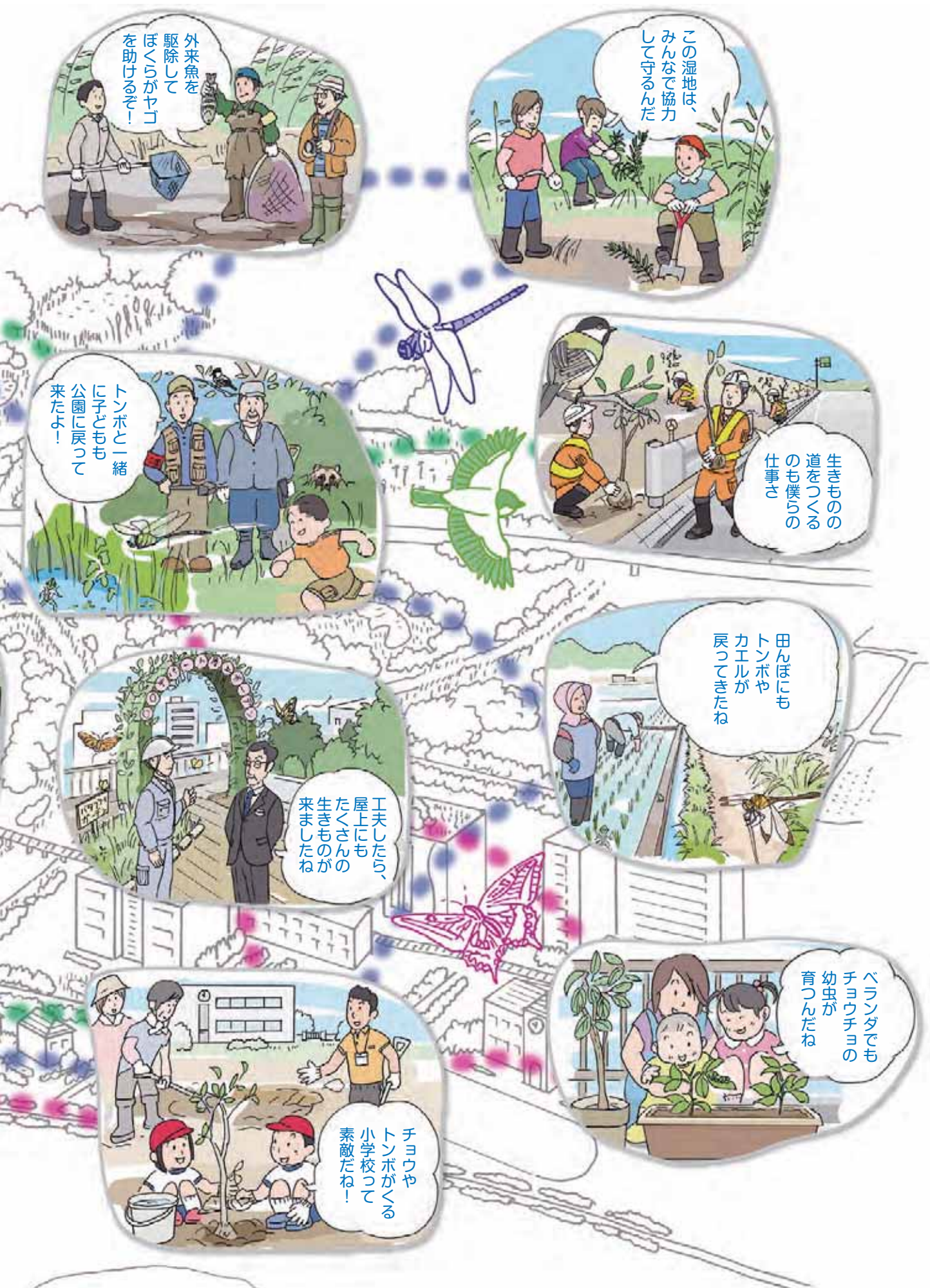
※「生態系ネットワークチェックリスト」「生物多様性ポテンシャルマップ」「あいちミティゲーション定量評価手法」はあいち方式の推進ツールです。

「人と自然の共生」に向けた、あいちのコラボレーション

人のつながりが育む、生きもののつながり

自然と共に生きること「自然との共生」は、私たちにとってかけがえのない幸福であると考えます。土地を所有する人、開発する人、自然を守る活動をする人、様々な立場の人々がコラボレーション（協働）をして、生態系を取り戻す活動を始めませんか。私たちが暮らし、働き、学ぶ場所に、自然の豊かさを取り戻しましょう。（イラストは「生態系ネットワーク」のイメージです。）





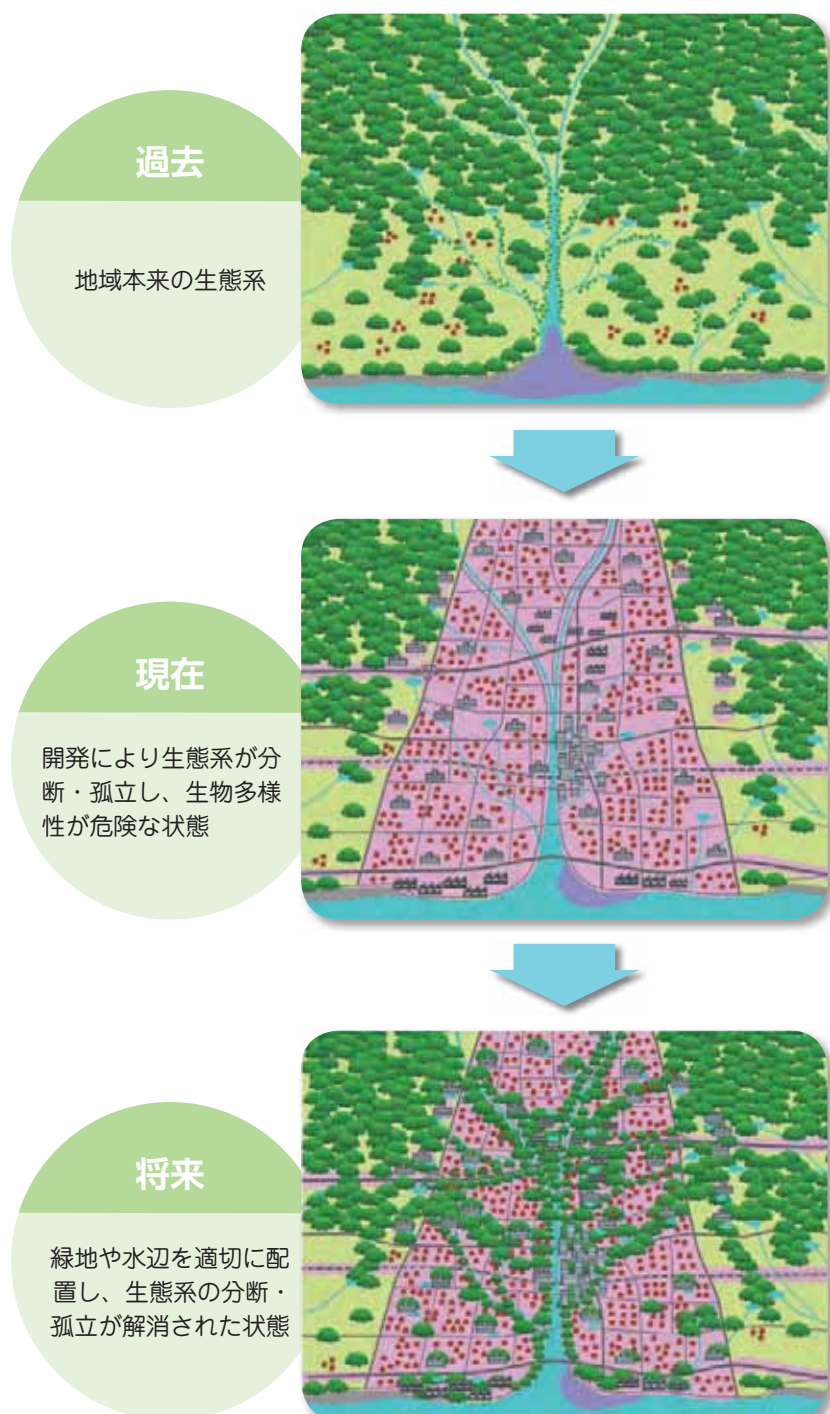
2 あいち方式の構成要素

1) あいち方式の推進方法

① 生態系ネットワーク

- 土地利用の転換や開発などによって分断され、孤立した自然を保全・再生してつなげ、生態系を回復する取組です。
- 県民や事業者、NPO、行政といった地域の様々な主体が、それぞれの持つ土地や労力、費用などを提供しあい、コラボレーション（協働）することによって進めます。

生態系ネットワーク形成のイメージ



② あいちミティゲーション

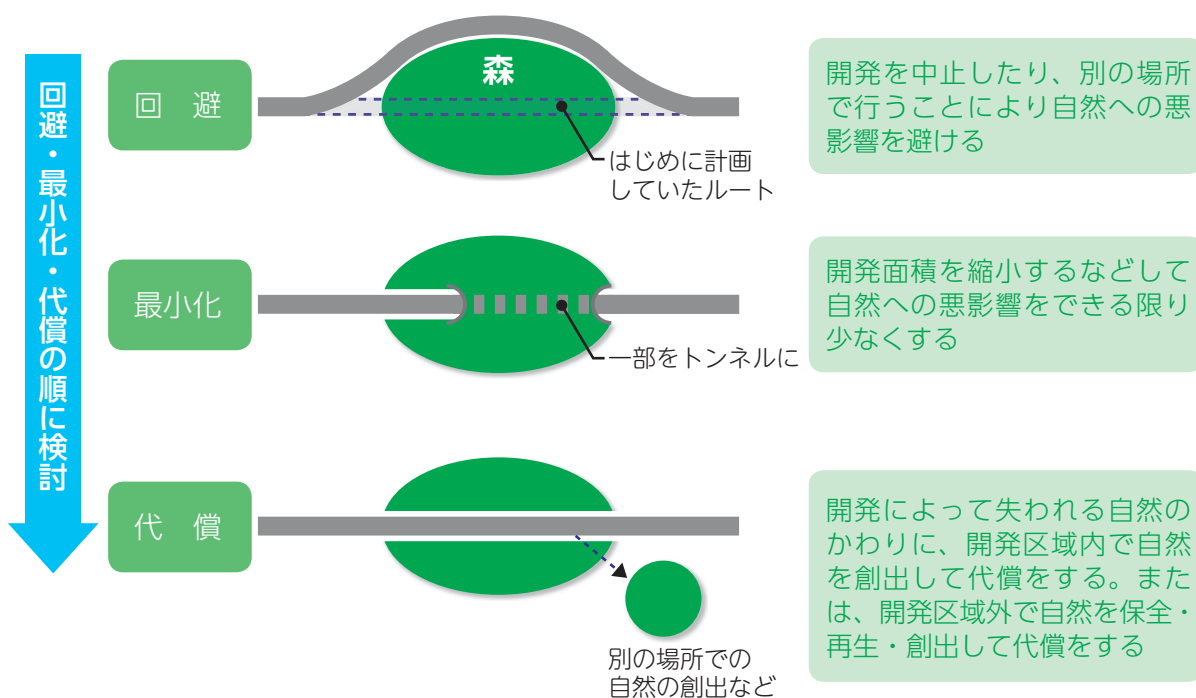
■「あいちミティゲーション」は、土地利用の転換や開発などにおいて、自然への影響を回避、最小化した後に残る影響を生態系ネットワークの形成に役立つ場所や内容で代償することにより、開発区域内のみならず、区域外も含めて自然の保全・再生を促す、本県独自の仕組みです。

回避・最小化・代償の順に検討

■あいちミティゲーションは、開発などにおける自然への影響を回避、最小化した後に残る影響を代償するという順に検討・実施します。

ミティゲーションの例

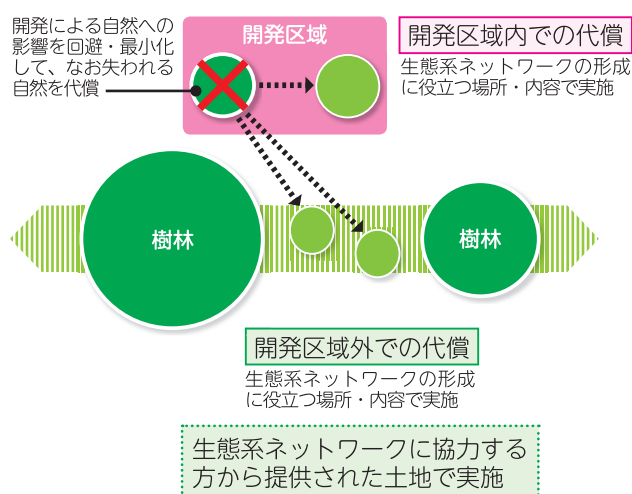
森をつらぬく道路の建設計画があった場合



生態系ネットワークの形成に役立てる

■あいちミティゲーションは、開発区域内や開発区域外で代償を行う場合に、生態系ネットワークの形成に役立つ場所や内容で実施します。また、開発区域外での代償は、生態系ネットワークに協力する方から土地の提供を受け、多様な主体の参加とコラボレーション（協働）によって実施します。

あいちミティゲーションの考え方



2) あいち方式の推進ツール

推進ツール

①

生物多様性ポテンシャルマップ

- 平成 22(2010) 年に、本県が日本で初めて作成したマップです。県土の生物多様性の状況をマップとして見える形で示したことによって、あいち方式の実施に大きく寄与しています。
- 県民や事業者、NPO、行政といった地域の様々な主体が目標を共有するための基礎資料です。
- マップには生態系ネットワークの形成において大切と考えられる場所が示されています。地域の様々な主体がマップを確認しながら活動や事業を行うことによって、これまで個々に行われてきた取組が一定の方向に向かい、生態系ネットワークの形成により高い効果が発揮されます。
- 生物多様性ポテンシャルマップは、実際に生きものがすんでいる場所のほか、森や草地、水辺などの分布や広さといった環境条件から、生きもののすみかとして適している場所を予測して示してあります。



生物多様性ポテンシャルマップの概要

- 県域全体の 10 万分の 1 の地図に、指標種の生息適地や移動に適した場所などを示しました。
- マップの活用方法を示した「活用の手引き」を作成し、示された手順や考え方に基づき検討を行うことによって、事業や活動を生態系ネットワークの形成に役立てることができるようにしています。

参考 指標種とした生物 17 種

哺乳類 3 種	カヤネズミ、ツキノワグマ、テン
鳥 類 8 種	サギ類、ヨシゴイ、カモ類（マガモ属）、オオタカ、サシバ、クマタカ、シギ・チドリ類、シジュウカラ
爬虫類 1 種	アカウミガメ
両生類 1 種	アカガエル類
魚 類 2 種	アユ、ウナギ
昆虫類 2 種	止水性イトトンボ類、オオムラサキ

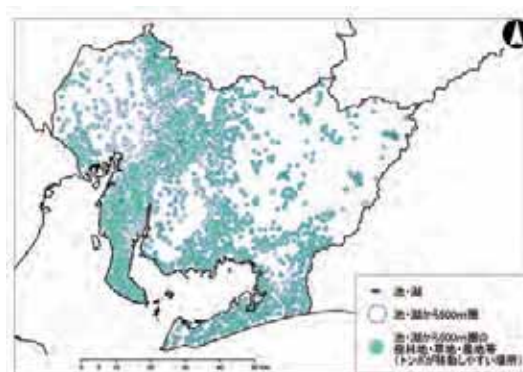


ポテンシャルマップ表紙

イトトンボ類のポテンシャルマップ (全県)

池や湖などに生息するイトトンボ類は、池や湖の間が1 km であれば行き来できることが分かっています。

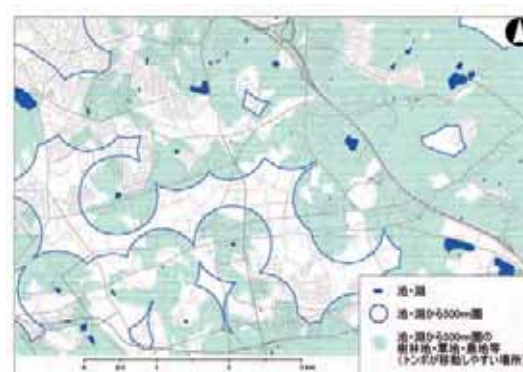
この地図では、本県内の池と湖の周囲500m 以内にある緑地 (イトトンボ類の移動に適した場所) を水色で示しています。



拡大図

濃い青色は池や湖を、青い線で書かれた円はその周囲 500m の範囲を示しており、円と円が接していれば、池と池の間は1 km 未満です。水色は緑地、つまりイトトンボ類が移動しやすい場所を示しています。

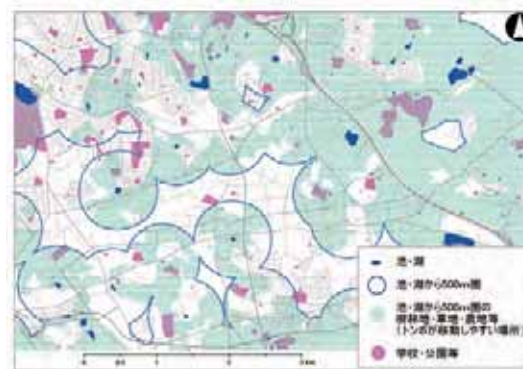
イトトンボ類の生態系ネットワークを作るためには、水色の途切れたところをつなげることが必要です。



学校や公園を重ねた図

イトトンボ類の生態系ネットワークを作るために、活用できる可能性のある公的な場所 (学校や公園など) を重ねた地図です。学校や公園はピンクで示しています。

※実際の生物多様性ポテンシャルマップはこのイメージです。



学校や公園を使って、イトトンボ類の道をつくる

学校や公園を使ってイトトンボ類のための水辺のビオトープを作ると、赤い円の部分がつながり、イトトンボ類の生態系ネットワークが形成されます。



推進ツール

②

あいちミティゲーション定量評価手法

- あいちミティゲーション定量評価手法は、事業や活動などの生物多様性保全の効果をも簡易な評価により点数付けする手法です。
- 事業区域や活動区域の面積、環境条件などを選択しながらコンピュータ上で表に入力することにより、評価点が算出されます。

活用できる事業、活動

- 開発による自然への影響を評価する場合や、生物多様性を保全する活動などに活用できます。
- 事業者自身が開発による自然への影響を評価することから、開発計画などを立案する際に、複数案の環境への影響を点数の形で比較検討できるようになります。
- 県民や事業者、NPO などによる生物多様性を保全する活動において、取組の成果を点数の形で「見える化」してアピールできるようになります。

入力画面

質問に沿って環境条件を入力していくだけで、評価点が算出されます。

竣工時(事業後):分割した区画ごとの環境条件を入力してください。

区画番号	①面積(m ²)	②環境タイプⅠ	③目標環境タイプ	④目標環境タイプの変更	⑤保全緑地	⑥環境タイプⅡ
A1	2500	人工面	—			
A2	2400	低木・竹・草地	低木・草地			乾性草地
A3	450	湿性環境	湿性環境			水田以外の湿性環境
A4	1600	樹林	樹林			高さ9m以上の木
A5		湿性環境 低木・竹・草地 人工面	樹林		該当	高さ9m以上の木
A6						
合計	10000	m ²				



生態系ネットワークチェックリスト

- 生態系ネットワークチェックリストは、開発事業やビオトープ創出事業、自然環境管理活動を実施する際に、生態系ネットワークの形成や生物多様性の保全を推進するために効果的な項目を整理したものです。
- 事業や活動を実施する際に、生態系ネットワークチェックリストを用いて取組内容をチェックすることによって簡単に事業や活動の内容をより良くすることができます。
- チェックリストを県に提出していただき、県はそれを基に、優れた取組の広報や表彰などを行う予定です。また、取組の件数や面積のほか、取組成果の点数などを整理し、県全体の取組の成果として公表していきます。

生態系ネットワークチェックリスト	
A. 開発事業用 対象：開発における自然環境影響評価、設計、施工、代償、生物の生態系管理関係の環境保全対策等・創出する事業	
はじめに ・本チェックリストは、項目にチェックが入れば、プラスの取組になっていると判断されるもので、チェックが入らなくても、マイナスの取組と判断されるものではありません。この点を理解していただき、積極的に活用してください。 ・本チェックリストを活用することで、配達の方向性が分かり、箇々に取り組むよりも経営的詳細が得られやすくなります。 ・このチェックリストは、愛知環境部自然環境課に提出してください。県は、それを基に、優れた取組の広報や表彰などを行う予定です。また、取組の件数や面積のほか、取組成果の点数などを整理し、県全体の取組の成果として公表していきます。	
本チェックリストの使い方 ・チェックリストは【構想・計画】【設計・施工】【管理】の3段階に区分しています。事業によっては、これらの事業段階に明確に区別できない場合もあると考えられます。その場合は、事業段階に関わらず、すべての項目をチェックしてください。 ・本チェックリストを県に提出していただくタイミングは、【施工】終了時を想定しています。したがって、【管理段階】については、提出時には、実施されていないことが多いと考えられますが、その場合は、実施を予定しているものとして、チェックをしてください。 ・事業前と事業後の結果を、《あいちミチゲーション定義評価手法》を活用して、点数化してください。これにより取組の成果がアピールしやすくなります。 ・事業に伴う各種手続きのできるだけ早い段階で、愛知環境部自然環境課にご相談ください。	
事業担当部署名・企業名 など 事業の種類（○をつけてください） 道路・河川・公園・公共施設（ ）・その他（ ） 施工場所（地図を添付してください） 事業名称 事業期間 事業概要（前面などの内容がわかる資料を添付してください）	
チェックリスト 【構想・計画段階】 □A1 資料やヒアリングなどから、事業予定地及び周辺の植生、動物の生態生育状況、基盤となる土地条件を把握した。 □A2 現地調査を実施し、事業予定地及び周辺の植生及び動植物の生態生育状況を把握した。 □A3 《生物多様性ポテンシャルマップ》などを用いて、事業予定地の生態系ネットワーク上の位置づけを把握した。 □A4 目標種や目標環境を設定した。 □A5 自然の把握や、生態系ネットワーク上の位置づけなどを、事業内容に反映した。 □A6 回避・最小化・代償の順に自然の保全対策を検討した。 □A7 在来種の苗木などの入手方法を検討した。 □A8 地域の生態系ネットワーク協議会に相談した。 【設計・施工段階】 □A9 生物の生態生育に配慮した植栽物や植栽方法などを検討した。 □A10 植栽に作業機を使用した。 □A11 地域住民や企業の参加による植栽などを実施した。 □A12 施工時の湧水の流出防止や、工事用道路による影響の最小化など、施工時の影響軽減などの対策を検討、実施した。 □A13 継続的な管理を行うための管理計画を策定した。 【管理段階】 □A14 外来種の拡大防止に努めた。 □A15 地域外から、生きものを導入することは避けた。 □A16 地域住民や企業の参加による管理を行った。 □A17 生きものの生態生育を考えた管理を行った。 □A18 定期的に生きものの調査を行い、自然の保全・再生状況を把握した。 □A19 必要に応じて、管理方法などの改善を行った。 □A20 事業内容や成果について広報し、取組の普及・拡大につなげた。	
《あいちミチゲーション定義評価手法》による事業前と事業後の点数 結果（事業前 ポイント）⇒（事業後 ポイント） その他、工夫した点・アピールポイントなど	
■チェックリスト提出先・問い合わせ先 愛知県 環境部 自然環境課 生態系ネットワークグループ 〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 電話 052-954-6229 FAX 052-963-3526	



第 2 章

生物多様性の危機

～転換点にある私たちの暮らし～



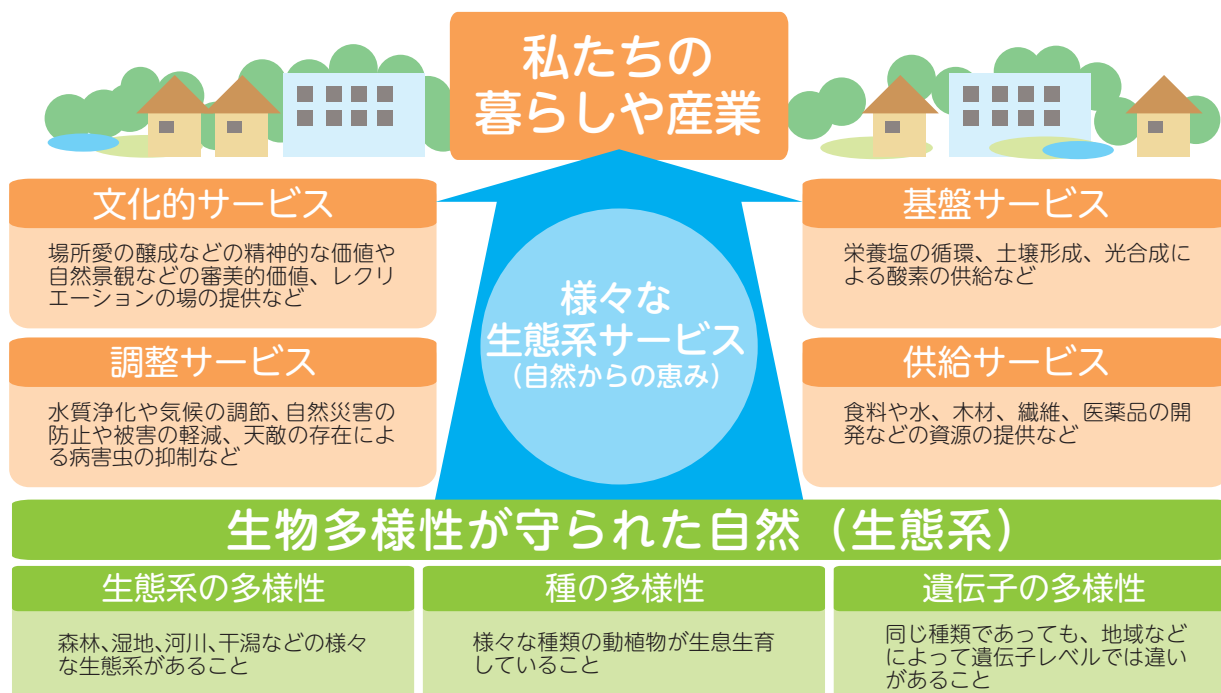
1 地球の生物多様性の危機

生物圏の厚さ



地球の直径は約 12,800km、表面積は約 5 億 1 千万 km^2 です。その表面積すべてに生きものが生息生育していますが、その厚みは約 30km（大気圏約 20km・水圏約 10km）にすぎません。これは、地球を直径 20cm のボールに見立てると、わずか 0.5 mm の薄い層です（直径 20cm のボールの表面積は平面にすると 35cm × 35cm の広さになり、その上に 0.5mm の薄い層が乗っていることになります）。この限られた空間の中に多くの生きものが互いに関係を持って生息生育することによって様々な生態系をつくっています。

私たちの暮らしや産業は、この限られた生態系からの恵みによって支えられています。その恵みは「生態系サービス」と呼ばれ、私たちの生命や衣食住に関わる直接的なものから、地域の文化や場所愛（トポフィリア）の醸成といった目には見えない価値まで幅広く、多岐にわたっています。



一方、私たちの暮らしや産業は生物多様性に負の影響を与えています。私たちの暮らしが生物多様性に与える影響を図る目安のひとつとして、人間の消費活動によって生じた地球環境への負荷を土地面積に換算したエコロジカルフットプリントという指標があります。世界自然保護基金の「生きている地球レポート 2012」によると、既に、現在の世界中の人々の生活には地球が 1.5 個必要な状況であり、2030 年半ばには地球が 2 個必要になると計算されています。2008（平成 20）年の日本人一人当たりの消費エコロジカルフットプリントは、世界平均の 1.5 倍にあたり、世界の人が日本と同じ生活をした場合、地球が 2.3 個必要になると計算されています。

地球の環境許容量を超えている、現在の世界の人や日本人の生活水準

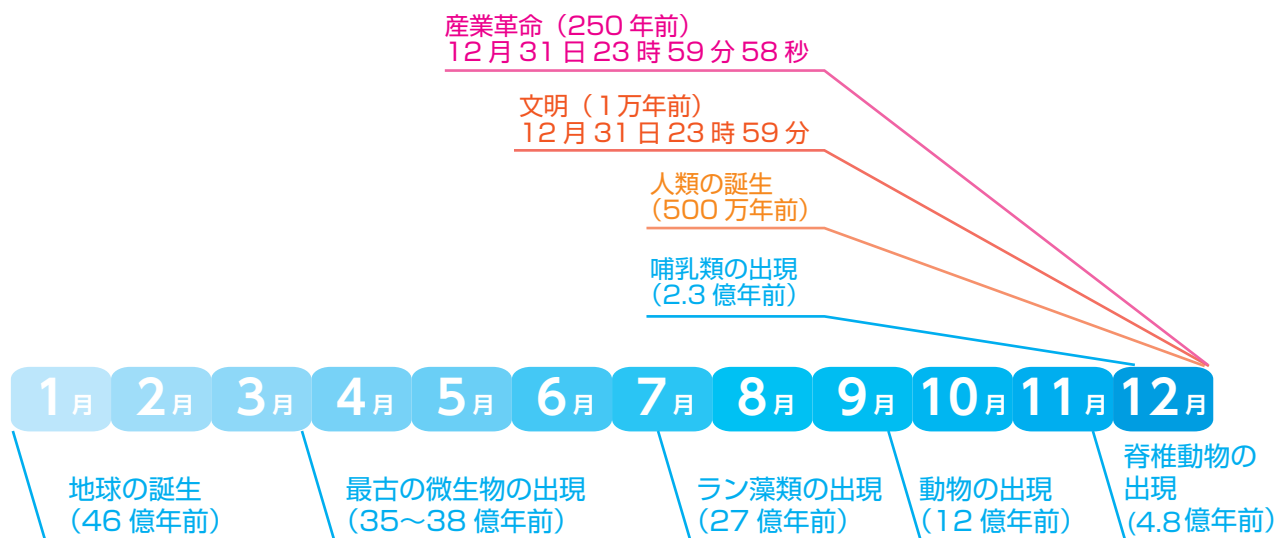


出典：世界自然保護基金「生きている地球レポート 2012」より作成

地球誕生から、現在までの 46 億年を 1 年に換算してみると、3 月末には最古の微生物が誕生し、7 月にはラン藻類が出現し大気中に酸素が増加します。11 月には脊椎動物が、12 月中旬には哺乳類が出現します。これに対して、文明が誕生したのは 12 月 31 日の午後 11 時 59 分、250 年前の産業革命は、一年の最後の 2 秒前にすぎません。

1 年に換算した地球と生物進化の歴史

長い時間をかけてつくられた生物多様性を極めて短い時間に損なおうとしています



出典：木村資生「生物進化を考える」（岩波新書、1988）、磯崎行雄「生命と地球の歴史」（岩波新書、1998）、環境省「平成 22 年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」を参考に作成

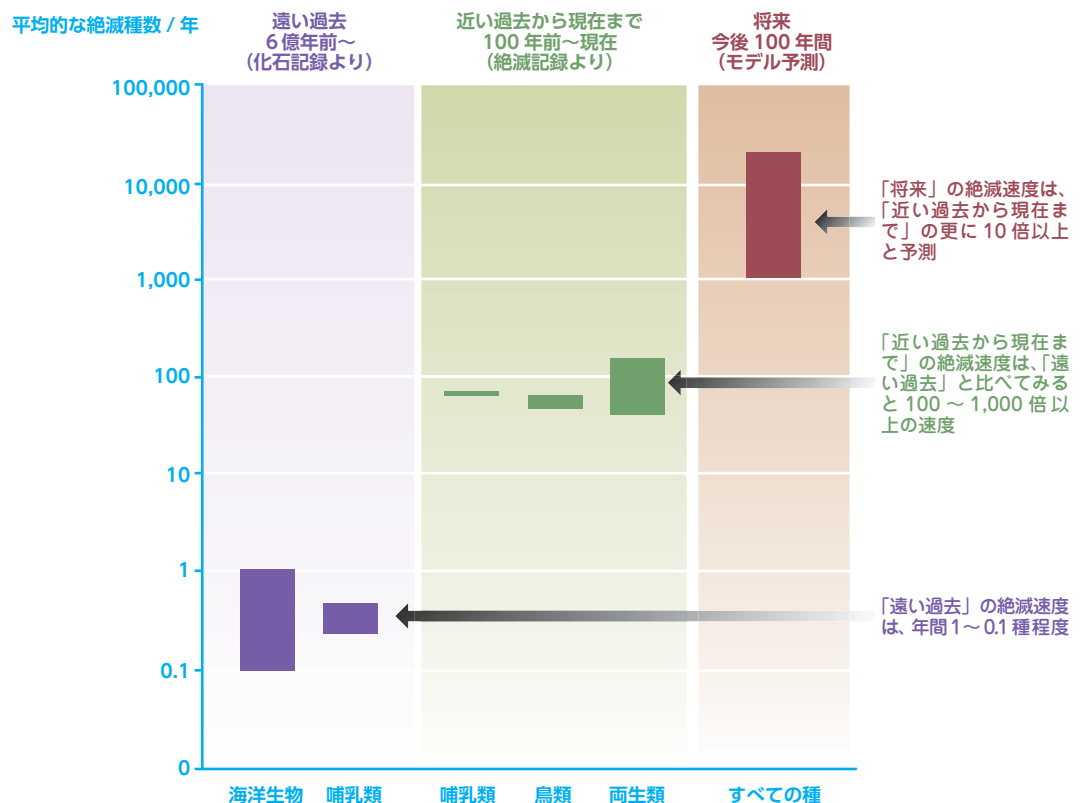
こうした地球環境の許容を超えた暮らしの水準は、数百年という地球の歴史から見れば極めて短い時間にもかかわらず、急激な生きものの絶滅を招いています。

過去に地球上で起きた生物の大量絶滅は5回あったといわれていますが、これらの自然状態での絶滅は数万年から数十万年の時間がかかっており、遠い過去の絶滅速度は平均すると一年間に1～0.1種程度であったと推定されています。一方で、人間活動によって引き起こされている現在の生物の絶滅は、遠い過去とは桁違いの速さで進んでおり、過去100年には、年間100種程度（遠い過去の100～1,000倍の速度）が絶滅しています。また、今後100年間でさらに10倍以上（場合によっては100倍以上）の速度で絶滅が進むと予測されています。

微生物が地球上に誕生してから約38億年もの長い年月をかけて生物多様性はつくられてきました。こうした生物多様性は、そのものがかけがえのないものであり、守っていかなければならないものですが、私たちは、数百年という短い間に大きく損なおうとしています。

種の絶滅速度

現在の種の絶滅は過去とは桁違いの速さで進んでいます



出典：Millennium Ecosystem Assessment Statement from the Board より作成

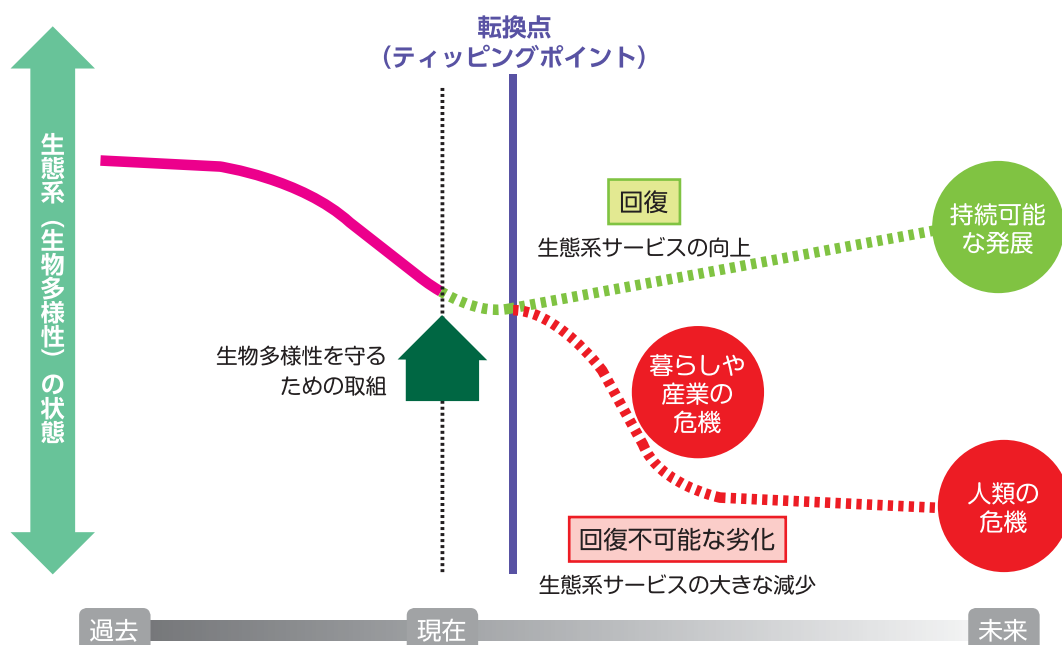
現在の生態系の状況は、リベット（板と板を結合する金属の釘）を落としながら飛んでいく大きな飛行機にたとえられます。大きな飛行機であれば翼のリベットが何個か抜け落ちても飛び続けることができるかも知れませんが、抜け落ちる数が多くなれば、最後には飛行機は空中分解して墜落してしまいます。

生態系〈飛行機〉は、多くの生きもの〈リベット〉が互いに関係しあって安定した状態をつくっています。絶滅する生きものの数〈落とすリベットの数〉が少なければ、生態系の機能は維持され〈飛び続けることができ〉ますが、絶滅する生きものの数が多くなると、生態系のバランスが大きく崩れ〈空中分解して〉、回復することのできない状態になる〈墜落する〉可能性があります。これはすなわち、生態系サービスに支えられている私たちの暮らしや産業が大きな打撃を受けることを意味しています。

この生態系を回復することのできなくなる点は、転換点（ティッピングポイント）といわれ、このポイントが近づいていると考えられています。

転換点（ティッピングポイント）の概念図

今の取組が未来を決めます



出典：生物多様性条約事務局「地球規模生物多様性概況第3版」を参考に作成

2 あいちの生物多様性の危機



地球規模での生物多様性が高いにも関わらず、人類による破壊の危機に瀕している地域は「生物多様性ホットスポット」と呼ばれています。国際的な環境 NGO であるコンサベーション・インターナショナルは、世界中で 35(2012 年時点) のホットスポットを選定しており、日本列島もそのひとつです。この 35 地域の面積は、地球上の陸地面積のわずか 2.3%に過ぎませんが、そこには全世界の 50%の維管束植物種と 42%の陸上脊椎動物種が生存しています。当然のことながら本県もこの「生物多様性ホットスポット」に含まれており、地球全体で生物多様性が危機に瀕しているのと同じように、本県においても生物多様性が危機に瀕しています。

本県には、奥山、里地里山^(用語)、田園、都市、河川・池沼、沿岸・里海といった多様な環境があり、それぞれの環境をすみかとする多様な生きものが生息生育しています。

山地の多くはスギやヒノキを中心とした人工林^(用語)となっていますが、丘陵地を中心にコナラ、アベマキなどを主体とする二次林^(用語)が広く分布しています。また、丘陵地などに、東海丘陵要素植物群などの生育する湧水湿地^(用語)が点在していることが本県の自然の特徴です。

一方、本県はものづくりや農林水産業の盛んな産業県であり、高度成長期以降の活発な経済活動を背景とした都市化の進行などにより生物の生息生育空間を消失してきました。

一般的に生物多様性の危機の原因としては、動植物の乱獲や開発による生物の生息生育空間の消失などの「人間活動や開発による危機」、里山などに手が入らなくなったことによる「人間活動の縮小による危機」、外来種や化学物質などによる「人間によって持ち込まれたものによる危機」、地球温暖化などによる生息生育環境の変化などの「地球環境の変化による危機」の4つが挙げられます。

本県においては、活発な経済活動を背景とした「人間活動や開発による危機」や「人間によって持ち込まれたものによる危機」、県域全体で古くから人間の活動が行われてきたことによって育まれてきた里地里山などに人の手が入らなくなったことによる「人間活動の縮小による危機」が特に進んでいることから、この危機について、次に示します。

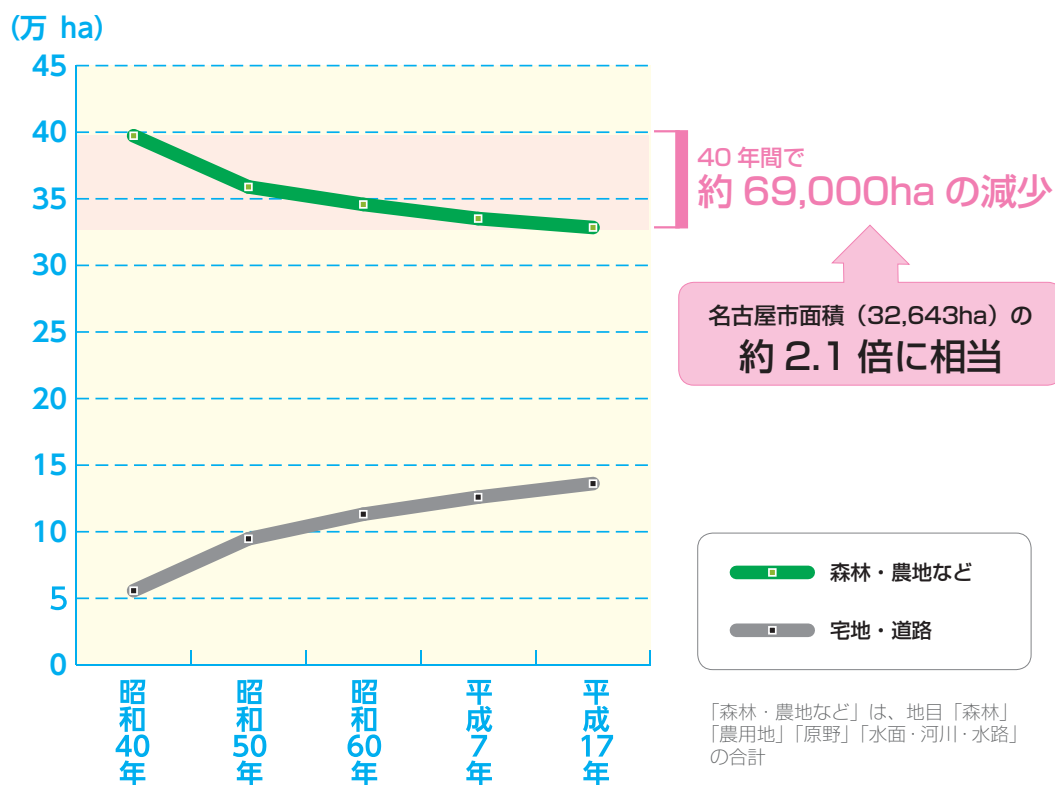
1 生物の生息生育空間の減少による 生物多様性の危機（人間活動や開発による危機）

県内の生物多様性が失われている大きな原因のひとつが、生物の生息生育空間の減少です。生物の生息生育空間の減少によって分断化が進み、生きものの繁殖のための交流などを妨げています。

農地や森林、原野の減少

本県では、戦後、特に高度成長期以降、平野や丘陵地において森林や農地の宅地化が進み、その結果、生物の生息生育空間の減少や分断が進んでいます。本県の地目別土地利用の推移からも、農用地や森林、原野が減少して、道路や宅地が増加していることがわかります。

土地利用面積の推移



出典：昭和40年は愛知県「地目別県土土地利用の推移」より、他は愛知県「土地に関する統計年報」より

自然海岸・半自然海岸の減少

海辺の生物の生息生育空間である県内における自然海岸は年々減少しており、平成13（2001）年現在、県内の海岸線のうち自然海岸が占める割合は約6.1%にすぎません。

海岸線の距離

区分	昭和53年度	昭和59年度	平成5年度	平成13年度
自然海岸	45.68	42.05	41.53	36.70
半自然海岸	112.50	115.00	117.68	124.65
人工海岸	382.55	401.05	410.33	425.78
河口部	10.38	10.20	10.20	10.87
海岸線の合計	551.11	568.30	579.74	597.99

(km)

出典：愛知県「海岸環境実態調査報告書」（2002年）

自然海岸・半自然海岸が占める割合

区分	昭和53年度	昭和59年度	平成5年度	平成13年度
自然海岸の占める割合	8.3	7.4	7.2	6.1
自然海岸と半自然海岸が占める割合	28.7	27.6	27.5	27.0

(%)

出典：愛知県「海岸環境実態調査報告書」（2002年）



自然海岸

海岸（汀線）が人工によって改変されないで自然の状態を保持している海岸（海岸（汀線）に人工構造物のない海岸）

半自然海岸

道路、護岸、テトラポッドなどの人工構築物で海岸（汀線）の一部に人工が加えられているが、潮間帯においては自然の状態を保持している海岸（海岸（汀線）に人工構築物がない場合でも海域に離岸堤などの構築物がある場合は、半自然海岸とする。）

人工海岸

港湾・埋立・浚渫・干拓などにより人工的に作られた護岸が汀線を形成している海岸など、潮間帯に人工構築物がある海岸

表浜海岸

藻場・干潟の減少

藻場^(用語)・干潟は、魚類をはじめとする多種多様な生きものの生育・産卵場になっています。特に、干潟は、渡り鳥の中継地として、国内のみならず、世界との生態系ネットワークにおける重要な拠点でもあります。

干潟は、埋め立てや干拓などにより減少し、昭和 20(1945)年から昭和 63(1988)年の 43 年間に、2,441ha が消失し、平成 13 (2001) 年の時点で残されている干潟の面積は 1,783ha にまで減少しています。

本県内における干潟の消失面積の推移

消失時期	昭和 20 ～ 24 年	昭和 25 ～ 29 年	昭和 30 ～ 34 年	昭和 35 ～ 39 年	昭和 40 ～ 44 年	昭和 45 ～ 49 年	昭和 50 ～ 54 年	昭和 55 ～ 63 年	合計
消失面積 (ha)	269	4	148	337	980	527	0	176	2,441

出典：環境庁「第 2～4 回 自然環境保全基礎調査報告書」(1980、1988、1994 年)
愛知県「海岸環境実態調査報告書」(2002 年)



一色干潟

2 森林の管理が行われなくなったことによる生物多様性の危機（人間活動の縮小による危機）

里山林^{（用語）}や水田は、人の手で管理され、利用されることによって、長い年月をかけて独特の自然環境を形成し、多様な生きものを育んできました。しかし、人口減少・高齢化や、農業形態、生活様式の変化などにより、かつてほど利用や管理が行われなくなりました。これにより、環境が変化し生物多様性が失われつつあります。

手の入らない里山林や人工林の増加



間伐の遅れた人工林

里山林は、かつては、薪にする木材や落ち葉などを得るために人の手が入られ、その結果、明るい林を好む生きものの生息生育空間になっていました。しかし、化石燃料の使用などにより人の手が入られなくなり、明るい林を好む生きものがすみづらくなっています。一方、スギ・ヒノキ人工林は、国内林業の不振などにより、間伐^{（用語）}などの管理が遅れ、下層植生がなく、生物多様性の低い林が見られます。

森林は、県の面積の約43%を占めており、生物の生息生育空間としての質の低下は、県全体の生物多様性の危機を招いています。

竹林の拡大



手入れ不足による
竹林の荒廃

竹林はかつて、タケ製品の材料やタケノコを採るために植栽され、管理が行われていました。現在では管理が行われなくなり、急速に分布が拡大し、里山林に侵入して樹木を枯らすなどの影響を与えています。竹林は、里山林と比較して生物多様性が低いため、県全体の生物多様性の危機につながります。

例えば、竹林拡大が顕著な美浜町では、平成7（1995）年に43haだった竹林が、平成22（2010）年には305haにまで拡大しています（美浜町緑の基本計画より）。また、茅原沢自然環境保全地域（岡崎市）では、モウソウチクが希少なヒメシャラの林に侵入して悪影響を与えていることから、モウソウチクの駆除に取り組んでいます。

モウソウチクは分布を拡大することで、生物多様性の危機につながることから「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく移入種として公表されています。

3 外来種による生物多様性の危機 (人間によって持ち込まれたものによる危機)

人の手によって持ち込まれた生きものが、在来の生きものを捕食したり、生息生育空間を奪うなどして、県内の生物多様性の危機を招いています。

オオクチバス (ブラックバス)・ブルーギル



オオクチバス

本県には、3,000 か所以上のため池があります。これらのため池は人の手によって造られたものですが、長い年月をかけて、在来の魚類、両生類、昆虫類などが生息する場所になっていました。しかし、近年、オオクチバスやブルーギルが池に放され、在来の生物を捕食し、生物多様性の危機を招いています。犬山市内の中島池での調査では、オオクチバスやブルーギルが増え、フナなどの一部を除き在来種^(用語)がいなくなったり、わずかになったりしています。

犬山市中島池の魚類の変化

		×は生息していないことを示す	
		昭和 25 年頃	平成 17 年
移入種	ブルーギル	×	3,000
	オオクチバス	×	1,000
在来種	フナ sp.	生息	大変多い
	オイカワ	生息	数十匹
	カワムツ	生息	×
	タモロコ	生息	数匹
	カワバタモロコ	生息	×
	モツゴ	生息	数匹
	ウシモツゴ	生息	×
	アブラボテ	生息	×
	ヤリタナゴ	生息	1
	カマツカ	生息	数十匹
	メダカ	生息	×
	ヨシノボリ sp.	生息	数匹
	ドンコ	生息	×
	ウキゴリ	生息	×
	ドジョウ	生息	×
	スジシマドジョウ	生息	数十匹
	ホトケドジョウ	生息	×
	ウナギ	生息	×
	ナマズ	生息	数匹

出典：犬山市「ため池の環境と生き物たち」の表を加工

アカミミガメ

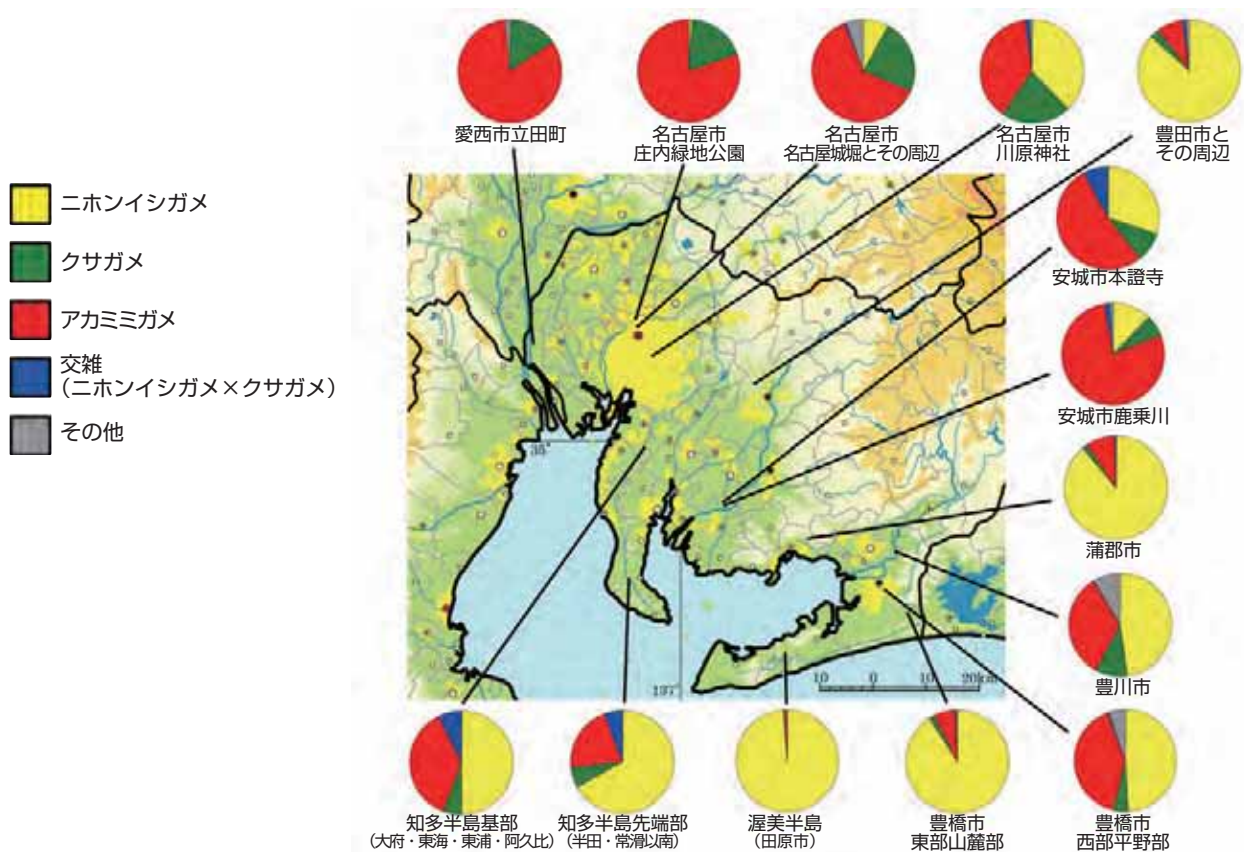


アカミミガメ

県内では、アメリカ大陸原産のアカミミガメが広い範囲に生息しており、ニホンイシガメ、クサガメなどの在来のカメの生息空間を奪っているほか、水生生物などを捕食して、水辺の生物多様性の低下を招いています。

本県内のカメの種類相

アカミミガメは、都市部で多く生息する傾向があります。これはペットとして飼われていたものが野外に放されたことや、水質の汚濁などが関係している可能性があります。



矢部氏提供の資料を一部改変
出典：愛知県「愛知県移入種対策ハンドブック」

4 絶滅の危機に瀕している生きものたち



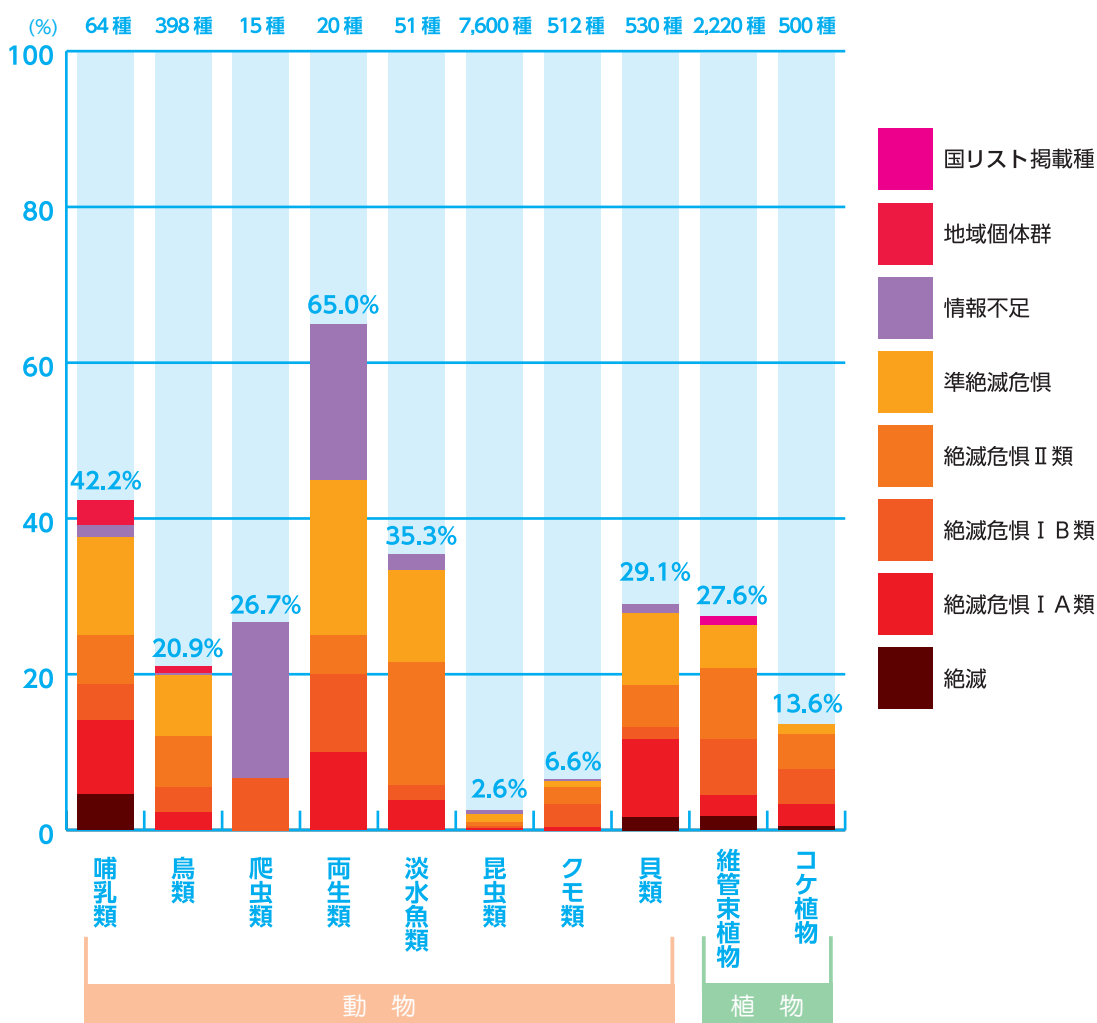
コノハズク



シデコブシ

本県が平成 21（2009）年に発行した、県内の絶滅のおそれのある野生の生きものの現状を示すレッドデータブックあいち 2009 には、植物 680 種（県内確認種約 2,720 種の 25%）、動物 528 種（県内確認種約 9,200 種の約 5.7%）の合計 1,208 種が掲載されています。掲載されている種数の全種数に占める割合を見ると、哺乳類、両生類、淡水魚類が特に高い状況です。

レッドデータブックあいち 2009 に掲載されている種数の全種数に占める割合



出典：愛知県「レッドデータブックあいち 2009」をもとに作成

絶滅	愛知県では既に絶滅したと考えられる種、または、飼育・栽培下でのみ存続している種
絶滅危惧ⅠA類	ごく近い将来、野生で絶滅する危険性が極めて高い種
絶滅危惧ⅠB類	近い将来、野生で絶滅する危険性が高い種
絶滅危惧Ⅱ類	絶滅の危機が増大している種
準絶滅危惧	存続基盤が脆弱な種
情報不足	評価するだけの情報が不足している種
地域個体群	愛知県で特に保全のための配慮が必要と考えられる特徴的な個体群



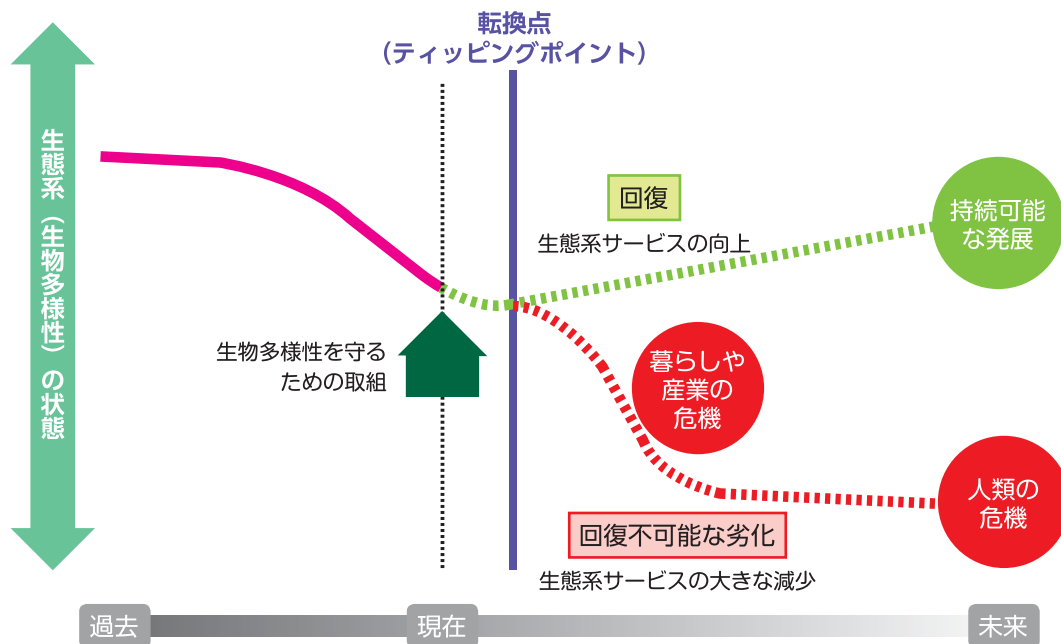
3 生物多様性の危機と、暮らしや産業の危機

私たちの暮らしや産業は、生物多様性が守られた自然からの恵み（生態系サービス）に支えられています。そのため、生物多様性の危機は、私たちの暮らしや産業の危機につながっています。

ここでは、生物多様性が失われた場合に、暮らしや産業が受ける危機を整理します。各項目には、イラストで、生物多様性が守られている未来（持続可能な発展）と生物多様性が失われた未来（暮らしや産業の危機）を示します。

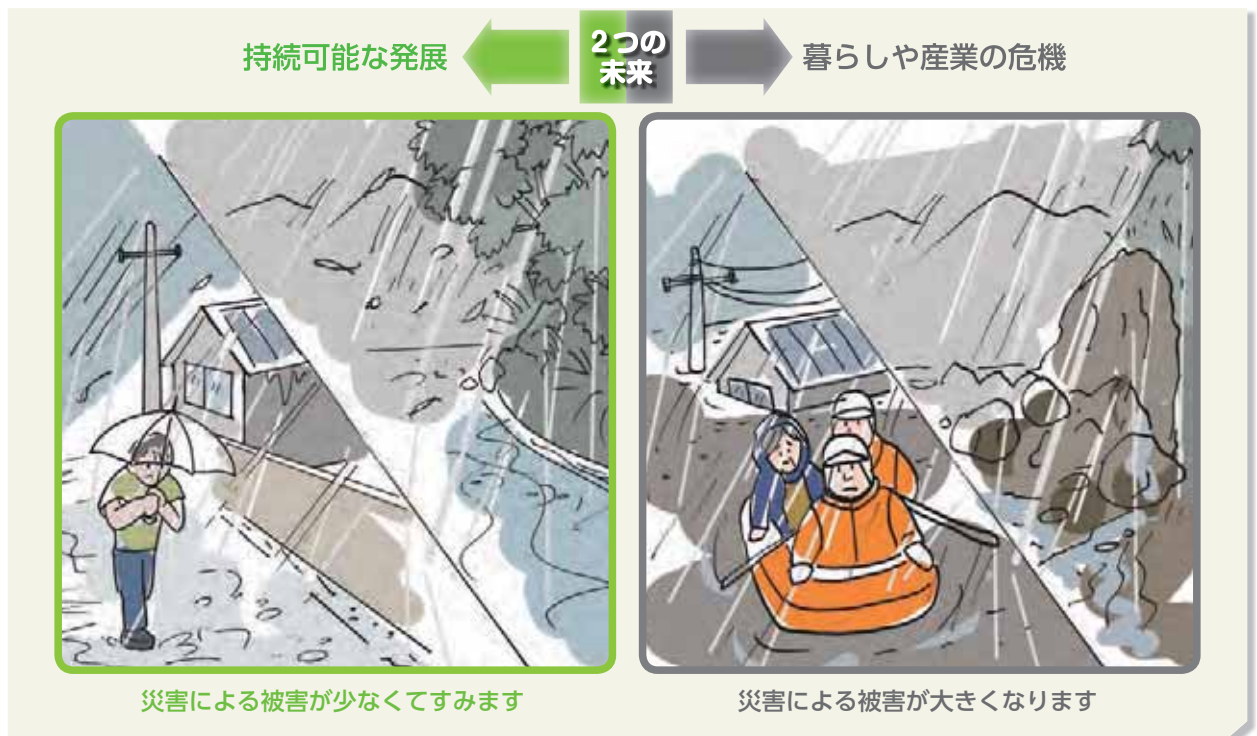
2つの未来

(25 ページの図の再掲)



出典：生物多様性条約事務局「地球規模生物多様性概況第3版」を参考に作成

災害を受ける危険が高まる

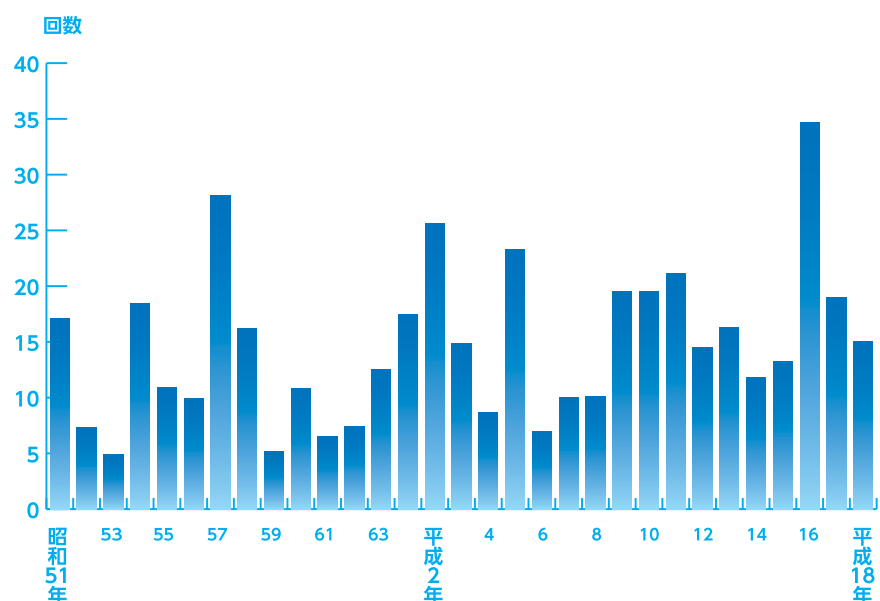


生態系サービスのひとつに、森林による土砂災害の防止や洪水の緩和、津波の緩和、樹林帯による火災の延焼防止などの災害の防止や被害の軽減があります。

本県は古くから陶磁器産業が発展し、薪にするための樹木の伐採などによって、山地から丘陵地の広い範囲がはげ山となり、その結果、下流で洪水が頻発したという江戸時代の記録が残っています。また、本県には我が国で最大の海拔ゼロメートル地帯が広がり、昔から水害に悩まされてきました。

日降水量 200 mm以上の年間発生回数（全国 100 地点あたり）

大雨は増加傾向にあります



出典：気象庁「気候変動監視レポート2006」

現在、本県では三河地域を中心に、主に戦後植林されたスギ・ヒノキの人工林が広がっていますが、一部に、林業活動の低迷などにより間伐などの管理が不足し、下草などの植物がほとんど育っていない森林が見られます。こうした林は、雨が降ると土壌が流出しやすく、また、保水力も低いため、短時間に川に雨水が流出します。これに対して、予想を超える大雨は増加傾向にあり、洪水や土砂崩れなどの災害が生じる可能性が高まっています。

こうした台風や大雨による災害の懸念が増加する一方、本県は、これまで、東海地震や東南海地震などの海溝型地震や、濃尾地震などの活断層型の地震による甚大な被害を受けた地域です。また、新たに検討が進められている南海トラフの巨大地震についても、平成24（2012）年8月に国が公表した被害想定では強い揺れや津波などにより、これまでの想定を大きく上まわる被害に見舞われるおそれがあることが示されました。東日本大震災で甚大な被害をもたらした津波についても、本県の太平洋に面した海岸では最大で20mを超え、伊勢湾や三河湾の奥にも3～5mの津波が到達する可能性が示されています。

平成23（2011）年3月の東日本大震災の発生を踏まえて、巨大地震などに対しては災害の発生を完全に防ぐことは困難であるが、被害を軽減することは可能であるとの基本認識に立ち、予防対策、応急対策、復旧・復興対策などの一連の取組を通じて、できる限り被害の最小化を図る「減災」の考え方が主流になってきています。

この「減災」の考え方は、江戸時代に豊川につくられた「霞堤」でも、水を封じ込めるのではなく、一部をあふれさせることで被害を軽減させる「いなす」という減災の思想に基づく人と自然の共生の姿をみることができます。

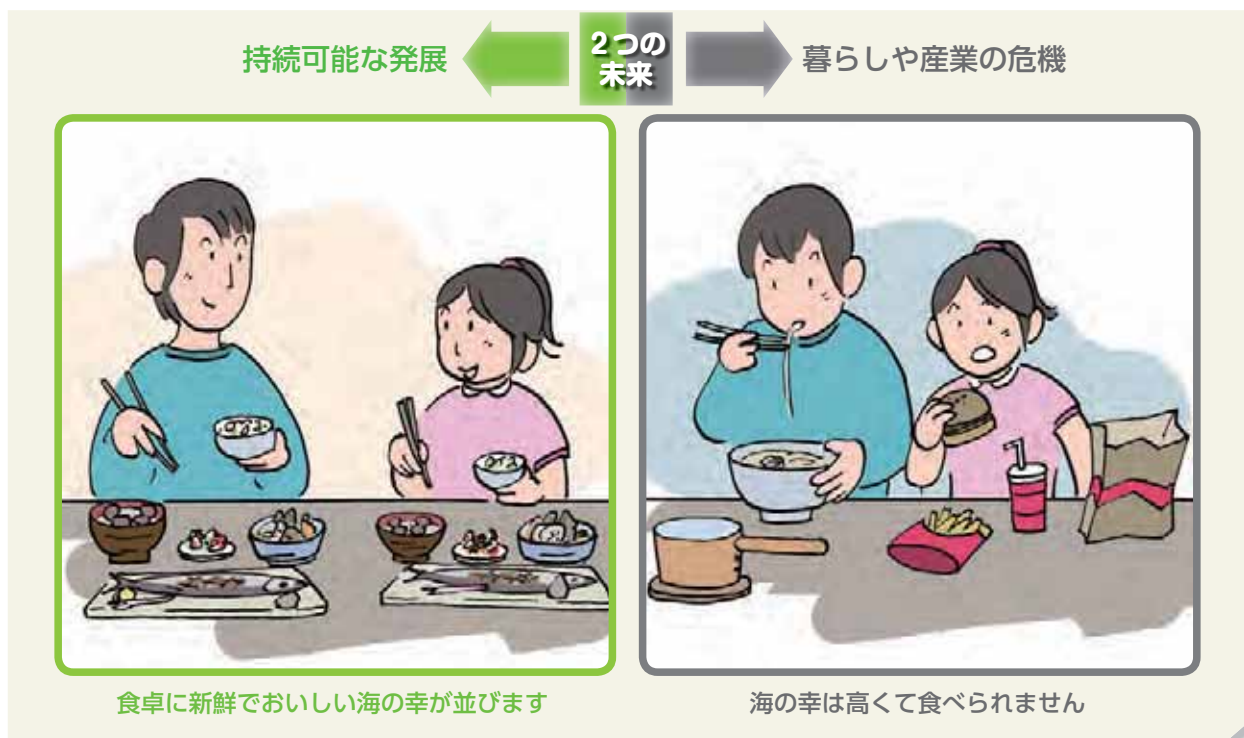
一方、大規模な火災に際し、樹林帯が火災の延焼防止に一定の役割を果たすことが知られています。

東日本大震災に係るその後の調査からは、海岸防災林がある程度の規模の津波に対して、被害を緩和する機能があることが明らかになっており、現在、海岸防災林の再生・創出に向けた取組もはじまっています。

ハード対策とソフト対策の両面による総合的な防災対策を進める中で、被害の最小化を主眼とする「減災」の実現に向けて、森林の洪水防止や土砂崩壊防止などの機能の向上、市街地への緑地帯の整備、海岸防災林などの機能的な配置などの取組は、そのまま生物多様性の保全につながる取組と考えられます。

また、大雨の増加は、地球温暖化が原因のひとつとして考えられています。地球温暖化は、海外での樹林の伐採など、生物多様性の保全とも深く関わっています。この樹林伐採を減少させるための私たち一人ひとりの日常の消費行動が、長期的に見た場合、生物多様性を保全するとともに、減災につながると考えられます。

海の恵みのある健全な食生活や、食に関わる産業が打撃を受ける



伊勢湾、三河湾、遠州灘を擁する本県は、古い時代から海の生態系から魚介類などの恵みを得てきました。多種多様な海の幸は、私たちの日常の食卓を豊かに彩るとともに、えびせんべい、ちくわ、のりなどの食文化の源になってきました。

かつての伊勢湾・三河湾は、干潟や浅場、藻場が広がり、透明な水を湛えた美しい海でした。ところが、戦後の経済発展に伴い、埋立などにより干潟・浅場・藻場の多くが失われ、陸域で発生する汚濁の流入負荷の増大も相まって、水質の悪化、赤潮^(用語)や苦潮の発生など環境の悪化が生じています。

県内の漁獲量は昭和 55（1980）年をピークに減少し、平成 16（2004）年にはピーク時の半以下になっています。三河湾ではノリの生産が被害を受けており、底層を主な生息域とするカレイ類やシャコなどの漁獲量が大きく減少しています。

また、ウナギの稚魚である天然のシラスウナギも近年、不漁が続いており、生息環境の悪化が一因であるとの指摘もあります。

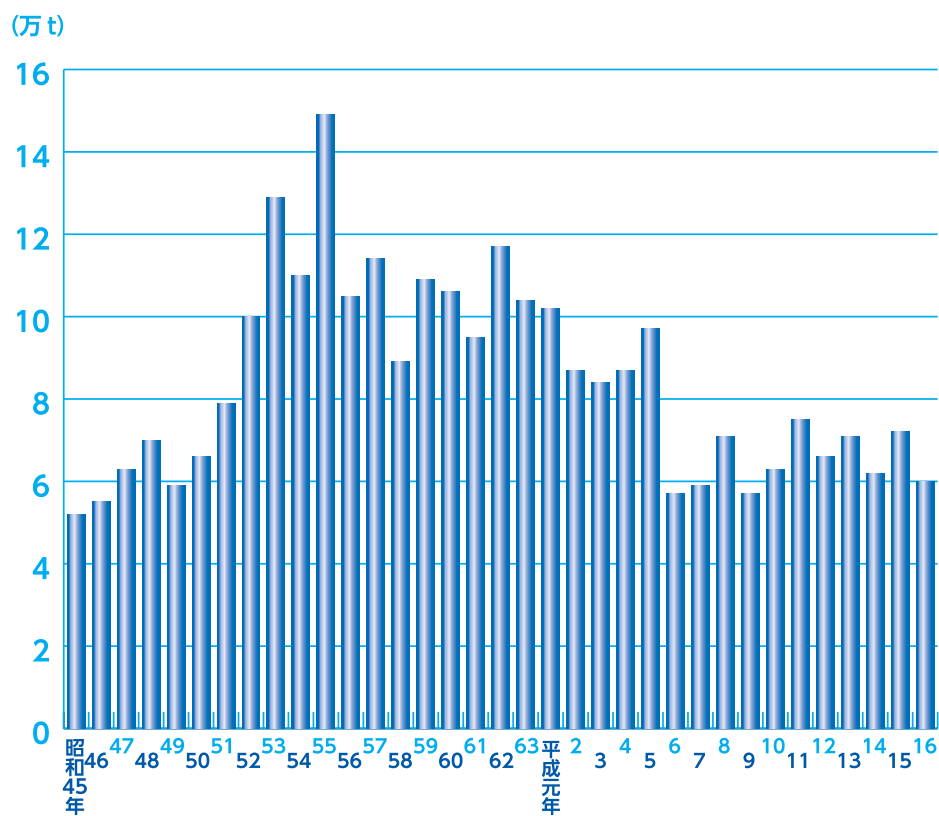
海の生物多様性が失われていくと、県内で獲れる魚の種類や量がさらに減少する可能性があります。

現在、日本では消費する魚介類の約 40%を輸入していますが、近年、世界で魚介類の消費が増加していることから、身近な里海で獲れる魚介類はさらに重要になると考えられます。今後もこの傾向が続けば近海の魚がますます食卓から遠ざかり、私たちの健全な食生活や、食に関わる産業にも影響が及ぶ可能性があります。

将来にわたって身近な里海から、安全で新鮮かつ多種多様な魚介類を得るためには、さらに海の水質や底質の改善を進めるほか、藻場・浅場・干潟の再生により、健全な海の生態系を保全・再生することが望まれます。

本県の漁獲量の推移

漁獲量は減少しています



水揚げの様子



市場の様子

人と獣のすみ分けが失われ、獣害が増加する

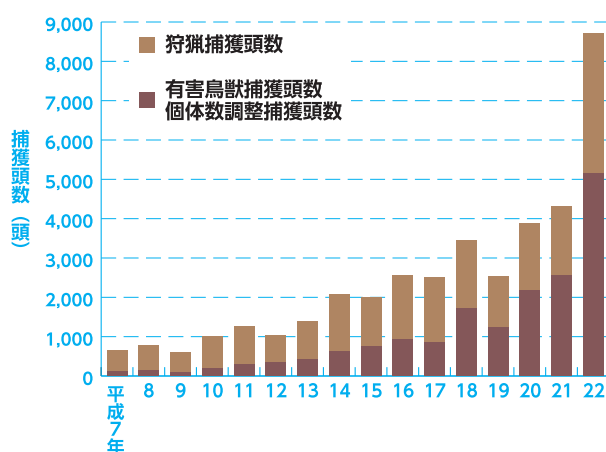


野生生物の中には、生態系のバランスが崩れたことによって数が増えたり、生息範囲を広げるなどして人間との軋轢^{あつれき}を生じたり、生物多様性や生態系サービスの低下を招く原因になっているものがあります。生物多様性の保全においては、すべての種を増やすのではなく、生態系のバランスが崩れて増えすぎている野生生物の数や生息範囲を適正に管理することも必要です。

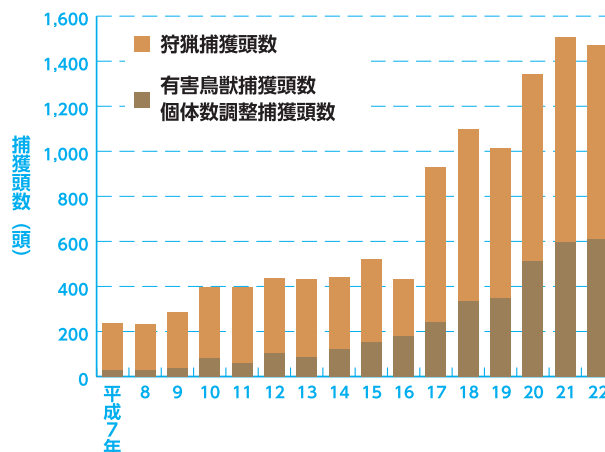
1980年代頃から、イノシシやニホンジカ、ニホンザルを中心に農作物被害が急増し、森林などの植生にも深刻な影響を及ぼしています。かつては本県ではほとんど見られなかった、ツキノワグマの出現数も多くなっており、まちに近い場所にも現れるようになっていきます。

イノシシやニホンジカ、ニホンザルは昔から県内に生息しており、江戸時代に西三河の山地に築かれた、延べ60kmに及ぶ「猪垣」や、奥三河に残る「シカウチ行事」に、野生生物から作物を守るための先人の努力を見ることができます。しかしながら、その生息数は一定の範囲に保たれていました。

イノシシの捕獲頭数の推移（本県内）



ニホンジカの捕獲頭数の推移（本県内）



出典：愛知県「特定鳥獣保護管理計画（イノシシ）」・「同（ニホンジカ）」

近年、これらの野生生物が急速に増加して生息地が拡大している主な理由としては、生態系の中の捕食者であるオオカミが絶滅してしまった状況で、狩猟などによる捕獲数が減少したこと、山地部の人口減少や耕作放棄地の増加により生息に適した場所が増えたこと、奥山などでの餌が不足していること、人が暮らす場所と、野生生物の生息場所の緩衝帯となっていた里山に手が入らなくなり、その役割を果たさなくなったことなどがあげられます。

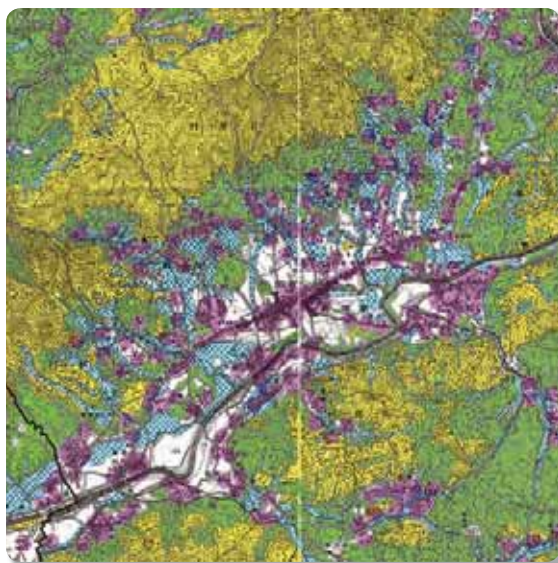
このままだと、人が暮らしている場所の近くにさらに頻繁に出没するようになり、直接人間に被害を与えたり、農業被害が拡大する可能性があります。また、ニホンジカの食害を受けた場所では、林内の植生が失われることや、苗木が食べられて森が育たないことなどにより、森林のもつ土砂流出防止や保水機能が低下し、土砂災害や洪水の原因となることも考えられます。さらに、野生生物との軋轢^{あつれき}によって、現在、過疎化が進んでいる本県の山間部において人口減少がさらに進むとともに、耕作放棄が増加し、水田の持っていた土砂流出防止や保水機能の低下などが進む可能性もあります。

人と生きものの軋轢を解消するためには、奥山にツキノワグマが安定して生息できる場所を確保したり、集落の周りに見通しのよい緩衝帯をつくるなどして、人の暮らす場所と生きもののすみかとの区分を明確にすることが望まれます。また、イノシシやニホンジカ、ニホンザルの生息数のデータを蓄積し、適正な数に抑える管理を継続的に行っていくことも必要です。

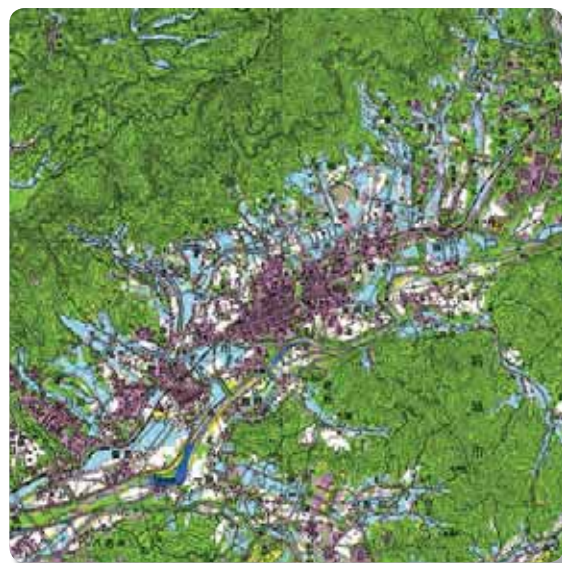
こうした取組は、植生豊かな森林や水田の保全による土砂流出防止や洪水防止などの減災に役立つと共に、「田舎暮らし」のような、新しいライフスタイルへの要望に応える新たな地域づくりの可能性を維持することにつながります。

人と獣の緩衝帯（草地）が失われている様子（新城市周辺）

昔は、肥料や飼料、燃料を得るために草や木が刈られ、集落の周りに草地が広がっていました。その草地が人と獣の緩衝帯になっていました。今は森林が集落のすぐそばに迫っています。



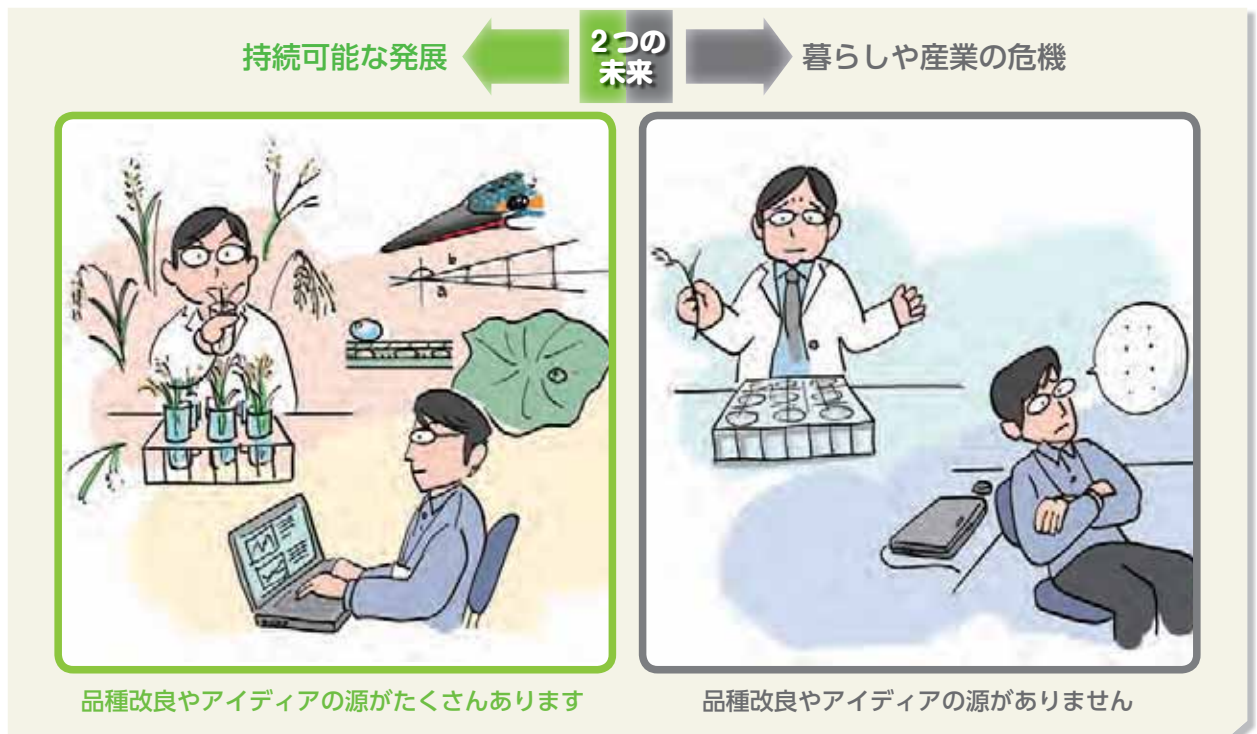
明治時代の土地利用



現在の土地利用



品種改良の可能性や、ものづくりのアイデアが失われる



私たちが食べている穀物や野菜、家畜や家禽は、野生生物の中から、人間の利用に適した性質のものを選り、長い年月をかけて品種改良をしてきたものです。

たとえば、名古屋コーチンは、地鶏と中国の鶏を交配し、さらに品種改良を繰り返してきたもので、豊橋のうずらも、野生のうずらの中から卵を多く産むものを選んで繰り返し交配させてきたものです。また、守口漬に使う守口大根などの県内各地で栽培されてきた伝統的な野菜も、長い年月をかけて地域の自然や食文化に適した品種として作り出されたものです。伝統的な品種は、品種改良の過程で地域の環境にあったものが選択されてきたという面も持っています。

時として作物や家畜・家禽は、その品種が影響を受ける環境の変化や新たな病気などが起こると、一斉に被害を受ける危険性を持っています。

私たちが将来にわたって安定して食糧を得ていくためには、こうした状況を想定して、生物多様性や伝統的な品種を守り、目的とする品種改良を行うことのできる可能性を確保しておくことが必要です。

一方、私たちが日ごろ使っているもののなかには、自然の中からアイデアを得て、便利なもの、効率の良いものなどを生み出してきたものがあります。たとえば、面ファスナー（商品名：マジックテープ、ベルクロなど）は、服などにつく植物の種子から発想を得て開発されたものです。その他にもハスの葉の構造を模した汚れが付きにくい塗装や、カワセミのくちばしの形をヒントに作られた新幹線などがあります。

こうした、生きものの形や構造などにヒントを得て製品をつくったり、仕組みを考えることは、生物模倣（バイオミミクリー）と呼ばれ、これまでの技術のブレークスルーや、効率の向上が求められるこれからの時代にさらに必要性が高まると考えられます。特に、ものづくりの先進地である本県においては重要性の高い技術といえます。

生物多様性が失われれば、こうした、私たちの暮らしを便利にするアイデアの源も減っていくと考えられます。

生物多様性を守る取組は、将来世代に様々な道を選べる可能性を残すことを意味しています。その際、生きものは同じ種類であっても、地域によって微妙に色や形、性質などが異なることから、各地域で生きものを守っていくことが重要です。

持続可能な発展

2つの
未来

暮らしや産業の危機



訪ねてきた親戚に自慢したくなるまちです



あまりまちに愛着はありません

50年後には日本全体の人口が現在の約7割まで減少すると予測される中で、地域の活力を維持していくためには、「住みたい・住み続けたい」地域にしていけることが重要です。そのためには、その地域に暮らし、働き、学ぶ喜びや愛着、誇りといった場所愛（トポフィリア）を持つことがますます大切になっています。地域への愛着や誇りは、ふるさとの風景や自然などの地域の個性の存在や、地域社会に関わることによって育まれ、強くなると考えられます。

半田出身の新美南吉の童話「ごん狐」や「牛をつないだ樁の木」には、ウナギのとれる川や、栗やマツタケのとれる山、清らかで冷たい湧水などのふるさとの自然が描かれています。昔から人の活動が盛んな本県では、長い年月をかけて、生産と暮らしが一体となって里地里山、田園や、里海の美しい風景がつくられてきました。

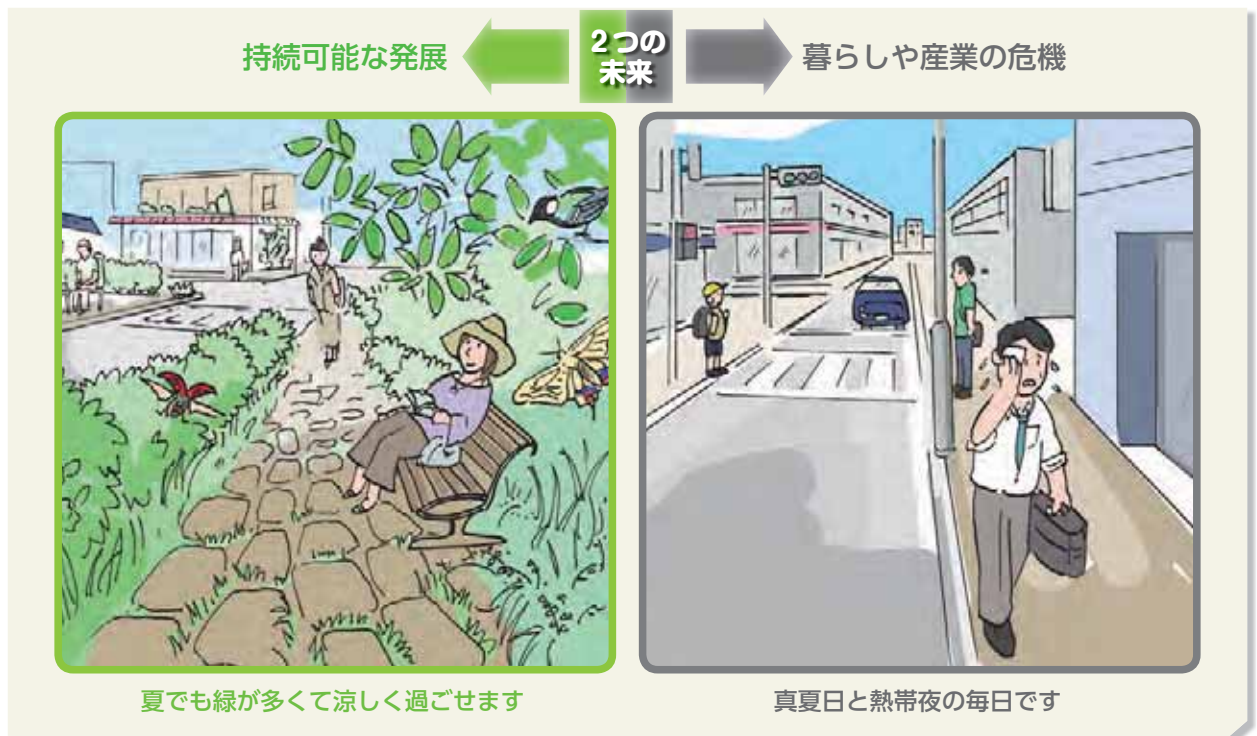
ふるさとの風景は、主に高度成長期以降、大きく変化しています。里山では、コナラなどの生育する明るい林がシイ・カシ類などの生育するうっそうとした林に移り変わり、竹林が急速に広がっています。里山の水田は、湧水に満たされるため池や土の水路、野草の生える畦などが一体となって、潤いのある風景をつくってきましたが、耕作が行われなくなったことにより乾燥化が進み、外来種に覆われている場所が増えています。子どもが魚とりや水遊びをしていた川の多くは、岸边がコンクリート化されて近づくにくくなっています。また、伊勢湾・三河湾などの里海は、埋め立てや護岸などによって、海水浴や磯遊びなどでにぎわった自然海岸や干潟の消失が進みました。

一方、本県の個性を強く印象付ける特徴的な自然としては、シデコブシ、トウカイコモウセンゴケなどの、本県を中心に三重県から静岡県など伊勢湾をとりまく地域に特有の生きものが見られる湿地や、アカウミガメの産卵する砂浜、シギやチドリが長い渡りの途中で訪れる干潟などがあげられます。こうした自然を守るために様々な努力が行われていますが、これらもまた減少しています。

こうした、ふるさとの風景や特徴的な自然の消失は、地域の個性を弱め、次第に、地域への愛着や誇りの喪失につながると考えられます。

ふるさとの風景を守るためには、自然を管理するための新たな経済的な意味を与えることが必要になっています。それとともに、残された自然を守り、ふるさとの風景を再生する活動への参加を通じて、地域への誇りと愛着を育むことが求められています。

夏がさらに暑く、暮らしにくくなる



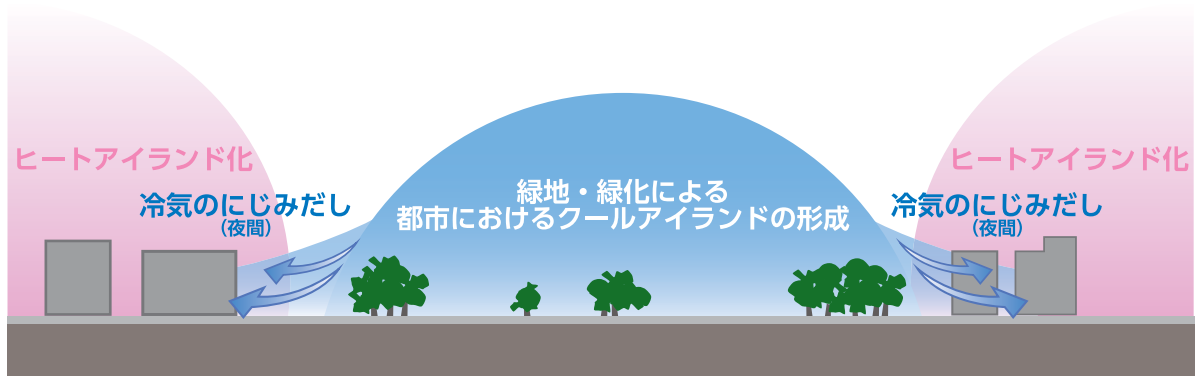
近年、夏の気温が高くなり暮らしにくくなっています。その原因として、地球温暖化のほかに、まちに自然が少なくなったことがあげられます。コンクリートやアスファルトに覆われたまちは、照り返しが厳しく、昼間の熱がコンクリートなどに蓄えられるために、夜になっても気温が下がりません。一方、こうしたまちの中にある広い森は気温が5度も低くなるという調査結果もあり、夜には森から温度の低い空気がまちにしみ出すことが知られています。

まちの中に残る森は年々少なくなっています。本県の特徴のひとつとして、まちの中にも多くのため池が分布することがあげられますが、気温を下げる効果があるため池も耕作地の減少や農業用水の整備により埋め立てられ少なくなっています。

このまま、まちの中の自然が少なくなっていけば、さらに気温は上昇し、過ごしにくいまちになっていくと考えられます。

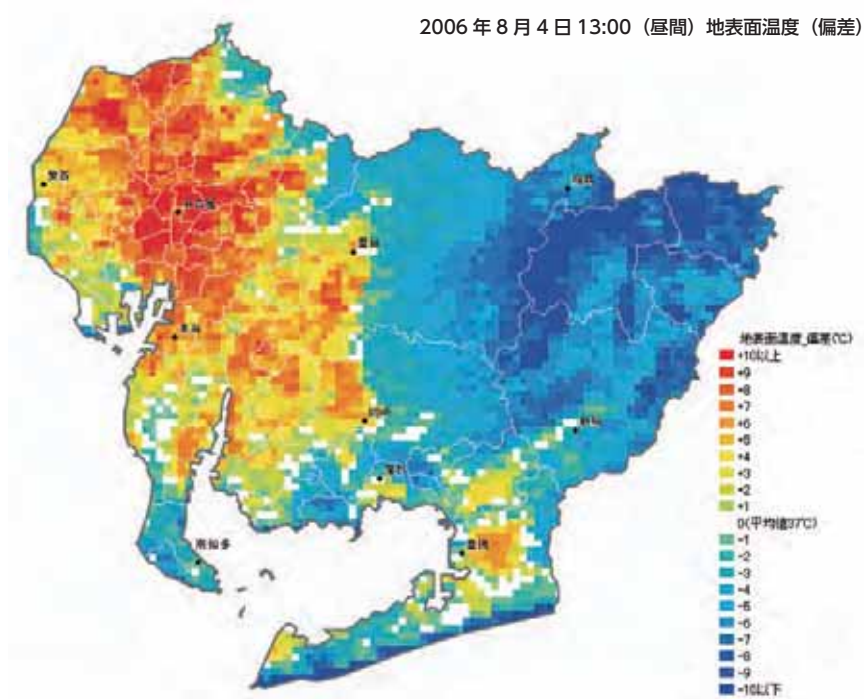
これを防ぐためには、まちの中の森や水辺を守るとともに、公園や道路、建物の敷地に自然を再生したり、屋上緑化や壁面緑化などによってコンクリートの蓄熱を抑えるといった取組が望まれます。

森からしみ出す冷たい空気



出典：国土交通省パンフレットをもとに作成

地表面温度分布（昼間）



出典：愛知県「ヒートアイランド緩和対策マニュアル（改訂版）」

大都市及び中小都市における気温の上昇率

都市	気温の変化量（℃ / 100 年）				
	平均気温			日最高気温	日最低気温
	年	1月	8月		
札幌	+ 2.6	+ 3.6	+ 1.1	+ 0.8	+ 4.5
仙台	+ 2.3	+ 3.2	+ 0.4	+ 0.8	+ 3.1
東京	+ 3.3	+ 4.8	+ 1.6	+ 1.4	+ 4.6
名古屋	+ 2.8	+ 3.4	+ 2.3	+ 1.0	+ 4.0
大阪	+ 2.9	+ 2.7	+ 2.5	+ 2.3	+ 4.0
福岡	+ 3.2	+ 3.4	+ 2.3	+ 1.6	+ 5.3
中小都市	+ 1.5	+ 1.9	+ 0.8	+ 0.9	+ 1.8

出典：気象庁「ヒートアイランド監視報告（平成20年東海地方）」

子どもが自然と触れ合う機会が失われる

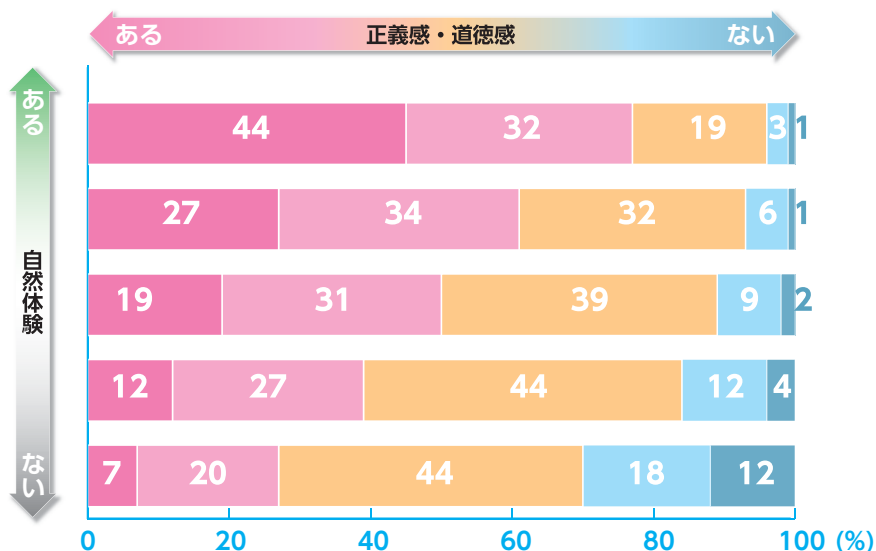


昔は身近に多くの自然があり、子どもたちは、自然の中で遊んだり、川で魚釣りをしたり、トンボやチョウ、カブトムシなどの虫捕りをしていました。しかし、かつては普通に見られたメダカが、レッドデータブックに記載されているように、子どもが日常的に生きものとふれあうことができる身近な自然は確実に減っており、その機会も減っています。

子どものころに自然の中で運動し、多くの生きものと触れ合うことは、子どもの心身の健全な成長において重要であり、これは「自然体験が豊かな子どもほど思いやりがある」という調査結果（「子どもの体験活動に関するアンケート調査」文部省・1998）にも現れています。

子どもたちが日常的に自然と触れ合うことができるようにするためには、学校やまちなかの川、公園などの身近な場所に、生きものがすみ場所を保全・再生していくことが望まれます。

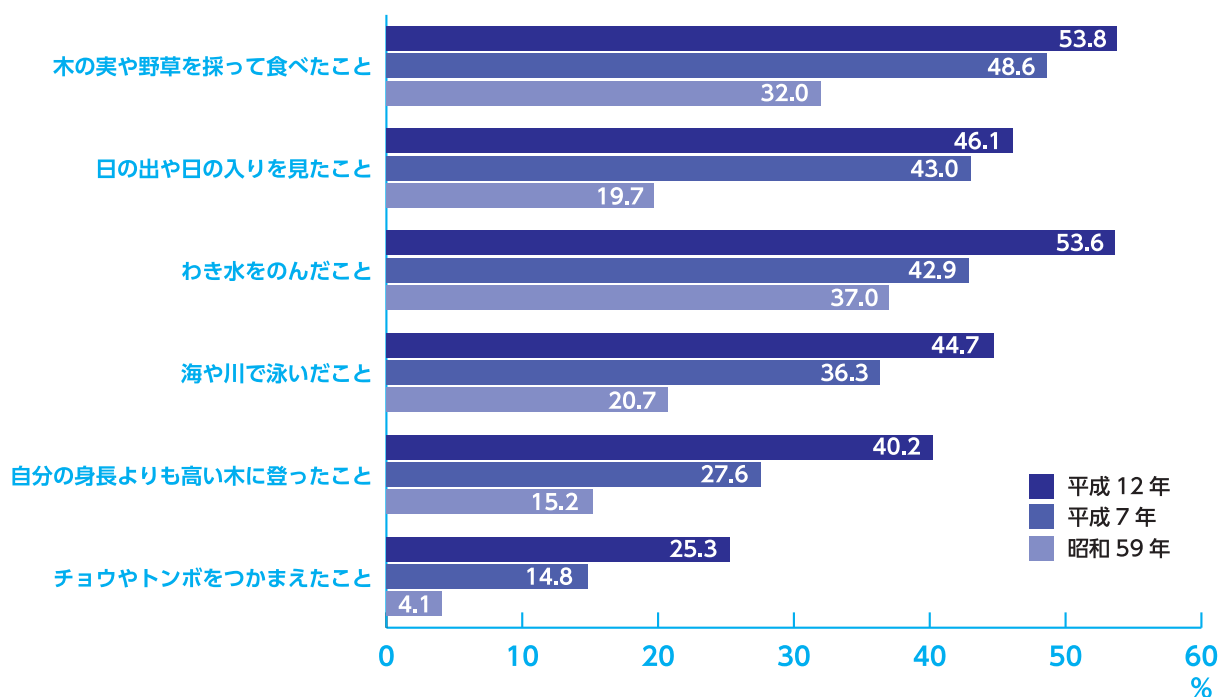
自然体験と正義感・道徳感との関係



出典：独立行政法人 国立オリンピック記念青少年総合センター

「青少年の自然体験活動に関する実態調査」（2006年）をもとに作成

子どもたちの自然体験（一回も経験がないと回答した割合）



出典：斎藤哲郎「子どもたちの生活状況や自然・生活体験等に関する調査（一都五県の小中学生を対象）」（2000 年）





ここまで見てきたように、私たちの暮らしや産業は生物多様性からの恵みに支えられている一方で、私たちは、その生物多様性を地球の歴史上かつてない速さで失う原因をつくっています。

生物多様性を守り、回復することのできない転換点（ティッピングポイント）を迎えないために、私たちは生物多様性の危機を理解しながら、身近な場所で、それぞれができる行動を確実に行っていく必要があります。

県や市町村には、自らが行う生きものや生物の生息生育空間を守るなどの個々の取組のほか、県民や事業者、NPO などが行う生物多様性保全の様々な取組を支援することが求められます。

県民は、生物多様性の保全に配慮した製品を買うなどのライフスタイルや、生物の生息生育空間を保全・再生する活動への参加、NPO などの団体には専門的な知識で県民や事業者をつなぐ役割などが期待されます。

また、農林水産業では、生物の生息生育に配慮した環境保全型の農林水産業の推進、製造業では生物多様性に配慮した原料の調達や、環境への負荷が少ない生産技術の開発などで貢献することができます。

次章では、これらの生物多様性の保全に向けて県が行う具体的な取組や各主体に期待される取組を、体系的に行動計画として示します。

この取組が、私たちの安心、安全、快適で心豊かに暮らせる幸せな暮らしにつながっていくのです。



第 3 章

行動計画

～「自然との共生」心豊かな暮らし
に向けたチャレンジ～



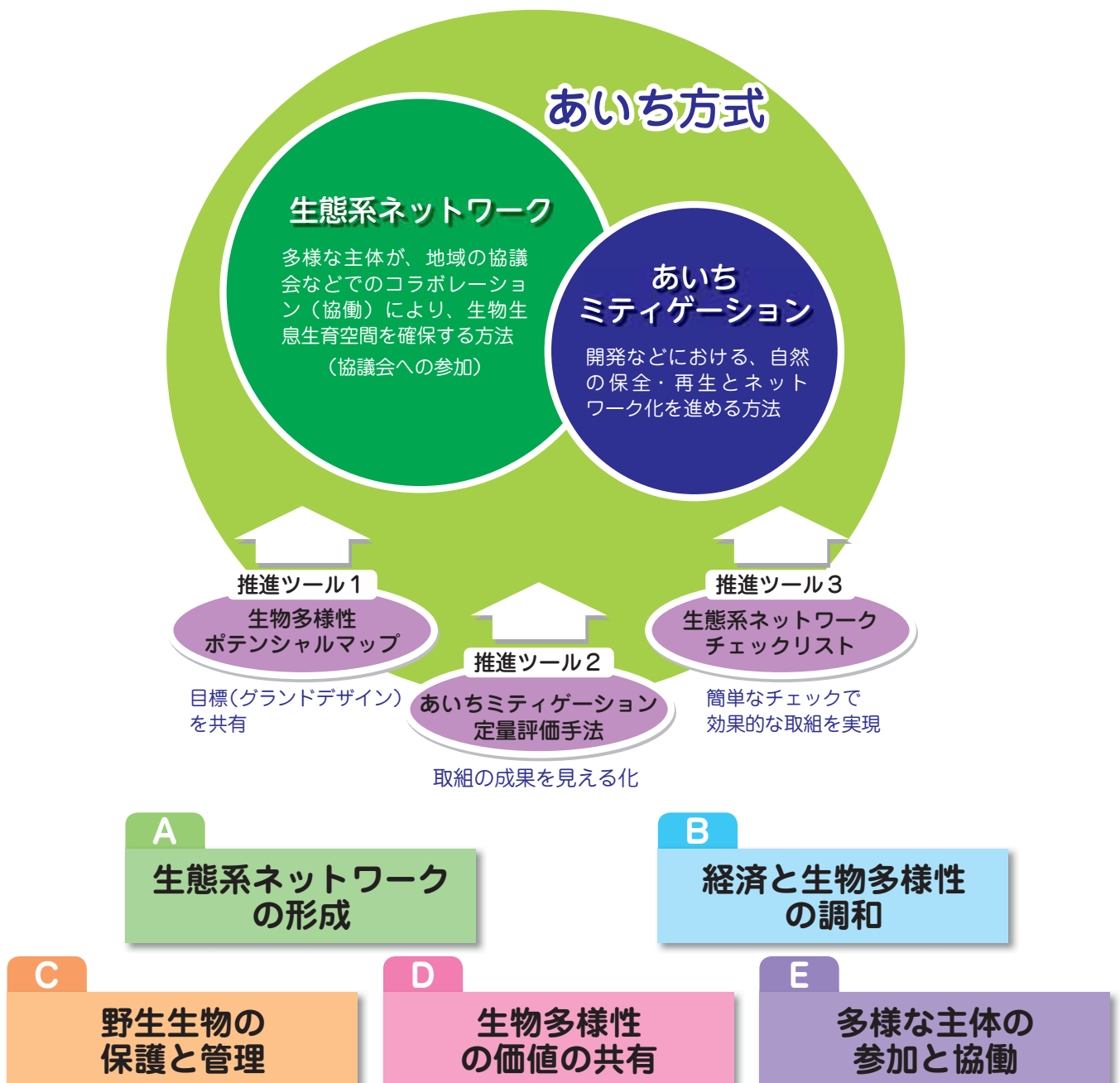
1 行動計画の体系

本戦略の2020年までの目標である「生物多様性の損失を止めるための具体的な行動の実施」に向けて、行動計画を体系的に整理します。

1 行動計画の柱

本戦略では、「生物多様性の主流化」と「生物の生息生育空間の保全」にむけて、経済と生物多様性の調和をはかりながら、多様な主体のコラボレーション（協働）によって、生態系ネットワークの形成を進める「あいち方式」を中心に据えています。

行動計画の5つの柱





行動計画においても、あいち方式と同様に「生物の生息生育空間の保全」と「生物多様性の主流化」が特に重要です。そこで「生物の生息生育空間の保全」を効果的かつ、総合的に実施し実現するために、あいち方式と同様に **生態系ネットワークの形成** を、行動計画の柱のひとつとして設定します。

次に、「生物多様性の主流化」を図るために、様々な経済活動において生物多様性の保全を推進する **経済と生物多様性の調和** と、多くの県民や様々な主体が生物多様性の価値について意識を高め、行動する **生物多様性の価値の共有** と **多様な主体の参加と協働** を柱に据えます。

さらに、絶滅危惧種などの野生生物の保護・管理も生物多様性の保全において欠くことのできない取組であることから、**野生生物の保護と管理** を柱のひとつとして設定します。



2 行動計画の体系

行 動 計 画				対応する 愛知目標
行動計画の柱	大項目	中項目		
A 生態系 ネットワーク の形成	A-1 重要な生物生息 地の保全	- 法や条例に基づく区域指定などによる保全の推進 - 公園化などによる保全の推進 - 重要な生物生息地の把握		5 10 11
	A-2 様々な場所での生 物の生息生育空間 の保全と再生	- 里山林 - 竹林 - 人工林 - 草地 - 湿地・湿原 - 水田 - 畑・果樹園・樹木畑 - 道路・街路 - 大学・企業など - 公園緑地 - 住宅地 - 学校や公共施設 - 河川 - 湖沼（ため池） - 海岸 - 海域 - 都市計画区域		5 8 10 11 14 18
	A-3 生態系ネットワ ーク形成を推進す るための取組	- 地域の生態系ネットワーク協議会の設置 - 生物多様性ポテンシャルマップの活用 - 自然環境の保全と再生のガイドラインの活用 - 緑化などにおける地域在来種の利用 - 県や市町村の各種計画への位置づけ		1 5 11
B 経済と 生物多様性 の調和	B-1 あいちミティゲ ーションの推進	- あいちミティゲーションの導入 - 定量評価手法の導入 - 大規模行為届出制度の改正 - 自然環境の保全と再生のガイドラインの活用 - 環境影響評価制度の適切な運用		3 4 5 19
	B-2 企業活動における 生物多様性の保全 と持続可能な利用 の推進	- 企業活動と生物多様性の関わり方の把握 - 生物多様性民間参画ガイドラインに基づく取組の推進 - 化学物質の排出による環境リスクの低減に向けた自主的取組の推進 - 企業敷地などにおける自然の保全と再生 - 生物多様性を保全する活動への支援 - バイオマスの利活用推進 - 他の主体との協働		4
	B-3 農林水産業 における生 物多様性の 保全と持続 可能な利用 の推進	B-3-1 農業 - 環境保全型農業の推進 - 農地の生物の生息生育空間としての質の向上 - 作物、家畜の遺伝子の多様性の維持 B-3-2 林業 - 多様な森林づくりの推進 - 森林環境教育・県民参加による森林保全活動の推進 B-3-3 水産業 - 藻場・干潟などの保全の推進 - 生物多様性に配慮した漁港漁場の整備の推進 - 生物多様性に配慮した海洋生物資源の保全・管理の推進 - 生物多様性に配慮した内水面における資源増殖の推進		4 6 7 8 13
	B-4 自然の恵みに支払 う仕組みづくり	- 生物多様性の保全に必要な予算の確保 - あいち森と緑づくり税の活用		2 20
	B-5 地球温暖化への 対応	- 地球温暖化防止対策の推進 - 地球温暖化防止対策における生物多様性への配慮		10 15
C 野生生物の 保護と管理	C-1 希少野生生物 の保護	- 自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づく希少野生生物の保護 - 多様な主体の連携による希少野生生物保護の推進 - 生息域外保全の適切な実施		12
	C-2 外来種対策の強化	- 外来種の放逐などの抑制・防止 - 情報の提供と公共工事における配慮		9

行 動 計 画				対応する 愛知目標
行動計画の柱	大項目	中項目		
C 野生生物の 保護と管理	C-3 野生生物の 適切な保護管理	- 鳥獣保護区の指定と管理 - 有害鳥獣対策の実施 - 野生鳥獣の生息状況などの調査 - 違法捕獲・違法飼養の防止と傷病野生鳥獣の救護 - 鳥インフルエンザへの対応	7	
	D 生物多様性の 価値の 共有	D-1 環境学習の推進	- 環境学習を推進するための人材育成 - 環境学習施設における環境学習の実施 - 学校における環境教育の推進 - 食育の推進 - 様々な機会を活用した普及啓発の推進	1
	D-2 生物多様性に 関する調査・研究 の促進	- 自然環境や野生生物に関する継続的な調査の推進と資料の改善 - 情報の収集・提供体制の整備とネットワークづくり	19	
E 多様な主体 の参加と 協働	E-1 自然との ふれあいの推進	- ふれあいの場の整備と利活用の推進 - 県施設を活用したふれあい活動の推進 - 水辺での自然とのふれあい活動の推進 - エコツーリズムの推進	1	
	E-2 多様な主体の参加 と協働の促進	- 自発的な保全活動の促進 - 地域の生態系ネットワーク協議会の設置 再掲 - 企業の社会貢献活動への支援 - 県民の日常生活における生物多様性の保全への貢献	1	
	E-3 総合的、広域的な 取組の推進	- 県や市町村の施策や計画への生物多様性の反映 - 自治体ネットワークの構築 - 自然環境の保全と再生のガイドラインの活用 再掲	2 19	

参考 愛知目標（20の個別目標）

- 目標 1 人々が生物多様性の価値と行動を認識する
- 目標 2 生物多様性の価値が国と地方の計画などに統合され、適切な場合に国家勘定、報告制度に組み込まれる
- 目標 3 生物多様性に有害な補助金を含む奨励措置が廃止、又は改革され、正の奨励措置が策定・提供される
- 目標 4 すべての関係者が持続可能な生産・消費のための計画を実施する
- 目標 5 森林を含む自然生息地の損失が少なくとも半減、可能な場合にはゼロに近づき、劣化・分断が顕著に減少する
- 目標 6 水産資源が持続的に漁獲される
- 目標 7 農業・養殖業・林業が持続可能に管理される
- 目標 8 汚染が有害でない水準まで抑えられる
- 目標 9 侵略的外来種が制御され、根絶される
- 目標 10 サンゴ礁など気候変動や海洋酸性化に影響を受ける脆弱な生態系への悪影響を最小化する
- 目標 11 陸域の17%、海域の10%が保護地などにより保全される
- 目標 12 絶滅危惧種の絶滅・減少が防止される
- 目標 13 作物・家畜の遺伝子の多様性が維持され、損失が最小化される
- 目標 14 自然の恵みが提供され、回復・保全される
- 目標 15 劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を通じ、気候変動の緩和と適応に貢献する
- 目標 16 ABSに関する名古屋議定書が施行、運用される
- 目標 17 締約国が効果的で参加型の国家戦略を策定し、実施する
- 目標 18 伝統的知識が尊重され、主流化される
- 目標 19 生物多様性に関連する知識・科学技術が改善される
- 目標 20 戦略計画の効果的な実施のための資金資源が現在のレベルから顕著に増加する

2 行動計画

行動計画の記載について

- 行動計画には、県が取り組む項目だけでなく、県民・事業者・NPO・市町村などに期待される項目も示しています。
- 各項目が対象とする主体を、項目の文末に括弧（ ）で示しています。
- 数値目標がある項目については、項目の文末に括弧【 】で示しています。

A 生態系ネットワークの形成

A-1 重要な生物生息地の保全

愛知目標 5・10・11

重要な生物生息地は、一度失われると再生が難しいことから、法や条例に基づく保全地域の指定や、公有地化などによって確実に保全することが望めます。特に、重要な生物生息地を生態系ネットワークの拠点として保全していくためには、科学的なデータに基づき保全地域の指定拡大や見直しを進めていかなければなりません。指定した保全地域についてはその質の確保と向上を図るため、定期的にモニタリング^(用語)を行い、その結果をもとに適切な管理を実施することが求められます。

法や条例に基づく区域指定などによる保全の推進

- 優れた生態系を有する地域を、新たに「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく自然環境保全地域に指定して保全を図るとともに、既存指定地区は、生態系の維持向上に向けた維持管理作業を必要に応じて実施します。(県)

【H28 までに 15 か所→ 18 か所】

- 国定公園や県立自然公園は、生物多様性の確保への寄与を図るために、必要に応じて公園計画を見直すとともに、適切な管理を行います。(県)
- 鳥獣の生息場所の確保に加え、地域の生物多様性の維持回復を図るために、「鳥獣保護法」に基づき指定した鳥獣保護区において、鳥獣の生息状況の調査や鳥獣の生息に適した環境の保全などの適切な管理を行います。(県)

【鳥獣保護区の面積 現状維持】

- 「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づいて指定された「指定希少野生動植物種」のうち、特に生息生育地の保全を必要とする種については、環境改変や立ち入りなどの規制を行う「生息地等保護区」を指定します。(県)

【H28 までに 2 か所→ 4 か所】

- 「文化財保護法」および「愛知県文化財保護条例」に基づき指定される名勝・天然記念物について、文化庁や市町村教育委員会と連携をとりながら指定の推進に向けて検討します。(県・市町村)

- 都市における生物多様性の保全上重要な自然環境を有する緑地について、「都市緑地法」に基づく特別緑地保全地区への指定の促進に向けた取組を進めるとともに、良好な緑地管理が行われるように、管理協定制度などの活用を図ります。(県・市町村)
- 市町村が策定する緑の基本計画^(用語)において、重要な生物生息地を法や条例に基づく区域に位置づけ、計画的な指定を進めます。(県・市町村)

【H32 までに緑の基本計画を都市計画区域内の全市町村で策定】

■公園化などによる保全の推進

- 生物生息地を保全するためには、土地を永続的に確保することが最も確実であることから、公園などの公有地化による保全を推進します。(県・市町村)

■重要な生物生息地の把握

- 重要な生物生息地の情報を収集・整理し、土地利用の転換や開発などの際に提供する仕組みを検討します。(県)

自然公園・自然環境保全地域位置図



生態系ネットワーク



野生生物の多くは、ひとつのタイプの自然で一生を完結しているわけではなく、採食・休息・繁殖、あるいは一日、一年、一生を通じて複数の異なるタイプの自然を利用しています。たとえば、ニホンアカガエルは、卵・オタマジャクシの時は、田んぼや湿地などの浅い水域、子ガエルは草地、親ガエルは林で生活しています（左図参照）。マガモの仲間は、ねぐらとなる池沼と食物をとる草地や農地の間を毎日移動しています。

また、ある生物の集団が孤立すると遺伝的な多様性が失われてしまうため、他の集団との繁殖交流をするために、移動できる範囲内に同じタイプの自然が複数存在していることが必要です。さらに、ある生物の生息生育に適した自然がなくなってしまう場合でも、その生物が移動できる範囲に同じタイプの自然があれば、その地域から絶滅する危険を減らすことができます。

このように、生物多様性を守っていくためには、同じタイプの自然や、異なるタイプの自然がネットワークされていることが必要です。これを「生態系ネットワーク」と呼びます。

「生態系ネットワーク」を検討するうえで参考となる、効果的な生物の生息生育空間の配置のしかたとして、次の考え方が知られています。

生物の生息生育空間の効果的な配置のしかた

優	劣	
		なるべく広いほうがよい
		同面積ならひとつにまとまっていたほうがよい
		分割する場合には、分散させないほうがよい
		線状に集合させるより、等間隔に集合させたほうがよい
		生態的回廊（コリドー）でつなげたほうがよい
		できるだけ丸いほうがよい

出典：Diamond, J.M. 1975 より作成

これを参考にして考えられたのが「生態系ネットワーク」形成の基本的な考え方です。

まず、生物の生息生育空間である〈大拠点〉と〈拠点〉をできるだけ広い面積で保全・再生することによって生きものが安定的に生息生育できる環境を確保します。これを帯状や飛び石状の自然地である〈回廊〉でつなぐことにより生きものが移動できるようにします。また、〈大拠点〉〈拠点〉と〈回

廊〉の周辺に広がる区域は〈基盤環境〉として、自然の質の向上を図ることによって、生態系ネットワークの形成を助けるようにします。

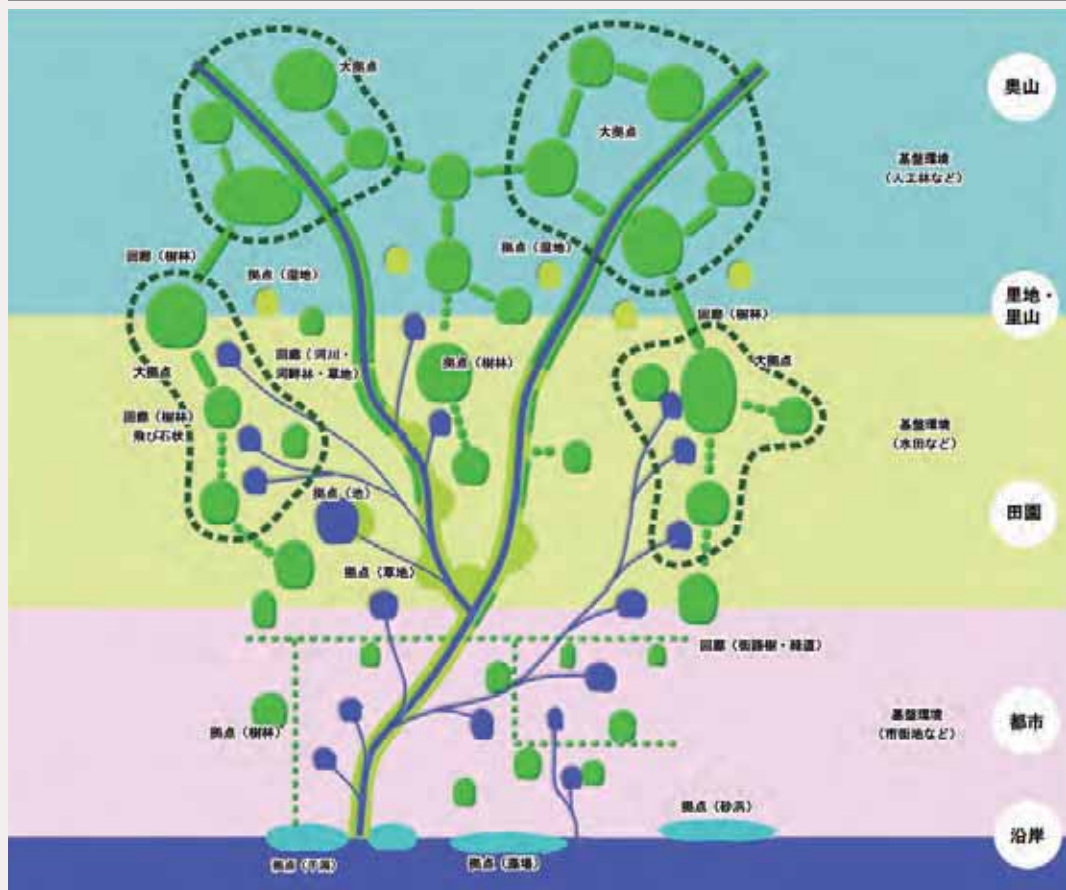
ただし、前述のように、生きものの種類によっては、異なるタイプの自然を移動しているものや、飛翔するために〈回廊〉を必要としないものもあります。したがって、「生態系ネットワーク」を考える場合には、単純に〈大拠点〉〈拠点〉を〈回廊〉で結ぶのではなく、生きものの生態を考えうえで、ネットワークの方法を考える必要があります。

生態系ネットワークの構成要素

大拠点	■ 食物となる生物が多い質の高い自然と広い生息空間が必要とされる大型哺乳類（ツキノワグマ）や猛禽類（クマタカ・オオタカ・サシバなど）の生息地
拠点	■ 動植物の安定的な生息生育地 ■ 希少種などが集中して分布する場所
回廊	■ 大拠点や拠点をつなぎ、生物の移動や遺伝子の交流を可能とする生態的な経路 ■ 帯状のもののほか、飛び石状のものがある
基盤環境	■ 大拠点、拠点、回廊の周辺域に広がる環境 ■ 大拠点、拠点、回廊の緩衝区域や地域全体における自然の質の向上を図る役割を持つ

※大拠点の中には、拠点そのものの面積が広いものだけでなく、いくつかの拠点が回廊で有機的につながった構造になっているものもあります。

生態系ネットワークの構成要素（大拠点・拠点・回廊・基盤環境）の配置イメージ



A-2

様々な場所での 生物の生息生育空間の保全と再生

愛知目標 5・8・10・11・14・18

本県には、奥山、里地里山、田園、都市、河川・湖沼、湿地・湿原、沿岸・里海といった、多様な生態系が見られます。一方、本県は古くから人の活動が盛んであったことから、県土の大部分に人の手が入れており、都市化による自然の消失なども進んでいます。

そのため、生態系ネットワークの形成にあたっては、様々な場所で、それぞれの自然や地域社会の特性に応じて、生物の生息生育空間の保全と再生に取り組む必要があります。

■里山林

- 土地所有者だけでなく、県民や事業者、NPOなどと連携して樹林管理を実施します。その際、土地の永続性が確保された場所や、市街地に近い場所などから優先的に実施します。(県・市町村・県民・NPO・事業者)
- 多くの生きものが生息できるように、多層構造を持った樹林や管理された樹林、大木のある樹林など多様なタイプの樹林などを目標に管理を実施します。(県・市町村・県民・NPO・事業者)
- 管理によって発生する木質バイオマス^(用語)の利用方法を検討します。(市町村・NPO・事業者)



里山の管理

■竹林

- 土地所有者だけでなく、県民や事業者、NPOなどと連携して竹林の管理を実施します。その際、土地の永続性が確保された場所や、生きものの生息拠点やその近接地、市街地に近い場所などから優先的に実施します。(県・市町村・県民・NPO・事業者)
- 管理によって発生した竹の利用方法を検討します。(市町村・NPO・事業者)

■人工林

- 森林の有する生物多様性の保全をはじめとする公益的機能を発揮するために、各種補助事業制度やあいち森と緑づくり事業による間伐の実施のほか、針広混交林化^(用語)、広葉樹林化、長伐期化^(用語)などによる多様な森林づくりを推進します。(県・市町村・事業者)

【H27までの5年間で26,000haの間伐を実施】

- 林業経営を行うことが難しい人工林は、針広混交林化や広葉樹林化を推進します。(事業者)

■草地

- 残存する草地を定期的な草刈りによって維持します。その際、外来植物について、生育期の集中的な草刈りや、開花・結実前の選択的な草刈りによって駆除を進めます。(県・市町村・県民・NPO・事業者)
- 河川などの草地を保全・再生して連続性を確保し、草地の生きものが移動できるようにします。(県・市町村)

■ 湿地・湿原

- 湿地・湿原の集水域の開発に際しては、地下水位低下の影響を低減する措置をとるなどの配慮を行います。(県・市町村・事業者)
- 企業や住民などに対し、湿地・湿原の集水域への排水における配慮の呼びかけなど、湿地・湿原の環境に対する意識の啓発を図ります。(県・市町村)
- 希少種の採取や踏み荒らしなどによる環境の質の低下を防ぐために、利用者意識の向上に努めます。(県・市町村)
- 必要に応じてフェンスの設置などによる立ち入り制限の実施や監視体制の整備を検討します。(県・市町村・NPO)
- 湿地・湿原の保全に関わる活動を支援します。(県・市町村)
- 行政や活動団体など、保全に関わる活動主体間の情報の共有など、連携を推進します。(県・市町村・NPO)
- 湿地・湿原の生態系保全に向けた管理活動の基盤となるデータの蓄積を継続します。(県・市町村・NPO)

column

愛知の湿地・湿原

葦毛湿原



本県を含む東海地方には、多くの湿地・湿原が点在しています。「湧水湿地」は、斜面が崩壊した場所や、崩壊した土砂が堆積した谷底の平坦地等に湧水が涵養することによりできる貧栄養な湿地で、尾張丘陵、知多半島、渥美半島及び三河山地などに分布しています。この湿地には、「東海丘陵要素植物群」と呼ばれる、この地方の固有種や分布が限定されているといった東海地方に独特の植物が生育しています。

また、湖沼等の底に堆積した植物（有機物）が分解されずに堆積した泥炭を伴う「泥炭湿原」が三河高原など標高 500 m以上の地域に分布しているほか、水底に泥炭を含

まない「沼沢湿原^{しょうたく}」が湖沼やため池、河川等の浅瀬に形成されるヨシ原などにみられます。

県内の主な湿地・湿原のうち、矢並湿地（豊田市）、葦毛湿原^{いもう}（豊橋市）、^{とうしちばら}藤七原湿地（田原市）、^{いっちょうだ}荻町田湿地（武豊町）などが東海地方特有のものであり、そのほかに泥炭湿原として長ノ山湿原（新城市）、沼沢湿原として小堤西池（刈谷市）などがあります。

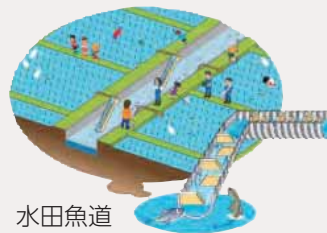
また、平成 24（2012）年には、豊田市の矢並湿地^{かみたか}、上高湿地および恩真寺湿地^{おんしんじ}を含む「東海丘陵湧水湿地群」がラムサール条約湿地に登録されました。

■水田

- 中山間地^(用語)における高齢化や過疎などによる耕作放棄水田の発生を防止します。(県・市町村)
- 県民との協働・連携により農地などで生物多様性の保全活動を実施します。(県・市町村・NPO・事業者)
- **【H27 までに 98 組織→ 131 組織】**
- 生物多様性の保全や環境に配慮したため池や用排水路などの農業用施設の整備を進めます。(県)
- **【H27 までに 59 地域→ 100 地域】**
- 環境保全型農業^(用語)や有機農業^(用語)によって、生きものの生息に配慮した農業を推進します。(県・市町村・事業者)
- 休耕田への湛水による生きものの生息環境の確保に配慮します。(NPO・事業者)
- 水田の維持・復元だけでなく、水路やため池、隣接する樹林や草地などの保全に配慮します。(県民・NPO)

column

水田を再び魚のゆりかごに



水田魚道



かつて水田は、メダカやドジョウ、モロコ、フナなどが繁殖する「魚のゆりかご」でした。水田は水温が高くプランクトンが豊富なため、魚の絶好の産卵場所になります。水田で孵化した稚魚は、ある程度大きくなると周辺の水路を経て川へ出て育ち、産卵期には再び水田に戻ってくるというサイクルを繰り返していました。そこには魚を餌とする鳥も集まるなど、水田は生物多様性を維持するうえで重要な役割を果たしてきました。

しかし、近年は大型営農機械の導入など農

業の近代化を図るとともに、転作により水田を畑として利用するため水田が素早く乾くよう、水路との間に大きな段差が造られ、魚が行き来できないようになってしまいました。

そこで、県農業総合試験場が研究・開発した、安価で容易に設置できる小型の水田魚道を活用し、水田と水路の間を魚が自由に行き来できるようにして、「魚のゆりかご」としての水田を取りもどすための活動を住民参加の下で行っています。

■畑・果樹園・樹木畑

- 環境保全型農業や有機農業によって、生きものの生息に配慮した農業を推進します。(県・市町村・事業者)

■道路・街路

- 生息地の分断が生態系に著しい影響がある場合は、動物の交通事故死の防止と地上移動性の動物の移動経路を確保するために、アンダーパス^(用語)やオーバブリッジ^(用語)の設置を検討します。(県・市町村)
- 高速道路の法面などに在来種の植栽を行うことなどにより、生物の生息生育空間を創出します。(事業者)

■大学・企業など

- 地域の自然を踏まえたビオトープ^(用語)を創出します。(事業者)
- 敷地内の自然と地域の自然(雑木林・社寺林・公園・緑地・河川・ため池など)とのネットワーク形成を推進します。(事業者)

- 在来種による多層構造をもった樹林地や在来野草の草地を創出し、生態系ネットワークの形成に役立ってます。(事業者)
- 建物の壁面緑化や屋上緑化をすすめ、昆虫などの小動物の生息空間を創出します。(事業者)

■公園緑地

- 生物多様性や生態系ネットワークを前提として公園緑地の配置や整備内容を検討します。(県・市町村)
- 在来種による多層構造をもった樹林地や在来野草の草地を創出し、生態系ネットワークの形成に役立ってます。(県・市町村)
- 都市公園などの公有地において、ナラ枯れ^(用語)や竹林の侵食あるいは手入れ不足により荒廃した森の計画的な再生、または、苗木などから育てたどんぐりの木など昔からその地域に生育していた樹種による森を新たに創出する「ふるさとの森づくり」を県民参加で行います。(県)
【H32までに20か所】
- 県営都市公園において、公園全体または箇所毎に、生物多様性の保全・再生・創出に向けた計画を作成することを目指します。(県)
【H32までに7公園】

■住宅地

- 庭に樹木や野草を増やすことによって、生物の生息生育空間や移動経路を創出します。(県民)

■学校や公共施設

- 地域の自然を踏まえたビオトープを創出します。(県・市町村・NPO)
- 学校林の指定のほか、ビオトープと地域の自然(雑木林・社寺林・公園・緑地・河川・ため池など)とのネットワーク形成を推進します。(県・市町村・NPO)
- 在来種による多層構造をもった樹林地や在来野草の草地を創出し、生態系ネットワークの形成に役立ってます。(県・市町村)
- 建物の壁面緑化や屋上緑化をすすめ、昆虫などの小動物の生息空間を創出します。(県・市町村)

column

まちなかの自然再生



小学校のビオトープ



企業が整備したまちなかのビオトープ

まちなかの自然は、ヒートアイランド現象の緩和など、快適な生活環境の形成に役立つほか、子どもたちが身近に生きものと触れ合うことができる場所として大切です。本県では、失われたまちなかの自然を再生する様々な取組が行われています。

豊田市の中心市街地にある児ノ口公園は、^{ちごのくち}「昔の風景の再現」を目指し、地下に埋められた川を自然の小川として再生し、樹林や水田を創出した公園です。自然の再生によって公園には生きものと一緒に子どもたちが戻って

きました。また、愛知県では、学校や幼稚園・保育園に生物の生息生育空間をつくる学校・園庭ビオトープも全国的に見ても優れた取組が多く、全国のコンクールでも高い評価を受けています。

企業の敷地においても自然を再生する取組が進んでいます。工場や事業所の敷地に、ふるさとの森や水辺をつくる取組のほか、まちなかの企業所有地に、市民とともにビオトープをつくり開放する全国的にみても進んだ取組が行われています。

■河川

- 河川を中心とした流域において、あいち水循環再生基本構想の推進による健全で多様な生態系の保全を進めます。(県)
- 河川改修などをおし、河川本来の自然をとりもどす「多自然川づくり^(用語)」を実施します。(県・市町村)
- 上下流方向の生きものの移動を阻害するような大きな段差（落差工）に魚道^(用語)の設置を進めます。(県・市町村)
- 砂防事業における環境への配慮による自然への悪影響の回避・低減を進めます。(県・市町村)

column

水辺の自然の回復「多自然川づくり」

河川の自然は、河川の内側だけでなく周辺の緑と一体となって、流水・水際・河岸・背後地を含めた環境遷移帯（エコトーン）や、上流域から下流域へと続く水と緑の回廊（コリドー）を形成し、生物の連続的な生息生育空間や移動経路などになっています。

本県では、治水事業や河川管理において、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息生育環境、並

びに多様な河川風景を保全あるいは創出する「多自然川づくり」を実施しています。

例えば、写真左の治水効率優先の川づくりでは、川岸を鋼鉄製の板（矢板）で固めていますが、写真右の「多自然川づくり」では川の中に突き出た石の突堤（水制工）により川の流れが川岸に当たることを防ぐことで、川岸が削られることを防ぎながら本来の河川環境に近い川岸を保全しています。



また、河畔林は生態系の重要な要素であるとともに、地域固有の景観を形づくっています。そこで、河川区域内の治水上支障のない場所に、当地の環境に最も相応しい

樹種、例えば、カシ、シイ、タブ、エノキなどを植樹し、河畔林の形成に努めています。こうした植樹は、地域の方々の参加のもとで行っています。



朝倉川植樹風景



朝倉川植樹 5 年後

■湖沼（ため池）

- 油ヶ淵の水質改善のための生活排水処理施設の整備や浚渫などを総合的に実施します。（県）
【H32 までに油ヶ淵の COD7.6 mg/L → 6.0mg/L】
- 生物多様性の保全や環境に配慮したため池や用排水路などの農業用施設の整備を進めます。（県）
【H27 までに 59 地域→ 100 地域】[再掲](#)
- 外来生物（外来水草類・ブラックバス・ブルーギル・ウシガエル・アメリカザリガニ・アカミミガメなど）の駆除を進めます。（県・市町村・NPO）

column

ため池と生物多様性



水草などが豊かなため池

県内には、丘陵部や半島を中心に、約 3,000 か所のため池があります。

本県のため池の多くは、江戸時代に、農業用水を確保することを目的としてつくられたものです。ため池を守るために、池の周りに土砂流入を防ぐ常緑広葉樹などを植えたり、ため池の水源となる森では、村民たちが肥料や飼料用に下草や落ち葉などをとることで森が荒れてしまうことを防ぐために、入山規制などがおこなわれたという記録があります。また、人を寄せつけないための工夫として「ため池には大蛇がすんでいる」といった伝説をみることができます。

ため池は人の手によって創出された水辺ですが、長い年月を経るなかで、様々な生きもののすみかになってきました。ヨシ、ガマ、ヒシなどの水生植物、ミズカマキリやトンボ類などの多様な水生昆虫、さらに魚類や鳥類も加わり、独自の生態系が形成されています。

しかし、近年、ブラックバス、ブルーギルなどの外来種が池に放されて、在来の生物を捕食することなどにより、ため池の生物多様性は危機に瀕しています。

■海岸

- 海岸後背地の休耕田に水を張る取組を進め、生物の生息生育空間の再生を目指します。(NPO・事業者)
- ウミガメの産卵する砂浜や海浜植生の保全・再生を進めます。(県・市町村・NPO)

column

アカウミガメの保護



アカウミガメ

本県東部の豊橋市と田原市の太平洋岸にある約 50km に及ぶ砂浜「表浜^{おもてはま}」は、アカウミガメの産卵地として知られています。

アカウミガメは「種の保存法」の国際希少野生動植物種に指定されており、本県でも「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」の指定希少野生動植物種に指定されています。主に温帯・亜熱帯の海に生息していますが、毎年 5 月頃から日本の太平洋岸に産卵のため上陸します。親亀は砂浜に穴を掘り、

その中に産卵します。卵は 2 か月ほどで孵化し、海へ旅立っていきます。

全国の砂浜が護岸工事や開発により減少している中、表浜は本州有数のアカウミガメの産卵場となっており、地元市や NPO などによる保護の活動が行われています。本県では、表浜への車両の乗り入れを平成 18 年から規制しているほか、保護活動への支援を行っています。

■海域

- 三河湾里海再生プログラムに基づき、干潟・浅場の造成、モニタリング、保全活動支援、啓発などの事業を実施します。(県)
- 第7次総量削減計画に基づき汚濁負荷量を削減することにより、伊勢湾・三河湾の水質の改善を図ります。(県)

column

干潟・浅場と生物多様性



汐川干潟

本県の沿岸部には、藤前干潟、汐川干潟、一色干潟、矢作川河口干潟などの干潟や浅場が分布しています。干潟や浅場は、潮の満ち引きにより、酸素や栄養が豊富に供給されることから、ゴカイやアサリなどの二枚貝、ノリなどの海藻類、多様な魚類の稚仔魚、クルマエビやカニなど、多様な生物の生息生育空間になっています。さらに、何千キロもの旅をするシギ・チドリ類が渡りの途中に立ち寄る重要なエサ場と休息地になっています。

干潟ではしばしば、周辺の沖合と比べて驚くほど水が澄んでいることがあります。

これは干潟にすむ多様な生きものの働きによるもので、二枚貝などが、プランクトンやその死骸などの有機物をろ過して食べ海水をきれいにしているためです。特にアサリは、1個が1時間に約1リットルの海水をろ過すると言われます。そして二枚貝が排出する糞は、ゴカイや微生物が食べ、窒素・リンなどの栄養分に分解されていきます。さらに浅場に生育する海藻は、水中や底質中の栄養分を吸収することで、植物プランクトンが増え過ぎるのを防ぎます。干潟や浅場は、天然の水質浄化施設でもあるのです。

■都市計画区域

- 都市計画区域^(用語)及び市街化区域^(用語)において、平成23年度以降の緑被の減少速度を平成4～16年に比べて半減させることを目指します。(県)
【都市計画区域の緑被の減少面積(平成4～16年度) 800ha/年→(平成23～32年度) 400ha/年】
【市街化区域の緑被の減少面積(平成4～16年度) 28ha/年→(平成23～32年度) 14ha/年】
- 環境保全や防災などに資する都市公園の整備や「あいち森と緑づくり都市緑化推進事業」の実施により樹林や芝などの緑の確保や創出を目指します。(県)
【H32までに350ha】

A-3

生態系ネットワーク形成を
推進するための取組

愛知目標

1・5・11

生態系ネットワークの形成を進めるには、土地所有者をはじめとする多様な主体の協働が重要であることから、地域の様々な主体が集まり、共通の目標をもって取組を進めていくための組織をつくることが望まれます。また、多様な主体がある一定の方針にしたがって取組を進めるための、県土の生態系ネットワーク形成のグランドデザインや、生態系ネットワーク形成の考え方や方法を示したガイドラインなどが必要です。

■地域の生態系ネットワーク協議会の設置

- 自然や社会の特徴に応じて、県域を地域に区分し、地域ごとに、県民や事業者、NPO、行政などによる協働体（生態系ネットワーク協議会）の設立を進めます。（県・市町村・NPO・事業者）

【H29 までに3協議会→9協議会】

- 生態系ネットワーク協議会は、普及啓発事業を行うとともに、生態系ネットワーク形成の実施計画を作り、構成団体は実施計画に基づき、それぞれの立場に応じて取組を進めます。（県・市町村・NPO・事業者）



西三河生態系ネットワーク協議会

■生物多様性ポテンシャルマップの活用

- 生態系ネットワーク形成の目標を共有するためのグランドデザインとして、重要な自然や生物の生息生育の可能性を示した「生物多様性ポテンシャルマップ」の活用を進めます。（県・市町村・NPO・事業者）
- 生物多様性ポテンシャルマップを用いて保全・再生する自然を検討することにより、生態系ネットワークの形成に向けた様々な主体の取組の連動を図ります。（県）
- 生物多様性ポテンシャルマップを、公有地や民有地における自然の保全・再生や公共工事をはじめとする開発行為における自然環境配慮の指針として活用します。（県・市町村・NPO・事業者）
- 生物多様性ポテンシャルマップは、最新の生物の生息生育情報を用いて定期的に更新します。（県）

■自然環境の保全と再生のガイドラインの活用

- 生態系ネットワーク形成のポイントや方法などをまとめた、「自然環境の保全と再生のガイドライン」の活用を推進します。（県）
- 「自然環境の保全と再生のガイドライン」に、NPO や事業者、行政などによる自主的な活動を促進するためのチェックリストを掲載し、その活用を広めることにより生態系ネットワークの形成を推進します。（県・市町村・NPO・事業者）

【チェックシート活用事例 年間100件】

■緑化などにおける地域在来種の利用

- 遺伝子レベルの生物多様性の保全を図るために、ビオトープの整備や緑化に使用する地域在来種の苗木の育成や供給体制の構築に取り組みます。(県・NPO・事業者)
- 「自然環境の保全と再生のガイドライン」で提示した地域在来種を対象とした植栽候補植物種のリストにより、生物多様性に配慮した植栽が行われるように促します。(県)

■県や市町村の各種計画への位置づけ

- 県や市町村の策定する各種計画に生態系ネットワークの形成やその意義を位置付け、総合的に施策を実行します。(県・市町村)

column

地域在来種の利用

生物多様性を守るためには、緑化などで植物を植栽する際に、在来種（その土地に従来から生育している植物）を利用するなどの配慮が求められます。さらに、同じ種類の植物であっても、地域ごとに形や性質が異なるなど、遺伝的には同一ではありません。このため、植栽する場所にできるかぎり近い場所で従来から生育している植物から種子などを採取して、利用することが望まれます。

企業などによって、こうした生物多様性の保全に配慮した緑化がはじめられています。

高速道路事業者は、道路建設の際に、事業予定地やその周辺に従来から生育している樹木から種子をあらかじめ採取し、地域性苗木を育成して事業地に植栽しています。また、県内の企業において、自社工場の敷地内で、在来種の樹木の種子を採取し、従業員の手で苗木を育成・植栽し、生物多様性に配慮した工場の森づくりを行っています。

こうした種子の採取や苗木の植栽などの一部は、住民参加によって行われ、自然や生物多様性への理解や愛着を深めることなどに役立っています。

事業者による地域在来種を利用する取組



種子の採取



選別・調整後に播種



ユニットへの植付け



生長した苗

B 経済と生物多様性の調和

B-1 あいちミティゲーションの推進

愛知目標 3・4・5・19

産業活動が活発な本県では、土地利用の転換や開発と、生物多様性の保全を両立することが、生物多様性の主流化につながると考えられます。

これまで本県では、独自に創設した「大規模行為届出制度^(用語)」によって、1 ha を超える開発について一定割合以上の緑地の確保を進めてきました。また、大規模な事業（75ha 以上など）については、環境アセスメント^(用語)によって自然の保全に一定の効果をあげてきました。

産業活動を抑制せずに生物多様性を保全するためには、緑地面積の確保に限定せず、生物の生息生育空間としての質を確保する仕組みや、開発敷地内だけでなく開発敷地外の自然の保全・再生を促す仕組みが必要とされています。

なお、ミティゲーションは、開発における自然への影響を回避、最小化した後に残る影響を代償するという順番で実施することが重要です。

■あいちミティゲーションの導入

- 土地利用の転換や開発などにおいて、開発における自然への影響を回避、最小化した後に残る影響を代償することにより、開発区域内のみならず、区域外も含めて自然の保全・再生を促す仕組みである「あいちミティゲーション」を導入します。(県)

■定量評価手法の導入

- 失われる自然や、保全・再生する自然を、簡易な方法で定量化する「あいちミティゲーション定量評価手法」を導入します。(県)
- 「あいちミティゲーション定量評価手法」は公開し、NPO や大学、企業などが自ら行う、自然の保全・再生の取組を、自己診断によって定量的に評価することを可能にします。(県)

■大規模行為届出制度の改正

- 「あいちミティゲーション」の考え方を反映して「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく「大規模行為届出制度」の運用を見直し、産業立地の推進のため市町村が工場立地に係る緑地面積の緩和をした場合にも対応した、緑地の生物の生息生育空間としての質の確保や、区域外での代償ミティゲーションなどを促進します。(県)

■自然環境の保全と再生のガイドラインの活用

- 「あいちミティゲーション」の基本的な考え方や、各主体の取組における反映方法、定量評価手法の活用方法などをまとめた「自然環境の保全と再生のガイドライン」の活用を推進します。(県)

■環境影響評価制度の適切な運用

- 事業の実施前に行われる環境影響評価において、事業者の実行可能な範囲内で環境影響の回避・低減が十分検討されているかなどの観点から適切な審査を行います。(県)
- 環境影響評価の不確実性を補うなどの事後調査により適切なフォローアップを行います。(県)

愛・地球博でのミティゲーションの取組



ミティゲーションによって残された海上の森

平成 17(2005) 年に「自然の叡智」をテーマに開催され、累計約 2,200 万人が訪れた愛・地球博では、開発の際に自然への影響を回避したり緩和する「ミティゲーション」の取組が先進的に行われました。

平成 6(1994) 年にまとめられた当初の構想では、瀬戸市南東部を会場候補地とし、その中心地にある「海上の森」を大幅に造成する計画でした。しかし、「海上の森」は、樹林や水田、湿地など多様な環境が入り組んだ里山で、生物多様性の高い地域だったことから、施行前の環境影響評価法(平成 11 年 6 月施行)の趣旨を先取りし、情報公開や関係者からの意見聴取をふまえ、環境への影響を回避・低減する対策がとられました。

その結果、約 650ha を造成する予定だった海上の森のほとんどを保全し、土地の改変面積を約 15ha に減らす計画に変更されました。さらに、残った環境への影響に対する代償措置として絶滅危惧種の保全対策などが実施されました。ダルマガエルの保全対策として駐車場の予定地だった水田約 2.8ha を保全するとともに、整備予定地に生息する個体を保護区へと移動しました。また、カヤネズミの生息場所としてカヤ場の創出や、オオタカのエサとなる小鳥の生息環境の改善のための間伐や下草刈りなどの森林管理、ハッチョウトンボの生息場所である湧水湿地の保全などが行われました。

B-2

企業活動における生物多様性の
保全と持続可能な利用の推進

愛知目標

4

製品の生産などの企業活動において、生物多様性の保全と持続可能な利用についての認識を高め、経済活動との調和を図りながら積極的な取組を促進していくことは、企業の持続可能な事業経営のうえでも必要不可欠になっています。

具体的な取組として、生物の生息生育空間の保全・再生活動のほかに、直接的、間接的に生物多様性に悪影響を与える化学物質の排出抑制や、間接的に生物多様性に悪影響を与える地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出抑制などがあります。

また、自然の保全・再生活動への支援も、企業において意義が大きい取組といえます。

■企業活動と生物多様性の関わりの把握

- 各企業において企業活動が生物多様性の保全に与えている影響や、生物多様性から受けている恵みやビジネスチャンス、生物多様性に配慮しなかった場合のリスクなどについて自己診断を行います。(事業者)
- 自己診断を通じて、省エネやリサイクルなどの取組も生物多様性の保全に関わっていることを知り意識の向上を図るとともに、これらの取組を推進します。(事業者)

■生物多様性民間参画ガイドラインに基づく取組の推進

- 平成 21（2009）年に環境省が発行した「生物多様性民間参画ガイドライン」に基づき、原材料調達や販売、土地利用、輸送、投融資、研究・開発などの様々な事業者の活動において、生物多様性の保全と持続可能な利用を推進します。(事業者)

■化学物質の排出による環境リスクの低減に向けた自主的取組の推進

- PRTR 制度^(用語)に基づき、企業が実施する特定化学物質の情報の公開や、化学物質の排出量を低減した製品や生産工程を PR する取組を促進します。(県)
- 県民が化学物質の排出量を低減した商品を選択することや、日常生活における農薬や殺虫剤などの使用量を削減することを促進するため、化学物質に関する県民の理解の向上を図ります。(県)
- 事業者による化学物質の適正な管理、情報の公開、危機管理などの取組をより一層推進します。(県)



事業者向け化学物質セミナー

■企業敷地などにおける自然の保全と再生

- 開発における自然への影響を回避、最小化した後に残る影響を代償する「あいちミティゲーション」の活用などにより、緑地の生物の生息生育空間としての質の向上と、新たな生物の生息生育空間の再生を進めます。(NPO・事業者)
- 企業が奥山や里山の森林を確保し、県民や NPO との協働により保全、管理を行う取組を進めます。(事業者)
- 森林の整備・保全などにより社会貢献活動を行う場として県有林を提供する「企業の森づくり」を推進します。(県)

■生物多様性を保全する活動への支援

- 県や市町村、NPO などが実施する自然の保全・再生活動への従業員の参加や、活動への支援を進めます。(事業者)

■バイオマスの利活用推進

- 里山の管理などで発生するバイオマスの工業利用などを進めます。(NPO・事業者)

■他の主体との協働

- 企業の CSR 活動^(用語)などに貢献する事業を、県民や NPO などとの協働によって実施することにより推進します。また、企業の取組を進めるために、ビオトープ創出などによってあいちミティゲーション定量評価手法で得られたポイントを別の機会に活用できる仕組みを検討します。(県・市町村・県民・NPO・事業者)



企業従業員による管理活動

column

自然と伝統産業

八丁味噌



県内に息づく伝統産業は、地域の自然を活用して育まれたものです。

「やきもの」は平安時代からさかんに行われ、世界的に名の知れた「瀬戸焼」「常滑焼」という地名を冠したブランドがあります。和洋食器だけでなく、衛生陶器や^{がいし}碇子、タイル、理化学用品など幅広いものづくりへと広がり、世界のセラミック産業の中心として発展を遂げています。

また、江戸時代に旧八丁村（現岡崎市）でつくられ始めた八丁味噌は、独特の風味と味わいをもつ、愛知県を代表する豆味噌のひとつです。八丁村は、東海道と矢作川の水運が交わる水陸交通の要所に位置し、原料である

大豆や塩が入手しやすく、また川に挟まれた湿潤な気候や、豊富な伏流水も、味噌づくりにとって恵まれた環境でした。八丁味噌は、少ない水分で仕込まれ熟成期間が長いことから、保存性に優れているため、「兵糧」として岡崎藩に加護され、地場産業として発展しました。

お寿司に欠かせない酢飯。この酢飯に使う^{かすず}粕酢は、江戸時代に今の半田市で誕生したものです。日本酒をつくる時に残り物となる酒粕をうまく利用できないかと工夫を重ねてリサイクルでつくり出されました。粕酢は、風味やうまみがすし飯にとっても合い、当時の江戸で寿司がブームになりました。

B-3

農林水産業における生物多様性の
保全と持続可能な利用の推進

B-3-1 農 業

愛知目標 4・6・7・8・13

農作物や家畜は、野生生物を品種改良したもので、農業の持続可能な発展において生物多様性の保全や品種の保存は重要です。

一方、農薬や肥料の過度な使用は、里地里山や田園の自然環境ばかりでなく、川などの水質悪化を通じて、漁場環境へも影響を及ぼすことから、生物多様性の保全にも配慮した環境保全型農業を推進する必要があります。

農地、とりわけ水田は、多様な生物の生息生育空間になってきたことから、経済面との両立を図りながら生物多様性に配慮して維持していくことが望まれます。

■環境保全型農業の推進

- 平成 24（2012）年 2 月に改正した「愛知県環境と安全に配慮した農業推進計画」に基づく環境保全型農業を推進します。（県）
- 持続性の高い農業に取り組むエコファーマー^{（用語）}を育成します。（県）
【H27 までに 3,988 人→ 4,500 人】
- 県内の生産・出荷組織や大規模農家を対象に、GAP 手法^{（用語）}の導入を図ります。（県）
【H27 までに 108 産地等→ 120 産地等】

■農地の生物の生息生育空間としての質の向上

- 「中山間地域等直接支払制度^{（用語）}」の活用により中山間地の耕作放棄を防止します。（県・市町村）
- 県民との協働・連携により農地などで生物多様性の保全活動を実施します。（県・市町村・NPO・事業者）
【H27 までに 98 組織→ 131 組織】再掲
- 生物多様性の保全や環境に配慮したため池や用排水路などの農業用施設の整備を進めます。（県）
【H27 までに 59 地域→ 100 地域】再掲
- 休耕田への湛水による生きものの生息環境の確保に配慮します。（NPO・事業者）再掲



水田での生きもの観察会

■作物、家畜の遺伝子の多様性の維持

- 作物、家畜の品種の保存により、遺伝子の多様性を維持します。(県)

column

守口大根と守口漬



守口漬

守口大根



愛知県は漬物づくりが盛んですが、その中でも特に有名なのが守口漬です。守口漬は、守口大根という世界で一番長い品種の大根を酒粕に漬けこんだものです。

守口大根は、非常に細長く、直径 2cm 長さが 1.2 m 程度、中には 1.8 m になるものもあります。根がまっすぐ長く伸びるためには、柔らかく均質な土壌が 1.2 m 以上堆積しており、中に礫や固い層を含まず通気性がよく、さらに地下水位が低いことが栽培の条件になります。このような特殊な

土地はなかなかないため、現在国内では、愛知県扶桑町と岐阜県岐阜市の 2 地域でしか生産されていません。両地区とも、長良川や木曽川の河畔に位置し、大河が運んだ良質な砂質土壌が厚く堆積しています。

守口漬は、この地域ならではの独特の風土によって育まれた守口大根という伝統的な品種を使った愛知県の名産品であり、地域ごとの個性を生み出す生物多様性とかかわりの深い食品といえます。

B-3-2 林 業

戦後早くから、山地から丘陵地の広い範囲に植林されたスギ・ヒノキの人工林は、利用可能な時期を迎えていますが、国内林業の不振などにより、間伐などの管理が遅れており、過密化して下層植生がなく、生物多様性の低い林も見られます。

県土面積の約4割を占める森林は、多様な野生生物の生息生育空間として、生物多様性の保全において重要な役割を担っていることから、林業生産と調整を図りながら、生物多様性の保全を含めた森林の有する公益的機能を発揮させていくことが重要です。

また、都市住民も含めた県民が森林づくりに関わることにより、森林と生物多様性のかかわりについて、理解を深めていくことが望まれます。

■多様な森林づくりの推進

- 林業生産、生態系ネットワーク、鳥獣害対策などを総合的に考慮した森林ゾーニングを検討します。(県・市町村)
- 森林の有する生物多様性の保全をはじめとする公益的機能を発揮するために、各種補助事業制度やあいち森と緑づくり事業による間伐の実施のほか、針広混交林化、広葉樹林化、長伐期化などによる多様な森林づくりを推進します。(県、市町村、事業者)
- **【H27 までの5年間で 26,000ha の間伐を実施】** **再掲**
- 環境意識の高まりに伴う、広葉樹林に適した樹種の施業技術についての普及指導を行います。(県)
- 地域で採取された種苗が供給されるよう、林業普及指導員が林業家・林業事業体などへの普及指導に取り組みます。(県)
- 森林・林業技術センター（林木育種場）が種苗生産体制を整備し、優良広葉樹苗木の生産・供給を行います。(県)
- 森林の有する公益的機能の発揮が特に期待される森林を保安林^(用語)として指定するとともに、荒廃地などにおいて治山事業を実施し、機能の低下した森林の整備を推進します。(県)
- 県内の森林の整備を促し、森林の有する公益的機能の発揮につながる県産木材の生産量拡大を図ります。(県)

【H27 までに県産木材の生産量を 9.9 万m³ / 年→ 12 万m³ / 年】



県産材を活用した公共施設（設楽町立名倉小学校）

■森林環境教育・県民参加による森林保全活動の推進

- 教育・環境などの分野との連携による普及啓発活動を進めるとともに、企画・調整力を持つ人材を育成します。(県)
- 県有林における体験活動などを実施するためのフィールドの提供などを推進します。(県)
- 豊かな森林生態系を有し、自然とのふれあいや環境教育の場として適している地域について、地域住民、関係市町村、環境教育や保全活動に取り組む企業や NPO などと協力し、その保全に努めます。(県・市町村・NPO・事業者)
- 県有林を意欲ある企業や NPO などに開放し、森林の整備・保全活動などのフィールドとして提供します。(県)
- 森林・農地などの多面的機能の発揮や理解促進のための活動への参加を推進します。(県)

【年間 40 万人】



県有林における企業の森林保全活動

B-3-3 水産業

水産業は、海の恵みの上に成り立っている生物多様性に直接的に関係する産業であり、持続可能なものとするためには、生産力を支える海の生態系の健全さを保ち、生物多様性を保全することが不可欠です。特に、沿岸域は、高い生産性と豊かな生物多様性を持っており、それらを育む干潟や藻場などを適切に保全することが求められます。

また、科学的根拠に基づき海洋生物資源の適切な管理と持続可能な利用を図っていくことが必要とされます。

■藻場・干潟などの保全の推進

- 岩礁性藻場再生のため、培養種苗^(用語)などを用いた効率的な移植技術の開発を推進します。(県)
- 藻場や干潟において、漁業者を中心とした多様な担い手による遺伝的多様性や地域固有性に配慮した海藻(草)や二枚貝稚貝の移植、漁場の耕耘など適切な維持管理活動を推進することにより、生態系の健全性を維持します。(県・市町村・事業者)
- 漁業操業や海の生きものの生息にも支障を及ぼす漂流・漂着ごみの清掃活動への支援を行います。(県・市町村・事業者)

■生物多様性に配慮した漁港漁場の整備の推進

- 漁港整備において周辺の自然環境の改変の最小化に努めます。(県、市町村)
 - 漁場の整備や適切な管理により、漁場が有する多面的機能を発揮させます。(県)
- 【H27 までに適正な管理により多面的機能を発揮させる漁場面積 39,000ha】

■生物多様性に配慮した海洋生物資源の保全・管理の推進

- 海洋生物資源の動向把握調査と、科学的根拠に基づく利用・管理を行います。(県・事業者)
- 【H27 までに資源管理に取り組む漁業経営体の割合 18%→30%】
- 資源管理計画に基づく取組による対象水産資源の適正な管理を推進します。(県・市町村・事業者)
 - 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく、マサバ及びゴマサバ、マイワシ、マアジの3魚種の年間漁獲量の管理を行います。(県)
 - 水産エコラベル^(用語)認証の推進による、生態系に配慮した持続可能で適切に管理された漁業を推進します。(県)
- 【H25 までにエコラベル認証取得延べ2件】
- 魚礁や漁場の整備を推進することにより、渥美外海における魚介類の生息の場を確保します。(県)
- 【H27 までに生産性を向上する魚礁の整備 2か所】
- アサリなどの魚介類の生育の場であるとともに、水質浄化能力を有する干潟・浅場を造成し、水質や底質の環境と漁場生産力の改善を推進します。また、漁港区域内の航路・泊地に堆積した汚泥などを除去し、水域の環境保全を進めます。(県)
- 【H27 までに漁場環境を改善し、生産力を高める干潟・浅場の造成、港湾の水質や底質の環境改善を図る覆砂の実施 50ha】



調査船による資源調査

■生物多様性に配慮した内水面における資源増殖の推進

- 種苗放流^(用語)などの栽培漁業^(用語)において、遺伝的多様性への影響、系群への影響などに配慮します。(県)
- 河川に遡上する天然アユ資源を有効に活用し、河川漁場の適正な生息密度を調査することにより、生態系に配慮したアユ資源増大技術を開発します。(県)
- コイヘルペスウイルス病^(用語)などに対する疾病対策を推進します。(県)

column

農地を豊かにした海の自然

アマモ場



かつての三河湾は、干潟や浅場、藻場が広がり、透明な水を湛えた美しい海でした。

汐川の河口部にも広大な干潟が広がり、海底までよく光が届くためアマモが繁茂していました。周辺住民は夏になると、家族総出でアマモを採取し、熟成させて畑の肥料として利用していました。この藻刈りは重要な年中行事で、家族で出かけるレジャーという位置づけでもありました。人々はアマモだけでなく貝類やヒトデなども農業用の肥料として利用しており、三河湾が周辺住民の生活を支える「里海」だったことがうかがえます。

ところが、高度成長期以降の埋め立てや、陸域で発生する汚濁の流入負荷の増大などによって水質悪化が進み、干潟・浅場・藻場の多くは消失してしまいました。

かつての美しく豊かな里海を取り戻すために、本県では、平成23(2011)年から「三河湾環境再生プロジェクト」を始め、三河湾の再生に向けて、NPOなどの活動支援やシンポジウムの開催、調査研究、生物多様性についての体験型セミナーの実施などを行っています。

参考資料：三河湾研究会編「とりもどそう豊かな海 三河湾」(1997年)

B-4 自然の恵みに支払う仕組みづくり

愛知目標

2・20

私たちは自然から、様々な恵み（生態系サービス）を受けていますが、生物の生息生育空間の消失や生態系の管理不足などによって、その恵みが十分に受けられなくなることが予想されます。将来にわたって、自然からの恵みを受け続けるには、それを守るための資金の確保が必要とされています。

本県で行われている「あいち森と緑づくり税」による森林や都市の緑の保全是、自然の恵みに支払う仕組みのひとつです。

■生物多様性の保全に必要な予算の確保

- 本戦略の実施に必要な予算の確保に努めます。（県）

■あいち森と緑づくり税の活用

- 多様な公益的機能を有する森林や都市の緑の保全・再生に必要な財源を確保し、県民共有の財産としての森や緑を県民全体で支えていくために「あいち森と緑づくり税」を活用します。（県）

column

あいち森と緑づくり税を活用した事業

間伐を行った森林



＜間伐の推進＞

森林の手入れの中でも、とりわけ重要な作業が「間伐」です。樹木が込み合ってくると、森林の内部に十分な光が届かなくなり、樹木が健全に成長できなくなるだけでなく、下層植生（森林の下の方に育つ植物群）の衰退や土壌の流出など、森林生態系全体に悪影響を与えます。そこで、樹木を抜き切りすることによって、残された樹木を良好に成長させるとともに、下層植生や土壌などの維持・回復を図る「間伐」を行います。

近年では、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化により、「間伐」が不十分な森林が発生しています。そこで、森林の持つ公益的機能を維持していくために、「あいち森と緑づくり税」の活用などによって「間伐」の推進を図っています。

＜市街地の緑の保全と創出＞

緑豊かな快適で個性的な都市づくりを進めるためには、地域の自然的、社会的条件などを十分に配慮しつつ、緑の持つ環境改善・防災・景観形成などの多様な機能を維持・向上させるよう適正な計画づくりをする必要があります。

本県では、広域の見地から複数の市町村にまたがる「愛知県広域緑地計画」を策定するとともに、個々の市町村による「緑の基本計画」の策定を促進し、都市公園をはじめ公有地の緑の確保を進めるとともに、市街地の過半を占める民有地の緑化も進めています。

そのため、「あいち森と緑づくり税」を活用して、県民協働により、市街地の緑の保全・創出を一層推進していきます。

地球温暖化の進行は、生態系に大きな影響を与え、種の絶滅リスクを高めると考えられます。本県では、平成 17（2005）年に総合的な地球温暖化対策地域推進計画である「あいち地球温暖化防止戦略」を策定し、産業構造や都市構造の転換も図りながら、温室効果ガス濃度の安定化に寄与する「脱温暖化社会」、環境と経済が好循環する「持続可能な社会」の構築を目指して取り組んできました。森林や緑の保全・再生などの地球温暖化防止の取組を、生物生息空間としての質の向上といった、生物多様性の観点から捉えなおすとともに、地球温暖化を防止することで、生物多様性の保全を図ることが必要とされます。

■地球温暖化防止対策の推進

- 「あいち地球温暖化防止戦略 2020」や「あいち新世紀自動車環境戦略」に基づき、地球温暖化防止対策を総合的に進めます。（県）

■地球温暖化防止対策における生物多様性への配慮

- 温室効果ガスの吸収源として重要な森林や緑の保全・再生などにおいて、生物の生息生育空間としての位置づけや、在来種の利用などに配慮します。（県・市町村・NPO・事業者）



あいち地球温暖化防止戦略 2020

C

野生生物の保護と管理

C-1 希少野生生物の保護

愛知目標

12

県内の絶滅のおそれがある野生生物の現状を示す「レッドデータブックあいち 2009」（平成 21（2009）年発行）には 1,208 種が掲載されており、平成 13（2001）年度に取りまとめたものと比較すると、絶滅のおそれのある種（絶滅危惧Ⅰ類及びⅡ類）の数は、679 種から 755 種に増加しています。

希少野生生物は、それぞれの本来の生息生育地で守ることが基本ですが、それが難しい場合には、絶滅の危機を回避するため人間の管理下で保存を図る、「生息域外保全」という方法も考えられます。

希少野生生物が危機に瀕している原因は様々なので、それぞれの原因に応じて保護対策を行う必要があります。

■自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づく希少野生生物の保護

- 希少野生生物の中でも特に保護を必要とする種については、自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づく「指定希少野生動植物種」に指定して保護を図ります。（県）

【H28 までに 11 種→ 17 種】

- 「指定希少野生動植物種」のうち、特に生息生育地の保全を必要とする種については、環境改変や立ち入りなどの規制を行う「生息地等保護区」を指定します。（県）

【H28 までに 2 か所→ 4 か所】再掲

■多様な主体の連携による希少野生生物保護の推進

- 希少野生生物の保護は、土地所有者や地域住民、NPO などとの協力と連携を図りながら推進します。（県・県民・NPO・事業者）
- 希少野生生物の生息生育情報を収集・蓄積し、事業者などに情報提供を行うことにより、土地利用の転換や開発などにおける影響の回避・最小化を進めます。（県）

■生息域外保全の適切な実施

- 県内の動物園や水族館、植物園で行われている「生息域外保全」の取組について、今後も関係機関と連携を図りながら、適切に推進します。（県）

【H28 までに県と生息域外保全協定を締結する施設 2 施設→ 4 施設】

指定希少野生動植物種

鳥 類	コノハズク
爬虫類	アカウミガメ
両生類	ナガレタゴガエル
淡水魚類	ウシモツゴ
昆虫類	ヒメヒカゲ
クモ類	ミカワホラヒメグモ
貝 類	オモイガケナマイマイ
維管束植物	ナガバノイシモチソウ シロバナナガバノイシモチソウ ハギクソウ ナガボナツハゼ

平成 22（2010）年 3 月 30 日指定

指定希少野生動植物種



コノハズク 写真：山本 晃



アカウミガメ 写真：NPO 法人
表浜ネットワーク



ナガレタゴガエル 写真：山上 将史



ウシモツゴ 写真：駒田 格知



ヒメヒカゲ 写真：安藤 尚



ミカワホラヒメグモ 写真：緒方 清人



オモイガケナマイマイ 写真：木村 昭一



ナガバナイシモチソウ 写真：渡邊 幹男



シロバナナガバナイシモチソウ 写真：芹沢 俊介



ハギクソウ 写真：村松 正雄



ナガボナツハゼ 写真：芹沢 俊介

C-2 外来種対策の強化

愛知目標

9

本県に本来生息生育していない外来種が野生化して定着し、在来の生物の生息生育空間を奪うなどの生態系への影響や、農林水産業や生活環境への被害をもたらす問題が顕在化してきていますが、その被害状況は、必ずしも十分に把握されておらず、被害の拡大が懸念されます。

県は、国による防除対策のモデル事業の実施や、アライグマなどの哺乳類3種を対象とした「外来種捕獲手法マニュアル」の作成などの外来種対策を行ってきました。

外来種の情報を広く普及啓発するとともに、外来種を野外へ放つことを防止する新たな取組が必要となったことから、平成24（2012）年に「愛知県移入種対策ハンドブック」を作成し、外来種が生態系や私たちの生活に及ぼす影響と、外来種の特徴及び対策例を掲載し、広く県民への普及啓発に努めています。

■外来種の放逐などの抑制・防止

- 外来種対策の基礎資料とするため、外来種の生息生育状況や生態系に及ぼす影響などを調査します。（県）
- 外来種の中でも、地域の在来種を圧迫するなど生態系に著しく影響を及ぼすおそれのある種を、「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づいて公表し、これらをみだりに野外へ放逐・植栽・播種することを防止します。（県）
- 「外来種捕獲手法マニュアル」や「愛知県移入種対策ハンドブック」などにより、外来種の防除に資する情報を提供して、地域における防除活動を促進します。（県）
- 飼養動物の遺棄及び虐待の防止や動物の適正飼養について普及啓発を行い、動物の愛護と適正な管理の推進に努めます。（県）

■情報の提供と公共工事における配慮

- 外来種の生息生育状況や生態系に及ぼす影響の程度、捕獲方法などの情報を、インターネットをはじめとする各種広報や「外来種捕獲手法マニュアル」、「愛知県移入種対策ハンドブック」などにより広く県民に周知します。（県）
- 公共工事に伴う緑化にあたっては、地域の実情に応じて、在来個体群（それぞれの場所で固有の遺伝子を持った動植物）による植栽、吹き付けや表土の保全・活用による自然の再生力を活かした取組を推進します。（県）
- 公共工事の実施にあたっては、必要に応じて外来種の生息生育情報の収集に努め、生態系などへの影響を緩和するよう配慮するとともに、遺伝的かく乱^{（用語）}を招く近縁種が在来個体群と誤って用いられないよう配慮します。（県）



愛知県移入種対策ハンドブック

条例公表種

淡水域における移入種	動物	コブハクチョウ、アカミミガメ、ワニガメ、オヤニラミ、カラドジョウ、ナイルティラピア、スクミリンゴガイ
	植物	スイレン属（ヒツジグサを除く）、ハゴロモモ、ハビコリハコベ（園芸名：グロッソスティグマ）、ナガバオモダカ、キシウブ
陸域における移入種	動物	ハクビシン、クワガタムシ科※、タイワンタケクマバチ、ホソオチョウ、アカボシゴマダラ
	植物	トウネズミモチ、タカネマツムシソウ、ボンボンアザミ、ノハカタカラクサ、モウソウチク
沿岸域における移入種	動物	チチュウカイミドリガニ、タテジマフジツボ種群、サキグロタマツメタ、ホンビノスガイ
	植物	ウチワサボテン属、アツバキミガヨラン、ヒガタアシ（スパルティナ・アルテルニフロラ）

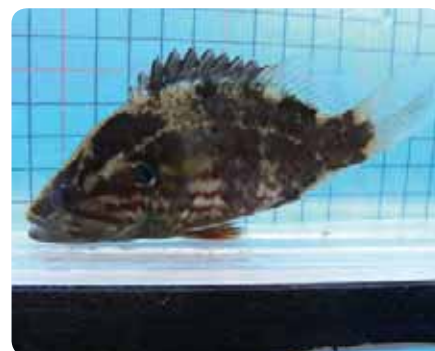
※県内在来の種または亜種を除く



アカミミガメ 写真：菅原 隆博



ワニガメ



オヤニラミ



スクミリンゴガイ 写真：木村 昭一



スイレン属 写真：浜島 繁隆



キシウブ



ホソオチョウ 写真：間野 隆裕



モウソウチク 写真：芹沢 俊介



チチュウカイミドリガニ 写真：天野 勲

C-3 野生生物の適切な保護管理

愛知目標

7

生息分布の縮小や消滅が進行している種がある一方で、人の生活環境や農林水産業及び生態系に被害を及ぼしている種もあります。このような種については生息環境の管理や個体数の調整、被害防除などを組み合わせた総合的な対策が必要となっています。

野生鳥獣の保護と管理は、地域個体群の安定的な存続と、生活環境、農林水産業または生態系への被害防止を基本に、様々な方法で対応する必要があります。

保護管理の基礎的情報である野生鳥獣の生息状況などの調査、野鳥などの違法捕獲・違法飼養の防止、傷病鳥獣の救護体制、鳥インフルエンザへの対応などについても取組を進めていく必要があります。

■鳥獣保護区の指定と管理

- 鳥獣保護区の新規指定や指定期間の更新にあたっては、鳥獣保護区の指定が適切かどうかを判断するための現地調査を行います。また、鳥獣関係団体や地元の利害関係者の意向を尊重しつつ、指定の主旨について十分理解を得たうえで指定を行います。(県)
- 鳥獣の生息状況の把握、違法捕獲の取り締まりなどの観点から、鳥獣保護員による調査、巡視などを行います。(県)

■有害鳥獣対策の実施

- 農作物などに被害を及ぼすイノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、カモシカの4種について、「特定鳥獣保護管理計画」(特定計画)に基づき、個体数調整などにより適切な管理を推進します。(県)
- 現在、特定計画を策定している4種以外の種についても、増加により各種被害を及ぼす鳥獣の保護・管理を適切に行います。(県)
- 特定計画の対象区域において、狩猟鳥獣の個体数を回復するために休猟区を新たに指定する場合は、有害鳥獣であるイノシシやニホンジカを特例的に捕獲できる特例休猟区とし、狩猟を活用した有害鳥獣の個体数調整を行います。(県)
- 「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」(鳥獣被害防止特措法)に基づき、市町村が作成する被害防止計画と特定計画との調整を図りながら被害対策を推進します。(県)
- 市町村が行う被害防止計画の策定に関する情報提供や被害対策の普及・啓発、技術的助言、現地指導、対策に必要な施設や捕獲の経費などへの助成を行います。(県)
- 人と鳥獣のすみ分けを進めるために、調査に基づくトリアージマップ^(用語)を作成し、地域が一体となり生息環境管理、個体数調整、被害防除などの総合的な取組を推進します。(県・市町村)
- 狩猟免許試験を狩猟期前の夏に加え、農閑期の冬にも開催したり、受験しやすいよう休日に試験を開催するなどして、有害鳥獣の捕獲の担い手である狩猟者の増加を図ります。(県)
- 効果的な捕獲を行うため、狩猟者に狩猟鳥獣の生息状況情報を提供します。(県)
- 農作物の被害対策として捕獲したイノシシやニホンジカを有効活用するためジビエ^(用語)の普及を図ります。(県)
- 地域ぐるみで集落環境整備や有害鳥獣の追い払いが実施できるよう、農家などを対象とする研修会の開催、啓発資料の作成など、被害防止に関する情報の収集・提供、現地指導を行います。(県)
- カワウやカモ類などの鳥類による水産被害を防止するための対策を検討します。(県)

■野生鳥獣の生息状況などの調査

- 特定計画を策定している4種の鳥獣について、生息状況などのモニタリング調査を行います。(県)
- 山林、里山、水辺、都市周辺などの各種環境における鳥類の生息状況を把握するため、定点において、毎月鳥類生息調査を実施します。(県)
- 県内のガン・カモ・ハクチョウ類の飛来地について、その生息状況の調査を行います。(県)
- 県内の主要な生息地でカワウの個体数の調査を行い、関係府県で構成する「中部近畿カワウ広域協議会」において、広域対策の検討を行います。(県)

■違法捕獲・違法飼養の防止と傷病野生鳥獣の救護

- 鳥獣保護員と連携し、警察や自然保護団体の協力を得て、違法捕獲や違法飼養の取り締まりを行います。(県)
- 県民が負傷、疾病した野生鳥獣を保護した場合に備えて、(社)愛知県獣医師会の協力を得て開業獣医師による県民からの相談窓口を開設するとともに、本県の鳥類保護センターである弥富野鳥園で保護し野生復帰させるなどの取組を行います。(県)

■鳥インフルエンザへの対応

- 「野鳥における鳥インフルエンザに関する危機管理マニュアル」及び国の「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、鳥インフルエンザの監視体制の整備強化に努めます。(県)
- 野鳥の主要な飛来地において、大量死などの異常がないかを監視するとともに、環境省が実施するウイルス保有状況調査のための渡り鳥の糞便採取に協力します。(県)
- 感染の疑いのある死亡野鳥が発見された場合は、死亡野鳥を回収し、鳥インフルエンザウイルスへの感染の有無を検査するとともに、結果を関係機関へ通知するなど適切な対応を行います。(県)



ニホンザル



ニホンジカ

まんぞくだいら

万足平の猪垣と設楽のシカウチ行事



万足平の猪垣



イノシシ

農作物を荒らす動物たちとの軋轢^{あつれき}は、人々が農耕を始めてから長い歴史があります。

旧額田郡の男川流域には、イノシシやシカなどが田畑に入ることができないように築いた石積み（猪垣）が、今なお原形のまま保存されています。江戸時代後期につくられた延長 612 m に及ぶ万足平の猪垣は高さ 2m、底幅 1 m という壮観なもので、この地域で多くとれる黒雲母片麻岩という硬く平らに割れる性質の石材が使われています。猪垣の延長は、この万足平を含め、流域全体では、実に延べ 60km に及びます。

また、古くから年始めや春先には、鳥獣を追い払うための農耕儀礼が広く行われていました。そのひとつであるシカウチ行事は、奥三河の 5 か所に現存し、神社の境内で行われています。

細かい地域差はあるものの、その多くは、杉の枝葉や笹竹などを束ねてシカに見立てた的を作り、矢を放つことにより、豊作を願います。的の中に入れた餅やご飯を、神事の後に見物者に振舞う地域もあります。

鵜の山



カワウ

鵜の山ウ繁殖地

カワウは、樹林にコロニー（集団繁殖地）をつくる魚食性の鳥です。

江戸時代末期、知多半島的美浜町では、カワウのコロニーの木の下に糞を敷いて糞を採取し良質なリン肥料として利用しました。さらに、明治時代に入ると、この糞採取の権利を入札制にし、その収益を、地区の財産として災害復興費や小学校の建設費用などに活用しました。また、昭和9年には、「鵜の山ウ繁殖地」として国の天然記念物に指定され手厚く保護されてきました。カワウのコロニーの村民による共同管理は、化成肥料が主流になった昭和33（1958）年まで続けられました。高度経済成長期に入

ると、水質悪化や生息地の破壊などによりカワウの分布が著しく減り、一旦は鵜の山からも姿を消してしまいましたが、地元の人々がカワウを呼び戻すために植林や営巣台の設置、周辺の水質改善などを行った結果、現在では約9,000羽が生息する、全国有数のコロニーとして回復しています。

近年各地で、養殖魚の食害などで人とカワウの軋轢^{あつれき}が生じています。愛知県では、培ってきたカワウと人が共生する文化を活かし、カワウの個体群を維持しながら被害を軽減・防除する共存の道を模索しています。

D 生物多様性の価値の共有

D-1 環境学習の推進

愛知目標

1

生物多様性の主流化を実現するためには、様々な世代や多様な主体に属するすべての人が、生物多様性の価値を理解し、生物多様性の保全に向けて行動することが理想であり、そのためには環境学習の推進が効果的です。

生物多様性保全に向けた環境学習の推進においては、自然や環境について理解を深めるプログラムの実施、自然についての環境学習を指導できる人材の育成、自然環境保全に取り組む事業者やNPO、行政などの連携の促進などが重要です。

また、生物多様性に対する県民の意識を高めていくためには、身近な自然の中で生きものとふれ合い、自然を体感することが効果的であるため、自然体験型の環境学習の充実が期待されます。

様々な機会や場を通じて、県民一人ひとりが生物多様性への理解や認識を深めていくために継続的な普及啓発を行っていくことも重要です。

■環境学習を推進するための人材育成

- 自然への関心を高め、自然の大切さなどを体感する自然体験型環境学習を提供できる人材を育成します。(県)
- 里山の保全、管理に関する指導者、実践者を養成するため、県民を対象に「あいち海上の森大学」^{かいしよ}を開校します。(県)
- 環境学習を実施するためには、事業者やNPO、行政などが連携することが重要であることから、その連携を調整するコーディネーターを育成します。(県)

■環境学習施設における環境学習の実施

- 「あいち環境学習プラザ」において、実験などを活用した環境学習プログラムを実施します。(県)
- 愛・地球博記念公園内の「もりの学舎」^{まなびや}において、自然体験環境学習プログラムの充実を図ります。(県)



愛・地球博記念公園内のツアー

- 「あいち海上^{かいしよ}の森センター」において里山への理解を深めるための体験学習プログラムを実施します。(県)
- 県内の環境学習施設と市町村で組織される、愛知県環境学習施設等連絡協議会において、環境学習施設間の情報交換や、連携・協力による環境学習を進めます。(県・市町村)
- 環境学習に取り組もうとする県民に必要な情報をインターネットで提供するあいち環境学習情報ライブラリーの充実を図ります。(県)
- 事業者やNPO、行政などの連携と協働を進めるため、「あいち環境学習プラザ」のコーディネート機能を充実します。(県)
- 環境に興味と関心を持つ県内の小・中学生に、「もりの学舎^{まなびや}キッズクラブ」において身近な自然に親しむ体験の機会を提供し、子どもたちの環境活動の活性化を図ります。(県)

■学校における環境教育の推進

- 学校教育においては、子どもたちの環境問題に対する理解を深め、環境の保全やよりよい環境の創造のために主体的に取り組む態度や能力の育成を目指します。知識の習得をはじめ、技能の習得や態度の育成にあたっては、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などを通して、環境教育を横断的・総合的に扱います。(県・市町村)
- 「あいちグリーンウェーブ」運動に参加し、生物多様性の重要性や自分たちとの関わりなどの学習の推進に努めます。(県・市町村)
- 各学校における環境教育においては、学校内でのビオトープづくり、水生生物や大気・水の調査など、学校ごとに特色のある取組の実施に努めます。(県・市町村)
- 生物多様性の大切さや、絶滅の危機にある野生生物の現状などを記載した環境学習副読本を提供します。(県)
- 学校や市町村などからの依頼を受けて実験などを活用した環境学習プログラムを実施します。(県)
- 森林・林業に関する小中学校の児童生徒の理解を深めるため、地域の林業普及指導員が中心となり、総合学習の時間などを活用した訪問授業や出前講座を行います。(県)
- 学校と事業者、NPO、行政などを結びつけるコーディネート機能の充実により、学校以外が持つノウハウや人材を活用した環境教育を実施します。(県)



もりの学舎キッズクラブ

■食育の推進

- 食育には、「食を通じて環境に優しい暮らしを築く」視点もあることから、「あいち食育いきいきプラン 2015」に基づき、生物多様性の保全など農林水産業の役割への理解促進に向けた情報提供を行います。(県)

■様々な機会を活用した普及啓発の推進

- 「あいちの環境」などの県ホームページや、あいち環境学習プラザのホームページ「あいち環境学習情報ライブラリー」などを通じて、生物多様性の重要性や状況などの情報の発信に努めます。(県)
- 生物多様性をテーマとするシンポジウムや講演会を開催するほか、環境保全や都市の緑の保全・再生・創出を目的として開催される大会などにおいて、生物多様性の保全や持続可能な利用に関する知識の普及啓発に努めます。(県)

【H32 までに県民の「生物多様性」という言葉の意味の認識状況 47.6%→75%】

- 平成 26（2014）年 11 月の「ESD^(用語)に関するユネスコ世界会議」の地元愛知・名古屋での開催を契機として、生物多様性を切り口とした持続可能な開発のための教育（ESD）の取組を促進します。(県)



あいち環境学習プラザ

野生生物の生息生育に関する各種調査は、生物多様性を保全する取組を検討、実施する際のバックデータとして欠かせないことから、継続的に実施していくことが求められます。

また、野生生物の生息生育に関する各種調査をもとに作成した、レッドデータブックをはじめとする各種資料は、環境教育や開発の際の自然保全対策の検討などに活用されていることから、定期的な見直しを行い、現状に即したものに改善していくことが必要です。

大学などの研究機関、博物館、動物園・水族館、植物園、専門家による専門的な調査研究や、NPO が長年にわたる活動で収集した地域における自然や生きものについてのデータなど、多様な主体が様々な形で保有している自然環境に関する情報を共有し、有効に活用していくことが重要です。

■自然環境や野生生物に関する継続的な調査の推進と資料の改善

- 自然環境保全地域をはじめとする生物の生息生育空間として重要な地域について、自然環境の状況を把握するための継続的な調査を進めます。(県)
- 希少野生生物について、定期的なレッドデータブックの見直しとそのための継続的な情報の収集を行います。(県)
- 外来種対策の基礎資料とするため、外来種の生息生育状況や生態系に及ぼす影響などを調査します。(県) **再掲**
- 生物多様性を評価するための指標種を用いた手法の確立に向けた検討を進めます。(県)
- 「あいちミティゲーション定量評価手法」の評価手法を必要に応じて改善します。(県)
- 生物多様性ポテンシャルマップは、最新の生物の生息生育情報を用いて定期的に更新します。(県) **再掲**
- 自然や社会の特徴に応じ、県域を地域に区分して生物多様性に関する調査を実施します。(県)

■情報の収集・提供体制の整備とネットワークづくり

- 愛知県環境調査センターの生物多様性に関する調査・研究機能の強化を図るとともに、県や市町村、研究機関などが保有する野生生物や自然環境に関する情報を収集し、発信・啓発などを行う機能の整備について検討を進めます。(県)
- 野生生物や自然環境関係の博物館、動物園・水族館、植物園、大学などの研究機関などで構成する連絡組織を設置し、ネットワークづくりを進めます。(県)



湿地の調査

E 多様な主体の参加と協働

E-1 自然とのふれあいの推進

愛知目標

1

自然体験は、豊かな感受性や創造性を育む重要な機会であり、生きものや自然に興味を持つ人を育てることから、幼児期・児童期から自然とふれあい、親しむことのできる場や機会を確保していくことが必要です。

近年、里地里山などの身近な自然環境への関心が高まっていることから、事業者や NPO などと連携しながら、多くの人が自然とふれあう場の整備や利活用を進めていくことが望まれます。

■ふれあいの場の整備と利活用の推進

- 自然公園の保護や利用の状況について順次、調査を行い、生態系や風景の適切な保全を図るとともに、東海自然歩道^(用語)など自然公園施設の整備を図り、利用の増進に努めます。(県)
- 「多自然川づくり」により地域住民が河川本来の自然にふれる場を創出します。(県)
- 市町村が河川沿いの公園や散策路の整備をする場合は、河川改修と一体的に推進し、河川とのふれあいの場を整備します。(県・市町村)
- 河川沿いへの植樹と樹木の維持管理を、地域の人々の参加により実施します。(県)
- 県有林の一部を NPO などに開放し、森林の整備や環境学習活動などを進めます。(県)



多自然川づくりの例 香流川

■県施設を活用したふれあい活動の推進

- 油ヶ淵水辺公園において、水辺の学習館・トンボ池の整備を進めます。(県)
 - 都市公園において、「愛知県広域緑地計画」に基づき、自然を活かした樹林地・園路・水辺などの整備を行い、自然とのふれあいの場を提供します。(県)
 - 県営都市公園において、市民団体などが主体的に取り組む生物多様性に関する活動（樹林地整備、湿地再生、自然観察会、工作教室など）を実施します。(県・NPO)
- 【H32 までに 570 回 / 年→ 630 回 / 年】
- 愛知県緑化センターや、愛知県昭和の森において、実務的な緑化研修や自然観察を中心とした野外教室などを行います。(県)

- 愛・地球博記念公園内の「もりの学舎^{まなびや}」や「あいち海上の森センター^{かいしよ}」において、森の案内人によるガイドツアーや里山への理解を深めるための各種展示を行います。(県)



もりの学舎とガイドツアー (愛・地球博記念公園)

- 弥富野鳥園において、探鳥会や野鳥に関する資料の展示などを行い、自然とのふれあいの場の提供や鳥類保護についての関心と理解の増進を図ります。(県)

【H27 まで弥富野鳥園の来園者数 年 67,000 人以上】

- 愛知県森林公園・愛知県民の森において、自然観察会などを開催します。(県)



体験教室 (愛知県民の森)

■水辺での自然とのふれあい活動の推進

- 身近な河川に生息する生きものや周辺の自然環境を紹介するマップを作成するなど、身近な自然環境とのふれあいを推進します。(県)
- 小中学生による身近な河川に生息する生きものの調査や身近な水辺とのふれあいを通じて、自然環境の保全に関する意識の啓発を図ります。(県)
- あいち水循環再生基本構想に基づく、流域モニタリング一斉調査を実施します。(県)

■エコツーリズムの推進

- 旅行者が、案内人から助言を受けながら自然とふれあい、自然の素晴らしさや保護の大切さについての知識や理解を深める旅行であるエコツーリズム^(用語)を推進します。(県・市町村・NPO・事業者)
- エコツアー^(用語)への参加や企画実施を通じて、地域の自然環境資源の価値や、その保全についての意識の啓発などを図ります。(県・市町村・県民・NPO・事業者)

E-2 多様な主体の参加と協働の促進

愛知目標

1

生物多様性の保全を進めていくためには、生物の生息生育空間の確保や環境管理、調査、普及啓発、環境教育、日常生活での配慮といった様々な取組を、効果的に実施していくことが必要です。

そのためには、県民や事業者、NPO、研究者などの専門家、行政などの多様な主体が、それぞれの得意分野で、自発的に行動を進めるとともに、たとえば、企業がNPOに活動場所として社有林を提供するなど、多様な主体が協働を進めていくことが望まれます。

■自発的な保全活動の促進

- 「あいちミティゲーション定量評価手法」の導入により、事業者やNPOなどが自ら行う、自然の保全・再生の取組を、自己診断によって定量的に評価することを可能にし、自然再生などの自発的な取組を促進します。(県)
- NPOなどが実施する生物多様性を保全する活動を、あいち森と緑づくり税の活用や土地所有者と活動団体とのマッチングを行う仕組みづくりなどによって支援します。(県)
【H25までに毎年50団体以上】
- 県民とNPO、事業者とNPOなど、多様な主体間において情報の提供が円滑に行われ、マッチングを行う仕組みづくりを目指します。(県)

■地域の生態系ネットワーク協議会の設置 再掲

- 自然や社会の特徴に応じて、県域を地域に区分し、地域ごとに、県民や事業者、NPO、行政などによる協働体（生態系ネットワーク協議会）の設立を進めます。(県・市町村・NPO・事業者)
- 【H29までに3協議会→9協議会】 再掲
生態系ネットワーク協議会は、普及啓発事業を行うとともに、生態系ネットワーク形成の実施計画を作り、構成団体は実施計画に基づき、それぞれの立場に応じて取組を進めます。(県・市町村・NPO・事業者) 再掲

■企業の社会貢献活動への支援

- 森林の整備・保全などにより社会貢献活動を行う場として県有林を提供する「企業の森づくり」を推進します。(県) 再掲
- あいち海上の森センターが実施している企業連携プロジェクトを推進し、社会貢献活動に取り組む企業との協働・連携による里山保全活動を行います。(県)
- 企業所有地における自然の保全や再生について、生態系ネットワーク協議会などを通じて、技術提供や企業とNPOとのマッチングなどを行い支援します。(県)

■県民の日常生活における生物多様性の保全への貢献

- 省資源、省エネルギーの推進によって、生物多様性に悪影響を及ぼす地球温暖化の防止への貢献を図ります。(県・市町村・県民・事業者)
- 生態系の保全や水産・森林資源の持続可能な利用に配慮して生産された商品の選択による、生物多様性の保全への貢献を図ります。(県・県民)
- 地産地消 ^(用語)を意識した消費行動を推進し、伝統的な作物の保全と消費による生物多様性に悪影響を及ぼす地球温暖化の防止への貢献を図ります。(県)

【H27までにいいともあいち運動を知っている人の割合 36%→50%】



いいともあいち推進店

行政における生物多様性を保全する取組は、環境分野だけでなく、都市計画や建設、教育、福祉などの様々な分野にわたっていることから、様々な行政計画に反映させて、総合的に取組を進めることが望めます。

また、生物の生息生育空間は、市町村や県などの境界を越えた広がりをもつことから、各市町村や県が互いに連携と調整を図りながら、生物多様性の保全の取組を進めることが重要です。

■県や市町村の施策や計画への生物多様性の反映

- 市町村の生物多様性地域戦略の策定や、複数の市町村区域を対象とする戦略策定を支援します。(県)

【H32 までに生物多様性地域戦略を策定する県内市町村数 全市町村】

- 緑の基本計画のほか、総合計画、都市計画マスタープラン、環境基本計画などの県や市町村が策定する行政計画に、生物多様性の保全を反映するよう努めます。(県・市町村)

■自治体ネットワークの構築

- 県内の市町村の自治体ネットワークの構築を促進し、隣接する市町村の生物多様性保全の取組を調整し、効果的に実施します。(県)
- 隣接する県との生物多様性の保全や鳥獣害対策などの連携を促進します。(県)
- 「生物多様性自治体ネットワーク」への参加を通じた、全国の都道府県、政令市、市町村の枠を越えた連携・交流を推進します。(県・市町村)

【H27 までに生物多様性自治体ネットワークに参加する県内市町村数 全市町村】

■自然環境の保全と再生のガイドラインの活用 再掲

- 生態系ネットワーク形成のポイントや方法などをまとめた、「自然環境の保全と再生のガイドライン」の活用を推進します。(県) 再掲
- 「自然環境の保全と再生のガイドライン」に、NPO や事業者、行政などによる自主的な活動を促進するためのチェックリストを掲載し、その活用を広めることにより生態系ネットワークの形成を推進します。(県・市町村・NPO・事業者)

【チェックシート活用事例 年間 100 件】 再掲

column

生物多様性自治体ネットワーク

会議の様子



生物多様性自治体ネットワークは、平成 23 (2011) 年 10 月に全国の先進的な自治体により設立され、本県知事が初代の代表を務めました。平成 25 (2013) 年 2 月現在、全国の道府県、市区町村のうち 128 の自治体に参加しています。

生物多様性の保全や回復を進めていくため

には、地域に根付いた活動の推進や支援を行う地方自治体の役割が重要であるという認識のもと、自治体間の生物多様性に関する情報の共有や情報の発信を行い、愛知目標の達成に貢献していくことを目的として活動しています。

3 行動計画における数値目標一覧

A 生態系ネットワークの形成			
1	自然環境保全地域の指定	H28 までに 15 か所→18 か所	P.54
2	鳥獣保護区の面積	現状維持	P.54
3	生息地等保護区の指定	H28 までに 2 か所→4 か所	P.54
4	緑の基本計画の策定	H32 までに都市計画区域内の全市町村	P.55
5	森林の公益的機能を発揮するための間伐の実施	H27 までの 5 年間で 26,000ha	P.58
6	県民との協働・連携による農地などでの生物多様性の保全活動の実施	H27 までに 98 組織→131 組織	P.60
7	生物多様性の保全や環境に配慮した農業用施設の整備	H27 までに 59 地域→100 地域	P.60
8	都市公園などにおける「ふるさとの森づくり」の実施	H32 までに 20 か所	P.61
9	県営都市公園における生物多様性の保全・再生・創出に向けた計画の作成	H32 までに 7 公園	P.61
10	油ヶ淵の水質改善	H32 までに油ヶ淵の COD 7.6 mg/L → 6.0mg/L	P.63
7再	生物多様性の保全や環境に配慮した農業用施設の整備	H27 までに 59 地域→100 地域	P.63
11	都市計画区域及び市街化区域における緑被の減少速度の半減	都市計画区域： (平成 4～16 年度) 800ha/年→ (平成 23～32 年度) 400ha/年 市街化区域： (平成 4～16 年度) 28ha/年→ (平成 23～32 年度) 14ha/年	P.65
12	環境保全や防災などに資する都市公園の整備や「あいち森と緑づくり都市緑化推進事業」の実施による樹林や芝などの緑の確保や創出	H32 までに 350ha	P.65
13	地域の生態系ネットワーク協議会の設立	H29 までに 3 協議会→9 協議会	P.66
14	自然環境の保全と再生のガイドラインのチェックシート活用事例	年間 100 件	P.66
B 経済と生物多様性の調和			
15	エコファーマーの育成	H27 までに 3,988 人→4,500 人	P.72
16	GAP 手法の導入	H27 までに 108 産地等→120 産地等	P.72
6再	県民との協働・連携による農地などでの生物多様性の保全活動の実施	H27 までに 98 組織→131 組織	P.72
7再	生物多様性の保全や環境に配慮した農業用施設の整備	H27 までに 59 地域→100 地域	P.72
5再	森林の公益的機能を発揮するための間伐の実施	H27 までの 5 年間で 26,000ha	P.74
17	県産木材の生産量拡大	H27 までに 9.9 万m ³ /年→12 万m ³ /年	P.74
18	森林・農地などの多面的機能の発揮や理解促進のための活動への参加推進	年間 40 万人	P.75
19	適正管理により多面的機能を発揮させる漁場	H27 までに 39,000ha	P.76
20	資源管理に取り組む漁業経営体の割合	H27 までに 18%→30%	P.76
21	水産エコラベル認証件数	H25 までに延べ 2 件	P.76
22	生産性を向上する魚礁の整備	H27 までに 2 か所	P.76
23	漁場環境を改善し、生産力を高める干潟・浅場の造成、港湾の水質や底質の環境改善を図る覆砂の実施	H27 までに 50ha	P.76

C 野生生物の保護と管理

24	指定希少野生動植物種の指定	H28 までに 11 種→17 種	P.80
3 再	生息地等保護区の指定	H28 までに 2 か所→4 か所	P.80
25	県と生息域外保全協定を締結する施設	H28 までに 2 施設→4 施設	P.80

D 生物多様性の価値の共有

26	県民の「生物多様性」という言葉の意味の認識状況	H32 までに 47.6%→75%	P.90
----	-------------------------	-------------------	------

E 多様な主体の参加と協働

27	県営都市公園において市民団体などが主体的に取り組む生物多様性に関する活動	H32 までに 570 回 / 年→630 回 / 年	P.92
28	弥富野鳥園の来園者数	H27 まで年 67,000 人以上	P.93
29	NPO などが実施する生物多様性を保全する活動の支援	H25 までに毎年 50 団体以上	P.94
13 再	地域の生態系ネットワーク協議会の設立	H29 までに 3 協議会→9 協議会	P.94
30	いいともあいち運動を知っている人の割合	H27 までに 36%→50%	P.94
31	生物多様性地域戦略を策定する県内市町村数	H32 までに全市町村	P.95
32	生物多様性自治体ネットワークに参加する県内市町村数	H27 までに全市町村	P.95
14 再	自然環境の保全と再生のガイドラインのチェックシート活用事例	年間 100 件	P.95

参考

あいち自然環境保全戦略で設定した数値目標のうち、達成した項目

- 鳥獣保護区の指定 《66 か所→68 か所》
- ため池や水路の環境整備 《23 か所→36 か所》
- ため池保全計画を策定・公表する市町村の数 《36 市町村》
- 人工林の間伐 《年 4,147ha →年 4,800ha》
- 地域ぐるみで農地や農業水利施設の維持・保全に取り組む組織の数 《365 組織》
- 住民参加による小型水田魚道の設置 《10 か所》
- 油ヶ淵の COD（化学的酸素要求量）《9.0 mg / L → 8.0 mg / L》
- GAP（適正農業規範）手法の導入 《14 産地等→100 産地等》
- 三河材の利用量 《年 8.8 万㎡→年 10 万㎡》
- 地産地消推進「いいともあいち運動」推進店 《500 店舗以上》
- 森林公園や県民の森などの利用者 《年 200 万人》
- 水産エコラベル認証件数 《1 件》
- 海上の森における体験学習プログラム参加者数 《年 1,100 人》
- あいち森と緑づくり税による活動支援（市町村、NPO など）《50 団体以上》
- 県有林における森林保全などの活動件数 《16 件》
- 小中学校における森林環境学習の受講者数 《年 4,000 人》

第4章

地域への展開

～気づき・まもり・つなげる

コラボレーション～



1 地域の生態系ネットワーク協議会の設置

生物多様性の保全のための行動は、内容や対象が多岐に渡っていることから、多様な主体が、地域の自然のあり方や目指すべき姿について共通の認識をもって、コラボレーション（協働）によって進めることが望めます。

これらを実現するために、行政上の地域区分を基本としながら、生物多様性の保全や、生態系ネットワークの形成における目標の共有のしやすさなどから、県域を9地域に区分し、生物多様性保全の取組の地域への展開を図ります。

地域区分図



©JAXA

生物の生息生育空間を保全・再生し、生態系ネットワーク形成を進めるために、県が支援して、地域ごとに県民や事業者、NPO、研究者などの専門家、行政（県、市町村）といった多様な主体からなる「生態系ネットワーク協議会」を立ち上げます。生態系ネットワーク協議会では地域の生態系ネットワークの形成という共通の目標に向かって〈土地所有者〉〈開発事業者〉〈活動者〉のコラボレーション（協働）による取組を行うことで、生物多様性を保全するためのより大きな効果を上げます。

2 地域の生態系ネットワーク協議会への提案

本戦略の地域への展開を図るために、地域ごとに特徴を整理するとともに、各地域の生物多様性の保全に効果的であると考えられる「協議会でのコラボレーション（協働）による推進が期待される主な取組」を示します。

各地域において、この提案を参考にした生態系ネットワーク協議会での協働による取組が進むことを期待しています。



1 東部丘陵

対象エリア

名古屋市
瀬戸市
春日井市
豊田市
尾張旭市
豊明市
日進市
みよし市
長久手市
東郷町



特徴

■自然の特徴

- 砂礫層に覆われた傾斜の緩やかな丘陵地に、何度もはげ山になりながらも、再生されてきた樹林が広がっています。
- 丘陵地には、小規模な湧水湿地が点在し、東海丘陵要素植物群やハッチョウトンボなどが生息生育しています。
- 丘陵地から流下する矢田川、天白川をはじめとする河川の上流域には、ホトケドジョウやメダカなどが生息しています。
- 大小のため池が分布し、牧野ヶ池や森林公園の池のように、公園緑地の一部になっているものが見られます。

■地域の特徴

- 広い敷地を持つ、大学や公的な施設が多く分布しています。
- まちなかの大規模な自然は、東山公園や牧野ヶ池緑地、猪高緑地、小幡緑地、森林公園などの公園緑地として残されています。
- 愛知万博（愛・地球博）の開催地域であり、在来種を用いた道路緑化などの先進的な自然環境保全対策が見られます。また、自然を守る運動が活発に行われています。
- 名古屋市近郊に位置する都市化の進行が著しい地域で、高速道路をはじめとする道路の整備が進んでいます。

協議会でのコラボレーション（協働）による推進が期待される主な取組

■ 大学や学校、公共施設での生物の生息生育空間の保全・再生

本地域に多く分布する大学をはじめとする各種の学校や公的な施設において、敷地内の緑地を生きものが生息しやすく改善したり、生物の生息生育空間を創出することで、生態系ネットワークの拠点を増やしていくことが望めます。

■ 家庭の庭やベランダでの生物の生息生育空間の再生

本地域は都市化が進み、まちなかの生物の生息生育空間が少ないことから、家庭の庭やベランダに小さな水辺をつくったり、野草や樹木を植栽するなどして、トンボやチョウなどの昆虫や小鳥などの移動や生息場所の創出に取り組むことが望めます。

■ 丘陵に分布する湧水湿地の保全

丘陵地に分布する、東海丘陵要素植物群やハッチョウトンボなどが生息生育する湧水湿地は、乾燥化などにより減少する傾向にあることから、侵入する樹木の除去などによって保全することが望めます。

■ ^{かいしょ}あいち海上の森センターや愛・地球博記念公園を拠点とした里山の管理の推進

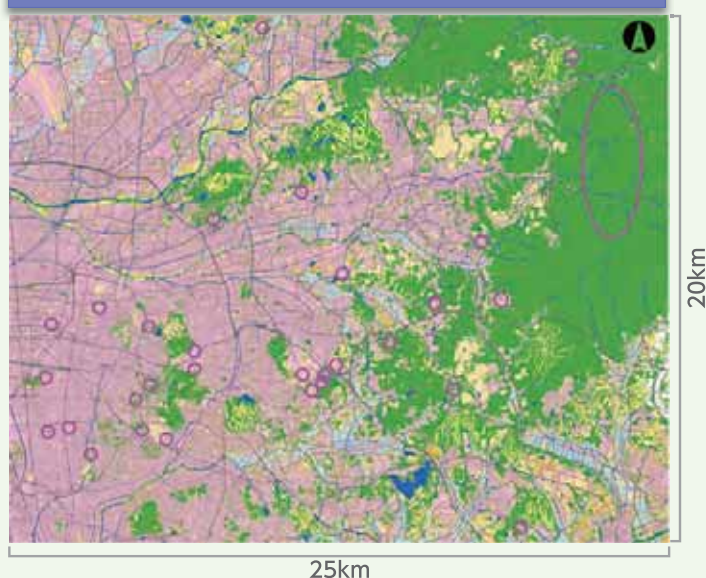
丘陵に広がる里山について、ギフチョウなどの生息に配慮しながら、あいち海上の森センターや愛・地球博記念公園などを拠点として、管理を進めていくことが望めます。

事例紹介

東部丘陵生態系ネットワーク協議会

東部丘陵地域では、平成23（2011）年に「東部丘陵生態系ネットワーク協議会」を設置し、「23大学が先導する、ギフチョウやトンボの舞うまちづくり」をテーマに、当地域に立地する23大学が中心となって、住民や事業者、行政と協力しながら、生態系ネットワークの形成を進めています。生物多様性を学び、保全のために行動する人を育む「あいち自然再生カレッジ」、生態系ネットワークの形成をテーマとした「フォーラム」の開催のほか、大学内での生物の生息生育空間の再生などに取り組んでいます。

参加大学の位置



あいち自然再生カレッジ



協議会が開催したフォーラム

2 尾張北部

対象エリア

瀬戸市
春日井市
犬山市
小牧市



特 徴

■自然の特徴

- まちの背後の丘陵地に、東海丘陵要素植物群が生育する湿地が多く分布しています。
- 木曽川、庄内川と、丘陵地を水源とするその支流が流れています。
- 主に丘陵地に、湧水起源のため池が多く分布しています。
- ホトケドジョウ、ヒメタイコウチなどの希少種が県内の他の地域と比較して多く生息している重要な地域です。

■地域の特徴

- 丘陵地には、大面積の公有地や私有地が分布し、そこに自然が残されています。
- 丘陵地の広い範囲が自然公園に指定されており、保全が図られています。
- これまで丘陵地や平野部の開発が行われてきましたが、近年、開発は少なくなりつつあります。
- 犬山城、小牧山、博物館明治村などの知名度の高い歴史・文化資源が点在しています。

協議会でのコラボレーション（協働）による推進が期待される主な取組

■ 体験活動や広報の充実などによる里山の自然についての住民への普及啓発

里山とまちが近い立地を活かして、体験活動や広報の充実などにより、住民の里山への意識を高めることが望めます。

■ 既存の大規模な開発地における生物多様性の向上

大規模なニュータウンや、ゴルフ場、観光施設などで、生物の生息生育に配慮した管理や、生物の生息生育空間となる森や草地の創出などを行うことが望めます。

■ 大規模土地所有者の自然再生に向けた情報交換の機会の設定

大規模土地所有者の生物多様性についての意識を高め、協働による取組を進めるために、情報交換の機会を設定することが望めます。

■ 自然公園を中心として広がる里山の保全

本地域は、愛知高原国定公園と飛騨木曽川国定公園が連なり、まちの背後に里山を有することから、里山の保全を進めることで多様な生態系を維持・拡大することが望めます。

事例紹介

NPO 法人 犬山里山学研究所の活動

犬山里山学センターを拠点に活動しているNPO法人犬山里山学研究所は、調査研究をふまえて、里山林の再生、竹林の管理、ため池における外来魚の駆除、耕作放棄水田での復田、里山での環境教育などを実施しています。これらの活動は地域の生物多様性の保全に向けた幅広い活動であり、生態系ネットワークの形成をテーマとした活動にも取り組んでいます。



ため池での外来魚の駆除活動

3 尾張南部

対象エリア

名古屋市
一宮市
津島市
江南市
稲沢市
岩倉市
愛西市
清須市
北名古屋市
弥富市
あま市
豊山町
大口町
扶桑町
大治町
蟹江町
飛島村



特徴

■自然の特徴

- 木曽川、日光川、庄内川をはじめ、多くの河川や農業用水路が地域内を流れています。
- 木曽川にはワンドが多くあり、希少な魚であるイタセンパラや二枚貝などが生息しています。また、カモ類の越冬場所になっています。
- 日光川・庄内川の河口部分には藤前干潟や日光川河口干潟があり、シギ・チドリ類の渡りの重要な中継地になっています。
- 樹林地の多くは蓮華寺や津島神社などの社寺林として残っています。

■地域の特徴

- 名古屋市内への交通の便が良いことから、宅地化が進んでいますが、広い農地も残されています。
- 一宮市は「尾張国一之宮」の名称で親しまれている真清田神社の門前町として古くから栄えてきた地域です。
- 木曽川周辺には日本一広大な国営木曽三川公園があり、レクリエーションの場として利用されています。
- 伊勢湾に面する日光川、庄内川の河口部に工業地帯が形成されており、海岸線は全て人工海岸となっています。

協議会でのコラボレーション（協働）による推進が期待される主な取組

■ 河川や河川沿いの自然再生の推進

本地域には、木曽川、日光川、庄内川をはじめ、多くの河川が流れていることから、河川敷や河川沿いの生物の生息生育空間の保全と再生を進め、生態系ネットワークの拠点や回廊として機能を高めることが望まれます。

■ 農地での生物多様性保全の推進

本地域は、県内でも有数の水田地帯であることから、環境保全型農業や有機農業などの生きものの生息に配慮した農業や、生物多様性の保全に配慮した農業施設の整備を進めることが望まれます。

■ 社寺林の保全

低地で樹林地が比較的少ない本地域では、社寺林が生物多様性の保全やふるさとの景観に大きな役割を持っています。そこで、社寺林の生物の生息生育空間としての質の向上などに取り組むことが望まれます。

■ 臨海部の工場などの緑地における生きもののすみやすさの改善

日光川、庄内川の河口部に立地する工場や事業所の中の緑地において、生物の生息生育空間としての質を高めたり、新たに生物の生息生育空間を創出することが望まれます。

事例紹介

藤前干潟の保全

藤前干潟は庄内川、新川、日光川の3河川が合流する河口部に位置する面積 323ha の広大な干潟です。名古屋市という大都市にありながら、鳥類が 172 種類、底生生物（貝、カニ、ゴカイなど）は 174 種類が年間を通して確認されています。また、多くの渡り鳥が渡りの途中で休息や餌をとるために立ち寄り、国を越えた生態系ネットワークの拠点になっています。

藤前干潟は、昭和 56（1981）年に、干潟の一部をごみ処分場にする計画が立てられましたが、市民を中心とする保全活動によって守られました。その後、平成 13（2001）年に国指定鳥獣保護区及び特別保護地区に指定され、平成 14（2002）年には、国際的に重要な湿地としてラムサール条約湿地に登録されています。



藤前干潟

4 知多半島

対象エリア

半田市
常滑市
東海市
大府市
知多市
阿久比町
東浦町
南知多町
美浜町
武豊町



特徴

■自然の特徴

- 多くのため池が分布しており、水草やサギ類、トンボ類をはじめとする多様な生物の生息生育空間になっています。
- 半島全域で、竹林の拡大が急速に進み、広葉樹林が減少しています。
- 鵜の山周辺にカワウの集団繁殖地が分布しており国の天然記念物に指定されています。
- 伊勢湾岸に点在する砂浜はアカウミガメの産卵地ですが、人工構造物の設置や、砂浜の縮小などが進んでいます。
- 壱町田^{いっちょうだ}湿地や板山高根湿地などの湧水湿地が点在し、ボランティアなどにより保全が図られています。

■地域の特徴

- 半島北部は古い時代から窯業、醸造業などの産業が盛んで、現在では名古屋への通勤圏として都市の拡大が進んでいます。
- 半島北部の沿岸は、高度成長期以降、工場地帯としての開発が進んでいます。
- 童話「ごん狐」の舞台となった地域です。
- 窯業や醸造業の産業観光施設や、海水浴場、漁業体験ができる観光施設などがあり、国の観光圏の指定を受ける本県を代表する観光地です。

協議会でのコラボレーション（協働）による推進が期待される主な取組

■ 工場・事業所緑地の生きもののすみやすさの向上

臨海部や半島北部に大規模な工場・事業所が立地しており、これらの工場や事業所の中の緑地において、生物の生息生育空間としての質を高めたり、新たに生物の生息生育空間を創出することが望めます。

■ 竹林の拡大抑制

竹の利用が少なくなったことなどにより、知多半島全域で竹林が急速に拡大しています。竹林は広葉樹林などと比較して、一般的に生物多様性が低いことから、竹の利用促進などによる伐採などの管理によって拡大を抑制することが望めます。

■ 海辺の生きものの生息環境の改善

知多半島の砂浜にはアカウミガメが産卵に訪れますが、砂浜などの自然海岸が減少するとともに、直壁の護岸などによって海と陸とのつながりが分断されていることから、これを改善することが望めます。

■ 学校ビオトープなどによる都市の生態系ネットワーク形成

本地域には全国的に有名な学校ビオトープ^{（用語）}の取組があることから、こうした事例を活かして、生態系ネットワークの拠点として学校や公共施設などでのビオトープの創出を進めていくことが望めます。

事例紹介

知多半島生態系ネットワーク協議会

知多半島地域では、平成 22（2010）年に「知多半島生態系ネットワーク協議会」を設置し、大学、企業、NPO、市町が協力して、「ごんぎつねと住める知多半島を創ろう」をテーマに、生態系ネットワークの形成に向けた事業を推進しています。

そのひとつとして、東海市・知多市の海沿いに立地する工業地帯では、幅 100 m、延長 10km に及ぶグリーンベルトや周辺地域において、11 社が協力して生態系ネットワークの形成を図る取組が行われています。この取組には学生が参加し、その活動の経過や成果をフリーペーパーとして地域に発信しています。



グリーンベルトでの企業と学生のコラボレーション（協働）による生物多様性保全活動

幅 100m、延長 10km に及ぶグリーンベルト



5 西三河

対象エリア

岡崎市
刈谷市
豊田市
安城市
知立市
みよし市
幸田町



特徴

■自然の特徴

- 奥山から里山にかけて、コナラ、アベマキなどの落葉広葉樹を主体とする二次林とスギ・ヒノキの人工林が広く分布しています。
- 河川沿いや里山でモウソウチクが分布が拡大しています。
- 矢作川には河畔林や広い草地が分布し、生物生息拠点になっています。ほかに多くの河川が流下し、まちなかの生態系ネットワークの回廊になっています。
- 谷津環境が多く見られ、東海丘陵要素植物群の生育する湧水湿地が点在しています。

■地域の特徴

- 国内有数の産業の集積地で、大規模な工場が多く立地しています。
- 世界的な企業による先進的な環境対策が進められており、従業員による環境管理なども行われています。
- 学校ビオトープの整備や、まちなかの公園での自然再生などの取組が盛んに行われています。
- 温暖化防止や森林管理など、全国的に見て進んだ環境行政が行われています。

協議会でのコラボレーション（協働）による推進が期待される主な取組

■ 工場群の連携による生態系ネットワークの形成

西三河地域は、まちなかに多くの大規模な工場・事業所が立地しています。そこで、敷地内の既存の緑を、生きものの生息しやすい環境に改善したり、新たに生きものの生息に適した森や草地、水辺などを創出することによって、里山からまちなかにつながる生態系ネットワークを再生することが望めます。

■ 高速道路や川を回廊とした生態系ネットワークの形成

西三河地域は、高速道路網が発達し、また、矢作川をはじめとする多くの河川が流れています。高速道路の斜面や河川の生物の生息生育空間としての自然の質を高めることによって、里地里山から田園、都市をつなぐ生態系ネットワークの形成に役立てることが望めます。

■ 経済活動を推進力にした里山や田園環境の保全

現在行われている、企業による里山保全活動や、生きものに配慮した農作物づくりへの支援などを、さらに発展させて、経済活動を推進力にした里山や田園環境の保全を実現するモデル的な地域にしていくことが望めます。

■ グリーンエコノミーツーリズムの展開

西三河地域は国内有数のものづくり産業の集積地であると同時に、資源循環や温室効果ガス削減などのグリーンエコノミーの先進地であることから、最先端技術の体験と自然体験を融合した「グリーンエコノミーツーリズム」を全国に先駆けて実施することが望めます。

事例紹介

西三河生態系ネットワーク協議会

西三河地域では、平成 23（2011）年に「西三河生態系ネットワーク協議会」を設置し、「あいちライフスタイル：最先端のものづくりと最先端のエコロジーが好循環する暮らしを目指して」をテーマに大学や企業、NPO などの様々な団体の協力によって、生態系ネットワークの実現に向けた事業を進めています。



協議会が開催したフォーラム

地域住民が家庭で在来種の苗木を育てるプロジェクト



6 西三河南部

対象エリア

碧南市
西尾市
高浜市



特 徴

■自然の特徴

- 里地里山から田園、都市、河川・湖沼、沿岸・里海までの多様な環境が見られます。
- 県内唯一の天然湖沼で、海水と淡水が混じりあった汽水湖である油ヶ淵があります。
- 矢作古川の河口付近には一色干潟と呼ばれる広大な干潟が存在し、潮干狩りや自然観察会の場として利用されているとともに、シギ・チドリ類の中継地となっています。
- 東側に分布する山地は東三河から連なる山地の先端部に位置しています。
- 西尾市ではヒメタイコウチの生息地が市の天然記念物に指定されています。

■地域の特徴

- 西尾市は、西尾城の城下町として古くから栄えてきました。近年は主に自動車関連産業により成長しています。
- 境川河口の衣浦港は、対岸の知多半島を含め周辺一帯が臨海工業地帯となっています。
- 西尾市一色町は、ウナギ養殖が盛んで、全国上位の生産量を誇ります。
- 県内唯一の天然湖沼である油ヶ淵では、水質改善の取組が継続的に行われています。
- 西尾市東部の平原の滝周辺では、市、学校、地域住民が協働してゲンジボタルの飼育・研究を行い、「ゲンジボタルの里」の保存に取り組んでいます。

協議会でのコラボレーション（協働）による推進が期待される主な取組

■ 三河湾での干潟・浅場・藻場の保全と再生

三河湾で最大規模の干潟である一色干潟などで、三河湾の水質改善やシギ・チドリ類の海を越えたネットワーク、海の生物多様性の保全において重要な、干潟・浅場・藻場の保全と再生を図ることが望めます。

■ 油ヶ淵の生物の生息生育空間としての質の向上

県内唯一の自然湖沼であり、現在水質改善の取組が進められている油ヶ淵において、岸辺の草地の保全や草刈などの管理時期への配慮などにより、生物の生息生育空間としての質の向上を図ることが望めます。

■ 境川河口の工場などの緑地における生きもののすみやすさの改善

境川の河口部に立地する工場や事業所の中の緑地において、生物の生息生育空間としての質を高めたり、新たに生物の生息生育空間を創出することが望めます。

■ 学校ビオトープなどによるまちなかの生態系ネットワーク形成

本地域の市街地には樹林などの緑が比較的少ないことから、生態系ネットワークの拠点として学校や公共施設などでのビオトープの創出を進めていくことが望めます。

事例紹介

三河湾環境再生プロジェクト

平成 23（2011）年から開始された三河湾環境再生プロジェクトは、三河湾を取り巻く沿岸地域の県民、NPO、市町村及び県が一体となって、三河湾の再生に向けた機運を高めることを目的とした取組です。NPO などによる自然観察会や環境管理などの様々な活動、これらの活動を踏まえたシンポジウムの開催、三河湾の里海再生に向けた調査活動、生物多様性についての体験型セミナーなどを実施しています。



干潟の生きもの観察会



三河湾についての講座



シンポジウム

※ 本プロジェクトの対象範囲には、ほかに「知多半島」「東三河」「渥美半島」が含まれますが、代表して本地域に記載します。

7 東三河

対象エリア

豊橋市
豊川市
蒲郡市



特 徴

■自然の特徴

- オオタカやムササビの生息する里山が市街地のすぐそばにあります。
- 三河湾にはシギ・チドリ類の渡りの重要な中継地になっている汐川干潟や六条潟などがあります。また、三河湾の竹島には暖地性の自然林^(用語)が残されています。
- 太平洋に面する表浜海岸は、全国でも有数のアカウミガメの上陸・産卵地です。
- 豊川をはじめとして、地域内に多くの河川が流れており、河川の多くは、里山と三河湾をつないでいます。
- 山すそや台地の浅い谷にため池が分布し、水辺の生物の生息生育空間になっています。
- 県内最大級の湧水湿地である葦毛湿原^{いもう}のほか、天伯^{てんぱく}湿原などの小規模な湧水湿地が見られます。

■地域の特徴

- 三河港は、国際的な自動車港湾のひとつであり、自動車関連企業などが臨海部に立地しています。
- 全国有数の農業地域で、農地が広く分布しています。
- 蒲郡市は、古くから観光が盛んで、竹島や4つの温泉地、ラグーナ蒲郡などに多くの観光客が訪れています。また、豊川市には年間数百万人が訪れる豊川稲荷が、豊橋市には多くの社寺仏閣のほか、豊橋公園などの観光地があります。

協議会でのコラボレーション（協働）による推進が期待される主な取組

■ 三河湾での干潟・浅場・藻場の保全と再生

汐川干潟や六条潟などで、三河湾の水質改善や、シギ・チドリ類の海を越えたネットワーク、海の生物多様性の保全において重要な干潟・浅場・藻場の保全と再生を図ることが望まれます。

■ 社寺の緑を活かしたまちなかの生態系ネットワークの拠点作り

本地域は古くから栄えた歴史を背景として、多くの社寺が見られることから、社寺林などの緑を拠点とし、学校や公共施設への生物の生息生育空間の創出などにより、生態系ネットワークを形成することが望まれます。

■ 表浜海岸における生物保全対策の推進

全国有数のアカウミガメの上陸・産卵地である表浜海岸において、アカウミガメの産卵環境の保全を継続するほか、産卵のために海と森とを移動するベンケイガニやアカテガニの移動経路の確保や、海浜性の植物の保全などを進めることが望まれます。

■ 外来生物の捕獲、除去作業の推進

平成 23（2011）年には我が国で初めて侵略的外来植物であるヒガタアシが確認され、また特定外来生物であるアルゼンチンアリも確認され生態系に悪影響を与える恐れがあることから、これらをはじめとする外来生物の捕獲や除去を進めることが望まれます。

事例紹介

ヒガタアシの駆除活動

平成 23（2011）年に、豊橋市及び半田市内の河口部付近において、国内で初めてヒガタアシ（学名：スパルティナ・アルテルニフロラ）の生育が確認されました。

ヒガタアシは繁殖力が非常に強く、分布を拡大し干潟に侵入すると、そこを草原化させるなど県内の自然環境に非常に大きな悪影響を与えるおそれがあります。そこで、地元企業や中学生に協力していただきながら、国・県・市が連携して根絶を目指した駆除活動を実施しています。



ヒガタアシの駆除活動

8

渥美半島

対象エリア

田原市



特徴

■自然の特徴

- 海岸の大半が半自然海岸、自然海岸で、県内有数の良好な海岸線が維持されています。
- 太平洋に面した砂浜は、アカウミガメの上陸・産卵地となっています。
- 汐川干潟や、伊川津などの干潟があり、シギ・チドリ類の渡りの重要な中継地となっています。
- 伊良湖岬は、タカの渡り^(用語)のコースとして全国的に有名です。
- 県の天然記念物に指定されている黒河湿地など、小面積ながら湿地が点在し、シデコブシ、シラタマホシクサなどの東海丘陵要素植物群が生育しています。

■地域の特徴

- 幹線道路沿いに海水浴場や潮干狩り場、サーフポイントが点在し、観光拠点となっているほか、伊良湖岬には休暇村をはじめとする宿泊施設が立地しています。
- 全国有数の農業地域で、農地が広く分布しています。
- 遠州灘に面する海岸斜面林では全域でマツ枯れ^(用語)の被害が見られます。
- 汐川干潟周辺に豊橋市側と一帯となった工業地帯があり、工場が集積しています。

協議会でのコラボレーション（協働）による推進が期待される主な取組

■ 豊かな自然資源を活用したエコツアーの推進

本地域は、本県でも有数の観光地であり、タカの渡りやアカウミガメの産卵などの全国的に有名な自然資源があることから、これらの資源を活用したエコツアーを実施し、自然の保全と観光振興に取り組むことが望めます。

■ 農地での生物多様性保全の推進

本地域は、農業が盛んなことから、環境保全型農業や有機農業などの生きものの生息に配慮した農業や、生物多様性の保全に配慮した農業施設の整備を進めることが望めます。

■ 三河湾での干潟・浅場・藻場の保全と再生

汐川干潟や伊川津などで、三河湾の水質改善や、シギ・チドリ類の海を越えたネットワーク、海の生物多様性の保全において重要な干潟・浅場・藻場の保全と再生を図ることが望めます。

■ 表浜海岸における生物保全対策の推進

全国有数のアカウミガメの上陸・産卵地である表浜海岸において、アカウミガメの産卵環境の保全を継続するほか、産卵のために海と森とを移動するベンケイガニやアカテガニの移動経路の確保や、海浜性の植物の保全などを進めることが望めます。

事例紹介

田原市のエコツアー

田原市観光協会は、地元の自然に詳しいNPOと連携をしてエコツアーを実施しています。

その内容は、渥美半島の自然の大きな魅力であるタカの渡りをテーマにした、「タカの渡りとアサギマダラ」のほか「たはらの巨木・名木めぐり」「磯の生きものと海浜植物」「シデコブシとヤマザクラの競演」など魅力に富んでいます。

田原市観光協会では、環境省のエコツーリズム推進アドバイザーを招聘して、エコツーリズムへの理解を深める活動なども実施しています。



とうしちばら
シデコブシと藤七原湿地自然探訪
エコツアー

事例紹介

花咲く砂丘の園（デューンガーデン）

渥美半島の先端の海辺に位置する、伊良湖休暇村公園内の約5haの園地に、渥美の原風景である砂丘を再生する取組が平成25（2013）年より始まります。この取組では、砂丘の風景や花を楽しむエリアのほか、地域の希少植物を保全するエリア、大学や企業などに場所を提供して活用してもらうエリアなどを計画しています。

花咲く砂丘の園
（デューンガーデン）
のイメージ



9 新城設楽

対象エリア

新城市
設楽町
東栄町
豊根村



特 徴

■自然の特徴

- 地域の大部分が森林で、約8割がスギ・ヒノキの人工林です。
- 新城市作手地区には長ノ山湿原に代表される東海地方最大の中間湿原群^(用語)があり、山地には段戸^{だんど}裏谷^{うらだに}原生林や鳳来寺山植物群落などの貴重な自然が分布しています。
- イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルなどが農林業被害を与えています。また、ツキノワグマの出没回数が増加しています。
- 豊川、宇連川などの多くの河川が流下しており、河川の中上流に生息する生きものが見られます。

■地域の特徴

- 「長篠・設楽原の戦い」や「鳳来寺」などの全国的に有名な歴史資源や、茶臼山、鳳来寺山などの優れた自然資源があり、本県を代表する観光地です。
- 特に山間地域で人口減少や少子高齢化が進んでいます。
- 新東名高速道路の開通によって、周辺の土地利用の転換や開発が進むことが予想されます。
- 新城市の豊川沿いのほかに、山間部の平坦地に比較的広い面積で、水田が分布しています。
- 本地域は木材の産地として有名な林業地ですが、林業活動の低迷により管理の遅れているスギ・ヒノキの人工林が多く見られます。

協議会でのコラボレーション（協働）による推進が期待される主な取組

■ 林業生産や森林の公益的機能を考慮した森林のゾーニング

林業生産や生態系ネットワークなどの森林の公益的機能を考慮したゾーニングを検討し、山間地域における経済と生物多様性の調和を図ることが望めます。

■ 定住化による地域の担い手創出

地域活力を維持するために、地域の自然や文化、産業を掘り起こし、これをアピールすることによって、定住化などによる地域の担い手を創出することが望めます。

■ 人と野生生物^{あつれき}の軋轢緩和

近年、増加し、山間部の過疎化や耕作放棄地の増加などの原因にもなっているイノシシやニホンジカなどの野生生物による農業被害や林業被害などの人と野生生物との軋轢の緩和に向けて、生態系ネットワークの形成による有害獣の生息域のコントロールなどの取組を進めていくことが望めます。

■ 豊かな自然資源を活用したエコツアーの推進

本地域は、本県を代表する観光地であり、他の地域では見られない山地の自然や文化があることから、これらを活用したエコツアーを実施することが望めます。

事例紹介

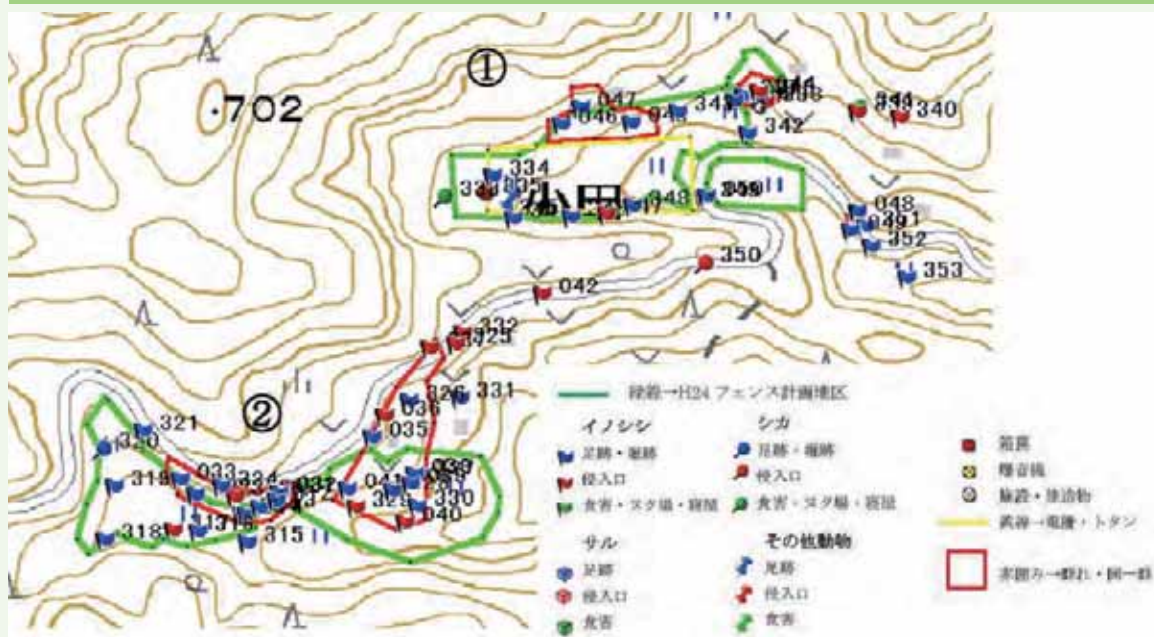
獣害トリアージマップの作成

新城市では、獣害をもたらすシカやイノシシなどの行動範囲、被害状況などを現地調査で把握し、様々な地理データと組み合わせ、被害対策を行う地域や手段の優先順位を明らかにするための獣害トリアージ

マップの作成を進めています。

このマップを活用することで、例えば「集落住民の獣害意識の向上、フェンス設置とその弱点の補完、休耕地の刈り払い等を行うべき」といった分析が可能となります。

獣害トリアージマップのイメージ



第5章

推進の仕組み

～評価・点検と役割分担～



1 評価と点検

行動計画を確実に実施し、戦略の目標を達成するために、次に示す取組によって本戦略を推進します。

1 実現に向けた制度など

- 土地利用の転換や開発における自然の保全・再生を具体化するために、大規模行為届出制度の運用を見直します。
- 県民や事業者、NPO などが取組の成果を数値として把握できるようにすることで、自発的な取組を促す「あいちミティゲーション定量評価手法」を開発、運用します。

2 定期的なモニタリングと改善

- 行動計画に基づく各主体の取組とその効果の他、取組の基礎情報となる県内の生物多様性の状況について定期的にモニタリングを行います。
- モニタリングの結果を関係者が共有しながら、戦略の推進状況や、生物多様性の状況について点検・評価を行い、取組を追加・改善していきます。

1) あいち自然環境保全戦略推進委員会における評価

- 有識者や各主体の代表者で構成する「あいち自然環境保全戦略推進委員会」において、戦略の進捗状況を評価するとともに、取組の追加・改善などの検討を行います。

2) 評価に基づく行動計画の点検

- 数値目標について、毎年度、進捗状況を把握し、進行管理を図ることとします。また、必要に応じて順応的に計画の見直しを実施します。
- 計画の目標年である 2020 年までに、戦略の推進状況について総合的な点検を実施し、次期戦略の策定に反映します。

3) 生物多様性のモニタリング

- 戦略の進捗状況を検証するため、生物多様性に関する評価手法を確立し、県民や事業者、NPO などの多様な主体の参加を得て、身近な場所や、県内の生態系上重要な地域における継続的な生物多様性のモニタリングを実施します。

2 各主体への展開

人と自然の共生を実現するためには、県民や事業者、NPO、研究者などの専門家、行政（県、市町村）が、日々の暮らし、社会経済活動において、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けて、それぞれが得意分野で力を発揮し、大きな流れとしていくことが重要です。

各主体に期待される個々の取組については行動計画に示しましたが、ここで改めて、各主体に特に期待される取組を示します。

1 県民

生物多様性が日常の暮らしと密接な関わりがあることを一人ひとりが意識し、次のような行動をとることが期待されます。

- 生態系の保全や水産・森林資源の持続可能な利用に配慮して生産された製品を購入するなどの生物多様性に配慮したライフスタイル、公共交通機関の利用、資源循環への取組など幅広いエコライフの実践
- 身近な場での環境学習や自然を保全・再生する活動への参加
- 自然の保全や再生を目的とする社会貢献活動などへの参加

2 事業者

事業活動における生物多様性への配慮や社会貢献活動を通じて、次のような役割を果たすことが期待されます。

- 生物多様性への配慮は企業活動の存続の前提であるとの認識に基づく、調達、生産、流通、廃棄などあらゆる事業活動における生物多様性保全への配慮
- 社有地などを活用した自然の保全・再生や、自然の保全に取り組む団体などとの協働・連携による自然を保全・再生する活動の実施
- 事業を国際的に展開する企業にあっては、世界規模での生物多様性保全と持続可能な利用への配慮
- 環境保全型農業や多様な森林づくり、資源管理型漁業など生物多様性に配慮した取組の推進

3 NPO などの民間団体

地域のリーダーとして、次のような役割を果たすことが期待されます。

- 県民や事業者などの多様な主体との連携や協働による自然を保全・再生する活動の実施
- 県民や事業者などの自然を保全・再生する活動や環境学習活動における生物多様性の案内人・専門家としての助言や指導
- 地域の自然環境や野生生物の生息生育状況の把握への協力

4 研究者などの専門家

生物多様性の専門家として、多くの情報・知見を収集・発信する次のような役割を果たすことが期待されます。

- 科学的かつ客観的な自然環境データの収集と県民への情報提供
- 他分野にわたる研究者などの専門家間の交流
- 県民や事業者などの自然を保全・再生する活動や環境学習活動における専門家としての助言や指導



5 行政（県、市町村）

1) 県

本戦略に基づく生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組を、様々な主体と連絡・調整をとりながら推進していく役割が期待されます。

- 県が管理する土地や施設における自然の保全と再生
- 本戦略の推進管理と、実現に向けた各主体への働きかけと調整
- あいち森と緑づくり税を活用した事業の推進
- 生物多様性に関する施策の基礎となる自然環境や野生生物に関する情報の収集・整備
- 生物多様性の大切さとそれを守るために行動する人を育てる環境教育の推進
- 法や条例による地域指定などによる貴重な自然が残る場所などの保全
- 各種計画への生物多様性の保全の反映
- 事業者や NPO などの取組への支援

2) 市町村

地域住民と一体となって取り組む次のような役割が期待されます。

- 生物多様性地域戦略や生態系ネットワークの観点を取り入れた緑の基本計画の策定など、各種計画への生物多様性の保全の反映
- 学校や公共施設、道路、河川などでの自然の保全と再生
- 生物多様性の大切さとそれを守るために行動する人を育てる環境教育の推進
- 法や条例による地域指定などによる貴重な自然が残る場所などの保全
- 事業者や NPO などの取組への支援



各主体に特に期待される取組

	県民	事業者	NPOなど	研究者など	県	市町村
生物多様性に配慮したライフスタイル、公共交通機関の利用、資源循環への取組など幅広いエコライフの実践	○					
環境学習への参加	○					
自然を保全・再生する活動への参加	○	○				
調達、生産、流通、廃棄などあらゆる事業活動における生物多様性保全への配慮		○				
社有地などを活用した自然の保全・再生		○				
世界規模での生物多様性保全と持続可能な利用への配慮		○				
環境保全型農業や多様な森林づくり、資源管理型漁業など生物多様性に配慮した取組の推進		○				
多様な主体との連携や協働による自然を保全・再生する活動の実施		○	○		○	○
県民や事業者などの自然の保全・再生活動や環境学習活動における生物多様性の案内人・専門家としての助言や指導			○	○		
科学的かつ客観的な自然環境や野生生物に関するデータの収集と県民への情報提供			○	○	○	
他分野にわたる研究者などの専門家間の交流				○		
本戦略の推進管理と、実現に向けた各主体への働きかけと調整					○	
あいち森と緑づくり税を活用した事業の推進					○	
道路、河川をはじめとする公有地や学校、公共施設における自然の保全と再生					○	○
環境教育の推進					○	○
法や条例による地域指定などによる貴重な自然が残る場所などの保全					○	○
各種計画への生物多様性の保全の反映					○	○
事業者やNPOなどの取組への支援					○	○

3 各主体のコラボレーション（協働）

本戦略の基本目標及び目標 2020 に明記しているように、本県では生物多様性の保全を、様々な立場の人々がそれぞれの得意分野を活かし、コラボレーション（協働）によって進めることにしています。

コラボレーション（協働）による取組を進める中核的な組織が、地域の「生態系ネットワーク協議会」です。本県は、生態系ネットワーク協議会への県民や事業者、NPO、研究者などの専門家、市町村などの多様な主体の参加を進めていきます。

また、本戦略における中心的な取組である「あいち方式」も、コラボレーション（協働）によって実現する仕組みであることから、「あいち方式」の推進においても多様な主体のコラボレーション（協働）を進めていきます。

● コラボレーションの例

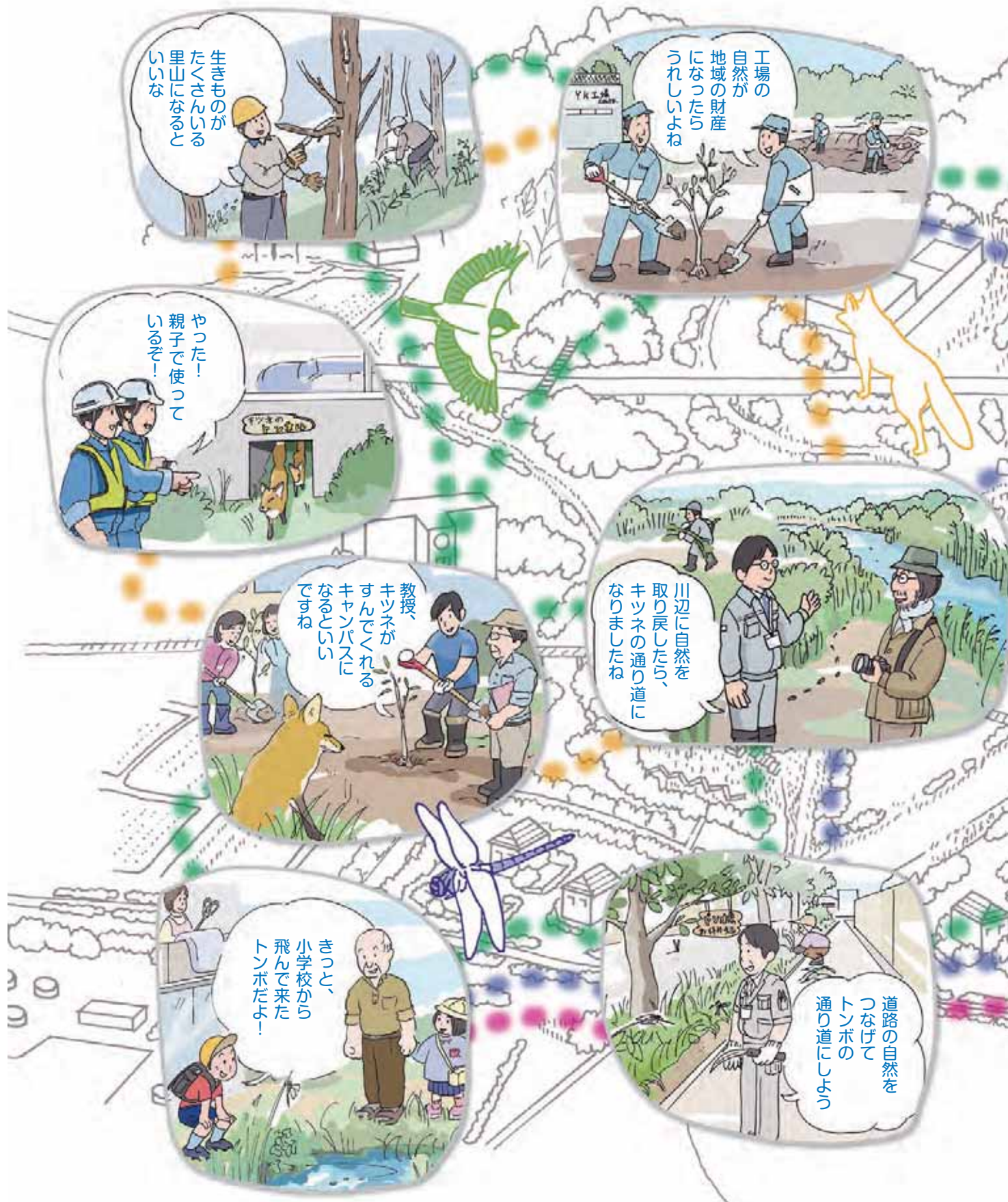


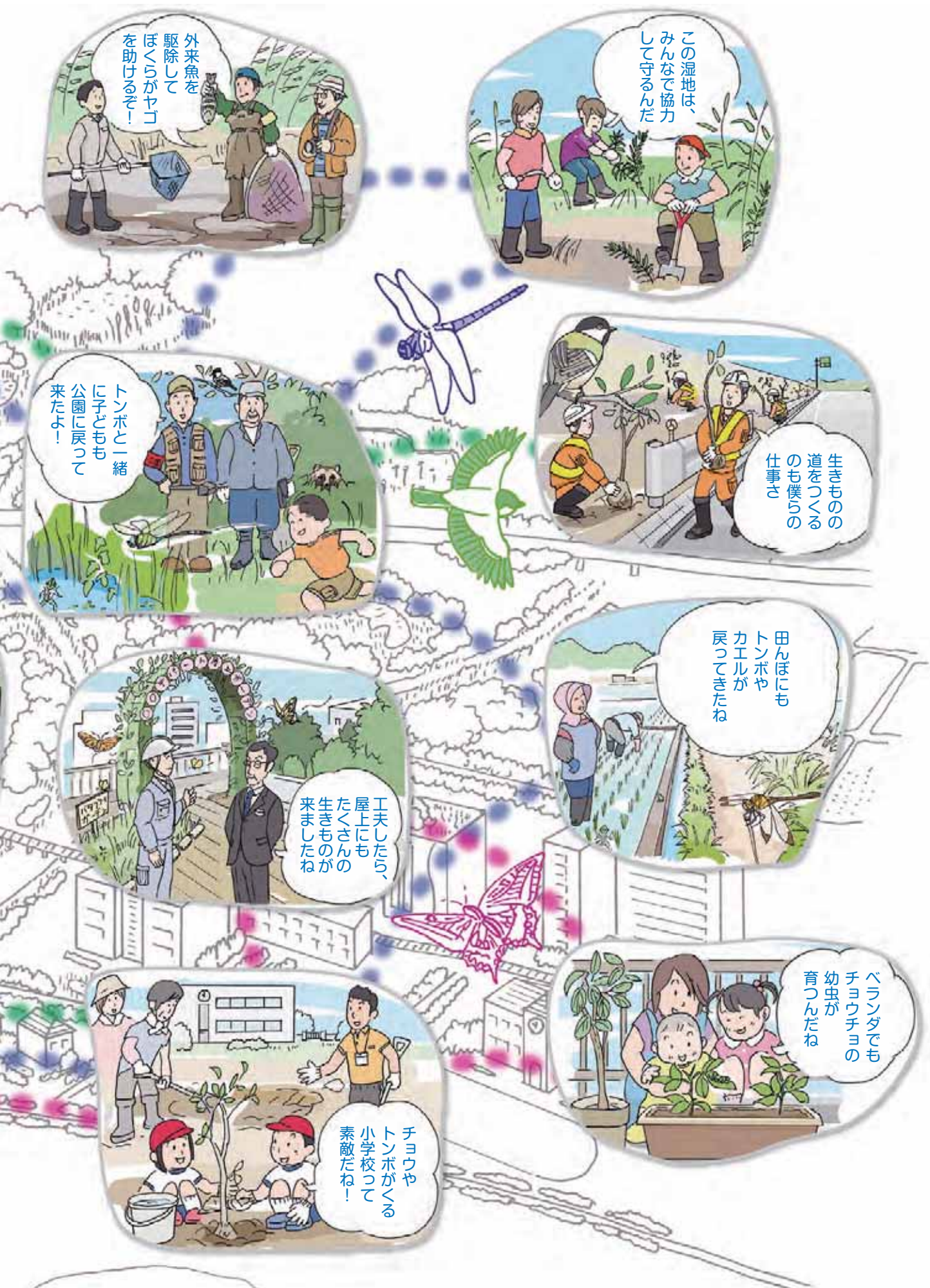
知多半島北部の海沿いの工業地帯とその周辺地域では、11の企業が、生態系ネットワークの形成に配慮しながら、企業敷地内の自然（企業緑地）を保全、再生、創出し、地域の生物多様性を高める個性的な活動を行っています。

企業緑地は、多くの生物の生息生育空間となっていることから、自然観察会の開催などによって地域の子供たちをはじめとする住民が自然とふれあう場として活用されています。また、地域の自然に詳しいNPOや大学の研究者は、自然調査の実施や企業への専門的なアドバイスを行っています。さらに環境に関心のある学生と企業が協力して自然の再生、創出や管理を行うとともに、学生が中心となってこれらの取組をまとめたフリーペーパーを作成・配布し、多くの方々に、人と自然が共生する地域づくりの魅力を発信しています。

「人と自然の共生」に向けた、あいちのコラボレーション 人のつながりが育む、生きもののつながり

自然と共に生きること「自然との共生」は、私たちにとってかけがえのない幸福であると考えます。土地を所有する人、開発する人、自然を守る活動をする人、様々な立場の人々がコラボレーション（協働）をして、生態系を取り戻す活動を始めませんか。私たちが暮らし、働き、学ぶ場所に、自然の豊かさを取り戻しましょう。（イラストは「生態系ネットワーク」のイメージです。）





資料編



1 生物多様性について

（１）生物多様性とは

地球上の生きものは長い時間をかけて様々な環境に適応して進化し、現在、地球上には未知のものも含めると 3,000 万種もの生きものが生存しています。これらの数え切れない生命は、一つひとつに個性があり、それぞれが網の目のように様々な関係（生物間の食べる－食べられという関係、複数の種が利害関係を持ちながら同じ場所で生息生育する共生という関係、生態系の中での生産者・消費者・分解者という関係など）でつながって、私たちのいのちと暮らしにつながる地球の環境を支えています。

生物多様性条約では、生物多様性をすべての生きものの間に違いがあることと定義し、「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」という 3 つのレベルがあるとしています。

① 生態系の多様性

生態系の多様性とは、森林、里地里山、湿地、川、海、干潟など、各地に様々なタイプの自然環境があることをいいます。それぞれの場所には、その自然環境に適応した生態系が成立しています。

② 種の多様性

種の多様性とは、色々な動植物の種が生息生育しているという状況のことをいいます。地球上に存在する多様な種は、すべてが現在の生態系を支える役割を担っています。種がひとつでも欠けると、微妙なバランスの上に成り立っている生態系全体に影響を及ぼすおそれがあります。

③ 遺伝子の多様性

同じ動植物の種でも、個体や地域によって形や性質・行動などの特徴が少しずつ違うことがあります。例えば、同じゲンジボタルでも発光の周期が、西日本では 2 秒周期、東日本では 4 秒周期と違っており、中間の中部地方では 2、3、4 秒周期が混在しています。これらの違いは遺伝子の違いがもたらすものであり、種内の多様性といいます。こうした遺伝子の違いがあることで、生きものは環境の変化に対応して生き残っていくことが可能になります。

（２）生物多様性が大切な理由

生命の長い歴史の中でつくられた生物多様性はそれ自体に大きな価値があります。

また、私たちの暮らしは、多様な生きものが関わりあう生態系から受ける様々な恵みによって支えられています。この生態系からの恵みは「生態系サービス」と呼ばれ、「基盤サービス」「供給サービス」「文化的サービス」「調整サービス」の 4 つに分類されています。

① 生きものが生みだす大気と水（基盤サービス）

私たちが呼吸している酸素は、多様な植物の数十億年にわたる光合成によりつくられてきたものです。また、生きものの力が水を浄化し、その水が多く生きものを育むという循環が地球環境を支えています。また、多くの生きものの生息生育環境である土壌や海の栄養も、その形成や供給、循環に生きものが大きな役割を果たしています。

人間を含むすべての生命の生存基盤である自然環境は、こうした生きものが生みだす大気と水、そしてそれらの循環により成り立っています。

② 暮らしの基礎（供給サービス）

■食べものや木材など

私たちの暮らしを支えている米、野菜、魚、肉などの食料や木材、衣服の素材となる綿や絹といった天然繊維などは、すべて生きものがもたらす恵みであり、農林水産業を通じて田畑、森林、海などからもたらされるものです。

■生きものの機能や形の利用

生きものの持つ機能や形態は、様々な形で私たちの暮らしに役立っています。その身近な例が医薬品です。多くの植物や微生物などの生きものが医薬品として利用されてきました。また、生きものの形態や機能に学ぶことで、画期的な技術革新をもたらすことがあります。これを生きものの真似という意味から、生物模倣（バイオミミクリー）といいます。カワセミのくちばしからヒントを得て空気抵抗の少ない新幹線の車両をデザインすることや、ハスの葉の表面構造から汚れの付きにくい塗装を開発することなどがその例です。

③ 文化の多様性を支える（文化的サービス）

■地域性豊かな風土

地域の特色ある風土は、そこに生きる地域の生きものと深く関係し、様々な食文化、工芸、芸能などを育んできました。例えば、各地に存在する多種多様な漬け物や地域ごとに風味の異なる味噌、しょうゆ、日本酒、郷土料理などは、それぞれの地域に適した微生物と、気候、水、そして食材が複雑に関係して生みだされ、今日まで伝えられてきたものです。また、祭りなどにも地域における生きものの多様さが反映されています。

■自然とのふれあい

身近な自然の中で生きものとふれあうことは、生命を大切に思う心を養います。特に、次の世代を担う子どもたちの健全な成長のためには、豊かな自然に接し学ぶ機会が何よりも重要です。また、自然や環境への関心を引き起こし、希薄化しつつある自然と人間との関係を再構築していくためにも、自然とのふれあいは重要です。

④ 自然に守られている私たちの暮らし（調整サービス）

豊かな生物多様性があることは災害の軽減にも役立っています。例えば、森林は山地災害や土砂の流出防止の機能をもっています。また、できるだけ農薬・肥料の使用を減らすなどして環境への負荷を抑えた環境保全型農業は、農業自体を持続可能なものにするだけでなく、安全な食べものの供給という面で、私たちの暮らしを守ることに繋がります。

（3）生物多様性が危機に瀕している4つの理由

私たち人間は、たくさんの生きものに支えられている一方で、多くの生きものを絶滅させています。人間は過去の平均的な生きものの絶滅スピードをこの数百年でおよそ1,000倍に加速させ、毎年4万種ずつが失われているとの説もあります。

その原因は大きく分けて次の4つがあります。

第1の危機（人間活動や開発による危機）

人間活動や開発などが引き起こす生物多様性への影響です。動植物の乱獲、盗掘、過剰な採取による影響、開発などによる土地利用の変化、様々な汚染物質の排出による生物の生息生育環境の悪化などがあげられます。

第2の危機（人間活動の縮小による危機）

第1の危機とは反対に、自然に対する人間の働きかけが縮小撤退したことによる影響です。かつて里山は、薪炭林や採草地として利用され独特の自然環境を形成し、多様な生きものを育んできました。しかし、人口減少・高齢化や、農業形態や生活様式の変化により、かつてほど利用や管理が行われなくなり、生物多様性が失われつつあります。

第3の危機（人間によって持ち込まれたものによる危機）

外来種による生態系のかく乱がまず始めにあげられます。アライグマ、オオクチバスなどの外来種が、人の手によって国外や国内の他の地域から持ち込まれ、地域固有の生物相や生態系に対する大きな脅威となっています。

また、化学物質が生態系へ影響を与えるおそれもあります。

第4の危機（地球環境の変化による危機）

地球温暖化のほか、強い台風の増加や大雨の増加といった気候の変化なども生物多様性に影響を与える可能性があります。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第4次評価報告書（2007）では、地球温暖化が進むことにより、地球上の多くの動植物の絶滅の危険性が高まると予想されています。わが国においても、植物の開花時期と送受粉を助ける昆虫の発生時期にずれが生じるなど、生物間の相互関係が崩れる可能性や、高山植物群落の衰退や冷水域に生息する魚類の生息域の縮小などが予測されています。県内でも、例えば、暖海性魚類であるアイゴが沿岸に多く出現し、その食害により岩礁性褐藻類のアラメなどの群落が減少するといった影響が既に見られています。

（4）世界の生物多様性に関係する私たちの暮らし

私たちの日常生活は、たくさんの資源を消費することで成り立っています。

しかし近年、消費する資源の量も種類も増え、日本国内だけで必要な資源を用意することができなくなってしまいました。今ではその多くが海外から輸入されています。日本に輸出する資源をつくりだすため、世界のさまざまな国で自然に手が加えられ、そこにすむ生きものに影響を与えています。私たちの日々の生活が、世界の生物多様性にも関わっているのです。

今、私たち人間の消費活動が地球環境にどれほどの負荷を与えているのかを指数によって示そうとする取組が進められています。食料の生産地から消費地までの輸送にかかる環境負荷に着目し「食料輸入量×輸送距離」で算出される「フードマイレージ」、私たちが使う製品や、受けるサービスをつくりだすために必要となる資源の重さをリュックサックに入れた荷物の重さに例えて表した「エコロジカルリュックサック」などです。また、人間の生活がどの程度自然環境に頼っているかを土地の面積に換算して示す「エコロジカルフットプリント」という指数もあります。世界自然保護基金が試算した結果によると、世界中の人たちが日本人と同じ生活をした場合、必要となる資源を生産するためには、地球2.3個分の土地が必要になるとされています。

試算されたさまざまな指数は、結果の数字は違っていても同じことを表しています。それは、私たちが現在の生活を送るために世界中がつながっていること、そしてそれは、私たちが間接的に地球上の各地の自然を破壊し、生物多様性を失わせていることを意味するということです。この事実を忘れず、私たちは身近な場所の生物多様性の保全だけに取り組むのではなく、より世界的な視点をもって行動していく必要があります。

2 生物多様性の保全に向けた取組

(1) 生物多様性の保全に関わる経緯

① 海外の動き

1992（平成4）年、ブラジルのリオデジャネイロで開催された国際会議（地球サミット）において、重要な2つの条約が採択されました。それが、生物多様性条約と気候変動枠組条約です。この採択をきっかけに、世界中で生物多様性に関する様々な取組がはじめられました。生物多様性条約は、生物多様性の保全、その持続可能な利用、遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分の3つを目的にしています。

以降、2年ごとに条約の締約国会議（COP）が開催され、2008（平成20）年にドイツのボンで開催されたCOP9では、生物多様性保全における地方自治体の役割の重要性について示された決議が採択されています。

2010（平成22）年10月18日～29日には、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が本県名古屋市の名古屋国際会議場で開催されました。この会議には、179の締約国のほか、国連環境計画などの関連する国際機関、先住民代表、市民団体など13,000人以上が参加しています。同時に過去最大規模の約350のサイドイベントや「生物多様性交流フェア」が開催されました。COP10の主な成果としては、2011年から2020年までの新しい世界目標である「戦略計画2011-2020（愛知目標）」と、遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公平かつ衡平な配分（ABS）に関する名古屋議定書が採択されたことがあげられます。また、2010（平成22）年12月の国連総会において、2011年から2020年までの10年間を「国連生物多様性の10年」とすることが正式に定められ、「戦略計画2011-2020（愛知目標）」を国連機関や加盟各国などが協力して実現することとしています。

さらに2年後の2012（平成24）年10月にはインド・ハイデラバードにてCOP11が開催されました。

② 国内、本県の動き

国内では、平成5（1993）年の生物多様性条約締結を受けて、平成7（1995）年に生物多様性国家戦略が策定されました。国家戦略はその後、第二次、第三次と改訂されています。平成20（2008）年には、生物多様性条約の目的及び理念を反映した生物多様性基本法が制定・施行され、平成22（2010）年に、同法に基づく「生物多様性国家戦略2010」が策定されました。その後、COP10で採択された「戦略計画2011-2020（愛知目標）」を反映して見直しが行われ平成24（2012）年9月に「生物多様性国家戦略2012-2020」が策定されました。

本県では、COP10の開催に先がけて、平成21（2009）年に生物多様性基本法に基づく地域戦略として「あいち自然環境保全戦略」を策定しています。その後、COP10での成果を反映して、本戦略を策定しました。

（２）生物多様性の主流化に向けた取組

生物多様性の保全と持続可能な利用を図るために様々な取組が進められています。ここでは、今後重要になる生物多様性の主流化に向けた、国内外の主な取組を紹介します。

① ビジネスと生物多様性イニシアティブ

「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」は、COP9（2008年5月開催）の際に設立された、生物多様性の主流化において重要な、経済と生物多様性の調和に向けて生物多様性の保全に積極的に取り組む企業の集まりです。実践的な取組事業の事例の蓄積、情報の共有、啓発活動などを行っています。

② 持続可能な開発のための教育（ESD）

持続可能な開発のための教育（ESD）は、環境、貧困、人権、平和、開発といった現代社会の様々な課題を自らの問題として捉え、行動できる人材を育成する教育のことです。2005年から2014年までは「国連持続可能な開発のための教育（ESD）の10年」とされ、日本でも、環境保全活動・環境教育推進法の改正や、ESDの優良事例集の公開などの取組をすすめています。2014（平成26）年11月には、ESDの10年の活動を振り返るとともに、2014（平成26）年以降の方策を議論する「ESDに関するユネスコ世界会議」が愛知・名古屋で開催されます。

③ ビジネスと生物多様性オフセットプログラム（BBOP）

開発事業によって生じる生物多様性への悪影響を、可能な限り最小にしたうえで、なお残る影響について、事業敷地とは別の場所に自然を創出したり自然の質を高めたりして、影響を相殺（オフセット）する仕組みを生物多様性オフセットといいます。

BBOPは、開発事業における生物多様性オフセットを実践・定着させていくために、参加企業による試行及び評価を行いつつ、実施した事業の効果を把握するために、数値として測定可能な評価手法の検討をすすめている研究プログラムです。

④ 生態系と生物多様性の経済学（TEEB）

生態系と生物多様性の経済学（TEEB）は、生物多様性や生態系が損なわれることによる経済的・社会的損失を示した報告書で、COP10で公表されました。報告書は政策決定者や地方自治体、企業、市民と、様々なセクター別にまとめられており、生物多様性の損失を食い止めるための参考となる政策や取組事例、ツールなどを紹介しています。

⑤ 生物多様性自治体ネットワーク

生物多様性自治体ネットワークは、平成23（2011）年10月に全国の有志自治体により設立され、本県知事が初代の代表を務めました。平成25（2013）年2月現在、全国の道府県、市区町村のうち128の自治体が参加しています。

生物多様性の保全や回復を進めていくためには、地域に根付いた活動の推進や支援を行う地方自治体の役割が重要であるという認識のもと、自治体間の生物多様性に関する情報の共有や情報の発信を行い、愛知目標の達成に貢献していくことを目的として活動しています。

⑥ 生物多様性民間参画パートナーシップ

平成 22（2010）年 5 月、日本経済団体連合会、日本商工会議所及び経済同友会により、事業者の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組を推進するプログラムとして「生物多様性民間参画イニシアティブ」が設立されました。生物多様性民間参画パートナーシップは、この一環として、事業者や事業者の取組を支援する NGO・経済団体・研究者などの関係機関の参加を募り、ホームページやニュースレターを通じて、情報共有、経験交流を図る環境を整備し、事業者の取組をサポートしています。

⑦ 国連生物多様性の 10 年日本委員会

「国連生物多様性の 10 年日本委員会」は、「国連生物多様性の 10 年」の成功に向け、国内のあらゆる主体と連携をとり、生物多様性の保全と持続可能な利用を促進することを目的として平成 23（2011）年 9 月 1 日に設立されました。国連生物多様性の 10 年日本委員会では、全国ミーティングや地域セミナーの開催、連携事業の認定などにより、一人ひとりが生物多様性を守り、その重要性を伝えていく活動に取り組んでいます。

⑧ 生物多様性民間参画ガイドライン

環境省は、国民の生物多様性に対する理解を深め、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体といった多様な主体が、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組に参画・連携する施策を展開しています。その一環として、様々な主体を対象にした「生物多様性民間参画ガイドライン」を公表しています。このガイドラインには、生物多様性の保全と持続可能な利用の考え方や具体的な事例などが示されています。

⑨ 中部経済連合会生物多様性宣言

中部経済連合会は愛知県・岐阜県・三重県・静岡県・長野県の中部 5 県をエリアとして活動しています。2010（平成 22）年に愛知・名古屋で開催された COP10 を歴史的契機と捉え、「日本経団連生物多様性宣言」及び環境省が公表した「生物多様性民間参画ガイドライン」に賛同し、生物多様性宣言を発表しました。

生物多様性条約の理念を尊重し、事業活動ならびに社会貢献活動において、生物多様性に資する取組を積極的に推進することを宣言文にうたい、あわせて、中部地域の豊かな自然とものづくりとの調和などの 4 つの行動指針を示しています。

⑩ 名古屋商工会議所の生物多様性保全の取組

名古屋商工会議所は、愛知目標や名古屋議定書を踏まえ、持続可能な経済社会の実現に向けて、事業活動と生物多様性の関連の把握方法と取組の考え方についてとりまとめたガイドブックを作成しています。

このガイドブック「事業活動と生物多様性～関連の把握と取り組みの考え方～（愛知目標と名古屋議定書の採択を受けて）」は、生物多様性についての説明や愛知目標、名古屋議定書の解説のほかに、国内（県内、市内含む）の先進企業の事例を紹介し、中小企業でも活用できるよう、分かりやすくまとめられています。

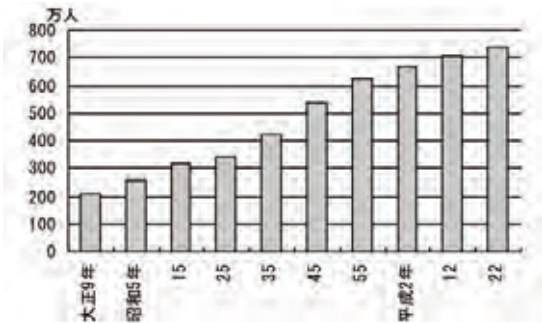
3 あいちの生物多様性の現状と課題

(1) 現状

1) 社会的な特性

① 人口

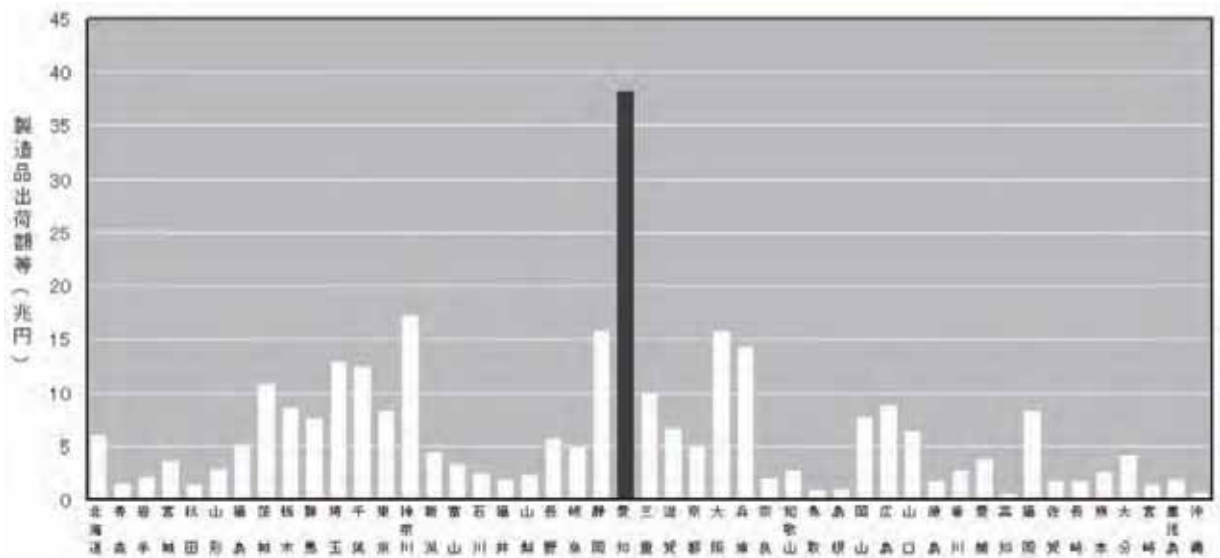
平成 22 (2010) 年 10 月 1 日現在の人口は 7,410,719 人です。高度成長期に急速に増加し、現在も増加しています。
人口密度は、1,435 人／km²で、全国 5 番目に高い値です。



人口の推移
出典：総務省統計局「国勢調査報告」、
愛知県「平成 22 年国勢調査あいちの人口」

② 産業

本県は、全国有数の産業県であり、製造品出荷額は 34 年連続で全国第一位のものづくり県です。また、農業産出額は全国 6 位で、木材産業、水産業も盛んです。



平成 22 (2010) 年 都道府県別製造品出荷額等（従業者 4 人以上の事業所）
出典：経済産業省「平成 22 年工業統計表（概要版）」

農業産出額

区分	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	(億円)
第 1 位	北海道	北海道	北海道	北海道	北海道	北海道	(9,946)
2	鹿児島	鹿児島	千葉	茨城	茨城	茨城	(4,306)
3	茨城	千葉	茨城	千葉	千葉	千葉	(4,048)
4	千葉	茨城	鹿児島	鹿児島	鹿児島	鹿児島	(4,011)
5	愛知	宮崎	愛知	宮崎	宮崎	熊本	(3,071)
6	宮崎	愛知	宮崎	愛知	熊本	愛知	(2,962)
7	熊本	熊本	熊本	熊本	愛知	宮崎	(2,960)
8	新潟	新潟	青森	青森	青森	青森	(2,751)
9	青森	青森	新潟	新潟	栃木	栃木	(2,563)
10	栃木	栃木	栃木	栃木	新潟	新潟	(2,552)

出典：農林水産省「生産農業所得統計」

③ 土地利用

本県では、戦後、特に高度成長期以降、平野や丘陵地において森林や農地の宅地化が進み、その結果、生物の生息生育空間の減少や分断が進んでいます。本県の地目別土地利用の推移からも、農用地や森林、原野が減少して、道路や宅地が増加していることがわかります。

地目別土地利用の推移

	昭和50年①		昭和60年		平成7年		平成17年②		30年間の増減(①→②)	
	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	増加率 (%)
農用地	108,333	20.8	95,349	18.6	88,613	17.3	84,232	16.5	△ 22,101	△ 20.8
森林	227,425	44.5	225,880	44.2	221,938	43.4	220,069	43.0	△ 7,356	△ 3.2
原野	1,087	0.2	657	0.1	211	0.0	74	0.0	△ 1,013	△ 93.2
水面・河川・水路	24,072	4.7	23,873	4.7	24,383	4.8	24,065	4.7	△ 7	△ 0.0
道路	32,358	6.3	38,743	7.6	42,565	8.3	45,906	9.0	13,548	41.9
宅地	62,345	12.2	74,422	14.6	83,413	16.3	90,245	17.6	27,900	44.8
住宅地	36,742	7.2	43,432	8.5	48,433	9.5	53,197	10.4	16,455	44.8
工業用地	12,351	2.4	12,185	2.4	13,273	2.6	12,533	2.5	182	1.5
その他宅地	13,252	2.6	18,805	3.7	21,707	4.2	24,515	4.8	11,263	85.0
その他	57,753	11.3	54,835	10.7	53,826	10.5	51,623	10.1	△ 6,130	△ 10.6
合計	511,373	100.0	513,759	100.0	514,949	100.0	516,214	100.0	4,841	0.9

面積は県土地に関する統計年報による

2) 自然の状況

① 地形・地質

本県の面積は 5,165km²で、全国 27 番目の広さを有しています。日本列島のほぼ中央に位置し、二つの半島と二つの内湾を擁し、標高 0 m 以下の低地から 1,400m を超す山地まであります。海岸総延長は約 598km で、山地と平野の間には丘陵及び段丘地形が広がり、泥炭が堆積した中間湿原や東海地方に特有の湧水湿地が点在しています。

地勢は、県南東部の豊橋市から北西の犬山市を結ぶ線を境として、その南西部には木曾三川流域に濃尾平野・尾張丘陵、矢作川流域に岡崎平野、豊川流域に豊橋平野が発達しています。南部は知多・渥美半島が突き出して三河湾を抱き、佐久島・日間賀島・篠島などの島しょが点在しており、これらの湾奥部には干潟、藻場、浅場が分布しています。また、北東部は長野県境に位置する茶臼山を中心とする山地を形成しています。

県東部には西南日本を内帯（北側）と外帯（南側）に分ける日本最長の断層系である中央構造線が通っています。静岡県浜松市出馬あたりから本県に入り、新城市に多くの露頭を残したあと桜淵から地下に入り、渥美半島の三河湾側をかすめて、三重県の伊勢に姿を現します。

内帯には領家変成帯が分布しており三河山などをつくり、片麻岩や花崗岩類が見られます。外帯には三波川変成帯、秩父帯が分布しており、三波川帯では緑色変岩や黒色変岩、蛇紋岩が見られ、秩父帯ではチャート、千枚岩、石灰岩などが見られます。奥三河には、設楽第三紀層、設楽火山岩類が分布しています。尾張丘陵は第三紀層・洪積層からなり、尾張富士（犬山市）・小牧山（小牧市）など一部に古生層が点在しています。知多半島の野間～片名線以北は尾張丘陵の延長であり、以南は師崎層群に属する第三紀中新世よりなり、南に向かって高さを増し、先端は断崖となっています。

また、面積的にはわずかですが、石灰岩地植生（豊橋市石巻山など）や蛇紋岩植生（新城市黄柳野など）がみられる場所もあります。



愛知県の地形

② 生態系

生態系は、広大な森林から小さな池まで様々なスケールで捉えることができますが、そこに生息生育する生物種を考慮しながら本県の代表的な生態系を抽出すると、「奥山生態系」「里地里山生態系」「田園生態系」「都市生態系」「湿地・湿原生態系」「沿岸・里海生態系」があげられます。このうち特に「湿地・湿原生態系」は、本県の特徴づけているもので、比較的小面積であることから、きめ細かな配慮が必要とされています。また、奥山に源流を発し、里地里山、平野を貫いて沿岸域へと至る河川や湖沼は、これらの生態系を構成する要素であるとともに、「河川・湖沼生態系」を形成しています。



奥山生態系



里地里山生態系



田園生態系



都市生態系



湿地・湿原生態系



沿岸・里海生態系



河川・湖沼生態系

③ 植物・動物

本県の気候は、太平洋を流れる黒潮の影響を受けて温暖で、夏期多雨、冬期小雨型となっています。

こうした気候の影響を受け、植生は潜在的にはほとんどが照葉樹林帯に属しますが、平野部では古くから宅地、農地などとしての土地利用が進んだため、シイ・タブを中心とした自然植生は社寺林などにわずかに残っているにすぎません。

山地の多くはスギやヒノキを中心とした人工林となっていますが、都市近郊の丘陵部のいわゆる里山を中心にコナラ、アベマキなどを主体とする二次的植生の森林（二次林）が広く見られます。また、奥三河山地の標高の高い場所に小面積ながらブナなどの天然林が分布しています。

本県の森林は人工林の割合が多いものの、変化に富んだ林相を基盤として、生物種の構成が比較的多様であり、特に二次林を含む森林では豊かな生態系が保たれています。

植物種については、気候条件や地形・地質など本県の多様な自然環境を反映し、維管束植物（品種、雑種、外来種を除く）が約 2,220 種確認されています。また、シデコブシ、シラタマホシクサなどの東海丘陵要素植物群が生育しているのが特徴です。

哺乳類（海生哺乳類を含む）は、山地を中心に 25 科 64 種（以下、昆虫類以外、外来種を除く）の生息が確認されています。

鳥類については、67 科 398 種と多くの種が確認されています。これは、海から山地まで多様な生態系に恵まれ、北方系、南方系両方の鳥の分布が見られることなどによるものです。また、藤前干潟、汐川干潟など国内でも屈指の規模の干潟があり、ダイゼン、ハマシギなど多くのシギ・チドリ類の渡りの中継地となっています。さらに、木曽川、矢作川、豊川の河口付近などはスズガモ、オナガガモなどのカモ類を中心とした水鳥の大規模な越冬地として、伊良湖岬はサシバの渡りの通過点として知られています。このように全国的にみて多様な鳥類相を有するといえます。

爬虫類は 8 科 15 種、両生類は 7 科 20 種が確認されており、世界最大の両生類であるオオサンショウウオが生息しています。

このほか、国指定天然記念物のネコギギをはじめとする淡水産魚類 14 科 51 種や、昆虫類約 7,600 種、クモ類 512 種、陸・淡水産貝類 180 種及び内湾産貝類約 350 種の生息が確認されています。

④ 希少野生生物

多様な生態系は、多くの生きものにより構成されています。しかしながら、開発などに伴う野生生物の生息生育空間の消失、乱獲、盗掘、過剰な採取による影響のほか、里山などで見られる環境の質の変化や外来種の影響などにより、絶滅のおそれ心配される種も少なくありません。

本県では、絶滅のおそれのある野生生物の現状を的確に把握し、その保護と生物多様性の保全を図るため、平成 21（2009）年にレッドデータブックあいち 2009 を発行しました。

レッドデータブックあいち 2009 には、維管束植物など植物 680 種、哺乳類、鳥類、淡水魚類、昆虫類など動物 528 種の合計 1,208 種を掲載しています。そのうち、絶滅のおそれのある種（絶滅危惧Ⅰ類及びⅡ類）の数は、植物種 480 種（確認種約 2,720 種の 17.6%）、動物種 275 種（確認種約 9,200 種の 3.0%）であり、その内訳は、維管束植物（種子植物、シダ植物）がカキツバタなど 421 種、コケ植物（蘚類、苔類）がホソバミズゴケなど 59 種、哺乳類がカヤネズミなど 13 種、鳥類がコノハズクなど 48 種、爬虫類がアカウミガメ 1 種、両生類がオオサンショウウオなど 5 種、淡水魚類がネコギギなど 11 種、昆虫類がタガメなど 78 種、クモ類がミカワホラヒメグモなど 29 種及び貝類がハマグリなど 90 種となっています。

また、「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、絶滅のおそれのある種の中でも特に保護の必要がある種を、指定希少野生動植物種に指定しています。

レッドデータブックあいち 2009（植物編）掲載種数

評価区分 対 象	絶滅 (EX)	絶滅のおそれのある種				準絶滅 危惧 (NT)	計	国リスト ※1	県内確認種数 ※2
		絶滅危惧 Ⅰ A類 (CR)	絶滅危惧 Ⅰ B類 (EN)	絶滅危惧 Ⅱ 類 (VU)	小計				
維管束植物（小計）	42	58	163	200	421	124	587	25	約 2,220
シダ植物	2	3	21	25	49	15	66	0	約 270
裸子植物	0	0	2	3	5	3	8	0	約 20
被子植物 離弁花類	9	18	49	65	132	40	181	6	約 810
合弁花類	16	16	40	36	92	33	141	10	約 520
単子葉類	15	21	51	71	143	33	191	9	約 600
コケ植物（小計）	3	14	22	23	59	6	68	—	約 500
蘚類	0	13	18	18	49	5	54	—	約 350
苔類	3	1	4	5	10	1	14	—	153
計	45	72	185	223	480	130	655	25	約 2,720

※1 環境省レッドリスト(2007年版)に記載されているが、愛知県において絶滅種、絶滅危惧種、準絶滅危惧種に該当しない種(維管束植物)。

※2 品種・雑種を除き、亜種・変種を含む。また、移入の可能性が高い植物を除く。維管束植物について、10以下の数は四捨五入した。

レッドデータブックあいち 2009（動物編）掲載種数

評価区分 対 象	絶滅 (EX)	絶滅のおそれのある種				準絶滅 危惧 (NT)	情報 不足 (DD)	計	地域 個体群 (LP)	県内確認種数 (外来種を含めた種数)
		絶滅危惧 Ⅰ A類 (CR)	絶滅危惧 Ⅰ B類 (EN)	絶滅危惧 Ⅱ 類 (VU)	小計					
哺乳類	3	6	3	4	13	8	1	25	2	64 (71)
鳥 類	0	9	13	26	48	31	1	80	3	398 (—)
爬虫類	0	0	1	0	1	0	3	4	0	15 (16)
両生類	0	2	2	1	5	4	4	13	0	20 (21)
淡水魚類	0	2	1	8	11	6	1	18	0	51 (—)
昆虫類	10	16	25	37	78	74	33	195	0	— (約 7,600)
クモ類	0	2	15	12	29	4	1	34	0	512 (523)
貝 類（小計）	9	53	8	29	90	49	6	154	0	約 530 (約 540)
陸 産	0	3	2	5	10	14	1	25	0	— (155)
淡 水 産	5	3	0	2	5	4	2	16	0	180 (35)
内 湾 産	4	47	6	22	75	31	3	113	0	約 350 (約 350)
計	22	90	68	117	275	176	50	523	5	約 9,200 種※

※県内確認種数の合計は、外来種を除いた種数から算出。ただし、昆虫類はその数が不明なため、外来種を含めた種数を引用

(注)

絶滅 (EX)	愛知県では既に絶滅したと考えられる種、又は、飼育・栽培下のみで存続している種
絶滅危惧Ⅰ A 類 (CR)	ごく近い将来、野生で絶滅する危険性が極めて高い種
絶滅危惧Ⅰ B 類 (EN)	近い将来、野生で絶滅する危険性が高い種
絶滅危惧Ⅱ 類 (VU)	絶滅の危機が増大している種
準絶滅危惧 (NT)	存続基盤が脆弱な種
情報不足 (DD)	評価するだけの情報が不足している種
地域個体群 (LP)	愛知県で特に保全のための配慮が必要と考えられる特徴的な個体群

指定希少野生動植物種

鳥 類	コノハズク
爬虫類	アカウミガメ
両生類	ナガレタゴガエル
淡水魚類	ウシモツゴ
昆虫類	ヒメヒカゲ
クモ類	ミカワホラヒメグモ
貝 類	オモイガケナマイマイ
維管束植物	ナガバノイシモチソウ シロバナナガバノイシモチソウ ハギクソウ ナガボナツハゼ

平成 22 (2010) 年 3 月 30 日指定

⑤ 外来種

人為的に海外や国内の他地域から持ち込まれた外来種のなかには、オオクチバス、オオキンケイギクなどのように在来種を圧迫したり、在来の近縁な種との交雑などにより生態系をかく乱するものがあります。また、アライグマ、カミツキガメ、セアカゴケグモなどは農林水産業や人の生命または身体に害を及ぼすおそれがあり、各地で問題を引き起こしています。

国においては平成17（2005）年6月から「特定外来生物による生態系などに係る被害の防止に関する法律」が施行され、海外起源の生物であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれのあるものを特定外来生物として指定しています。

本県では、「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、生態系に著しく悪影響を及ぼすおそれのある外来種を公表し、みだりに野外に放つ行為を規制しています。また、県内に生息生育する外来種の情報を広く提供し、その理解を深めるとともに、地域の外来種対策を促進するため、平成23（2011）年度に「移入種対策ハンドブック」を作成しています。

条例公表種

淡水域における移入種

動物	コブハクチョウ、アカミガメ、ワニガメ、オヤニラミ、カラドジョウ、ナイルティラピア、スクミリンゴガイ
植物	スイレン属（ヒツジグサを除く）※1、ハゴロモモ、ハビコリハコベ（園芸名：グロッソスティグマ）※2、ナガバオモダカ、キシウブ

※1 スイレン属のうち、ヒツジグサは県内在来種であり、移入種ではない。

※2 当該種については、これまで和名が付けられていなかったため、園芸名についても表記した。

陸域における移入種

動物	ハクビシン、クワガタムシ科※1、タイワンタケクマバチ、ホソオチョウ、アカボシゴマダラ
植物	トウネズミモチ、タカネマツムシソウ、ポンポンアザミ、ノハカタカラクサ、モウソウチク

※1 県内在来の以下の種または亜種を除く。

ミヤマツヤハダクワガタ、マダラクワガタ、チビクワガタ、ルリクワガタ、トウカイコリクワガタ、ミヤマクワガタ、オニクワガタ、ノコギリクワガタ、ヒメオオクワガタ、アカアシクワガタ、コクワガタ、スジクワガタ、ヒラタクワガタ、オオクワガタ、ネブトクワガタ

沿岸域における移入種

動物	チチュウカイミドリガニ、タデジマフジツボ種群※1、サキグロタマツメタ、ホンビノスガイ
植物	ウチワサボテン属、アツバキミガヨラン、ヒガタアシ（スパルティナ・アルテルニフロラ）※2

※1 分類上近縁で形態的にもよく似ているタデジマフジツボ、アメリカフジツボ、ヨーロッパフジツボの3種を、タデジマフジツボ種群としてまとめて取り扱う。

※2 ヒガタアシについては、これまで和名が決定していなかったため、学名についても表記する。

3) 自然の保全などの状況

緑被の推移

緑被面積[※]は、平成4（1992）年から平成16（2004）年の12年間で、都市計画区域で9,596ha、市街化区域で331ha減少しています。また、緑被率は、都市計画区域で58.1%から55.3%に、市街化区域で20.8%から20.1%に低下しています。

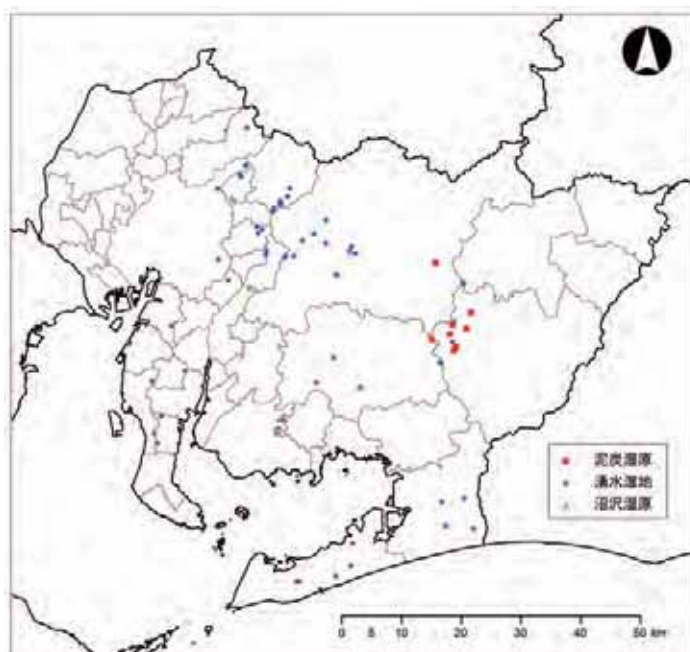
※緑被面積：樹林地等、竹林、果樹園、草地等、水田、畑等、水面、裸地の合計面積

緑被の推移		平成4年	平成16年	増減
都市計画区域	緑被面積（ha）	202,632	193,036	-9,596
	緑被率（%）	58.1	55.3	-2.8
市街化区域	緑被面積（ha）	22,657	22,326	-331
	緑被率（%）	20.8	20.1	-0.7

出典：愛知県「愛知県広域緑地計画」より作成

湿地・湿原

本県に存在する湿地・湿原は、その成立背景により、大きく「湧水湿地」「泥炭湿原」「沼沢湿原^{しやうたく}」の3種に分類されていますが、それぞれに特色のある生きものの生息生育環境となっています。特に、東海丘陵要素植物群が生育する湧水湿地などは、第三紀層の地質の上に存在し、本県の自然環境の重要な特徴です。



主な湿地の分布

出典：愛知県「湿地・湿原生態系保全の考え方」より作成

河川

河川環境は、人々の生活にとっても、水辺の生きものにとっても大切なものです。本県では、これまでの治水・利水に加え、河川全体の自然の営みを視野にいれ、河川が本来もっている生物の生息生育空間や繁殖環境などの自然環境を保全・創出するための河川管理、「多自然川づくり」を進めています。そのため、県内で多自然川づくりに取り組む際に、類似した河川での実施事例を参考としてもらう資料として「多自然川づくりアドバイスブック」をとりまとめています。これまで、平成20（2008）年度までに20か所で多自然川づくりへの改修を行い、今後25か所の改修を予定しています。

また、本県独自の多自然川づくりの取組のうち、「水辺の緑の回廊」整備事業は、地域にもともとあった植物を用いて水辺林を形成し、生態系の場を創出する事業です。この事業は、平成9（1997）年度より実施され、平成20（2008）年度末までに、約30万本の植樹を行い、延長で32kmの河岸の整備を行いました。

自然海岸・半自然海岸

県内における自然海岸は、島しょ部のほか、豊橋市、田原市などの三河湾沿岸及び遠州灘に分布しています。自然海岸は年々減少しており、平成13（2001）年現在、県内の海岸線のうち自然海岸が占める割合は約6.1%です。

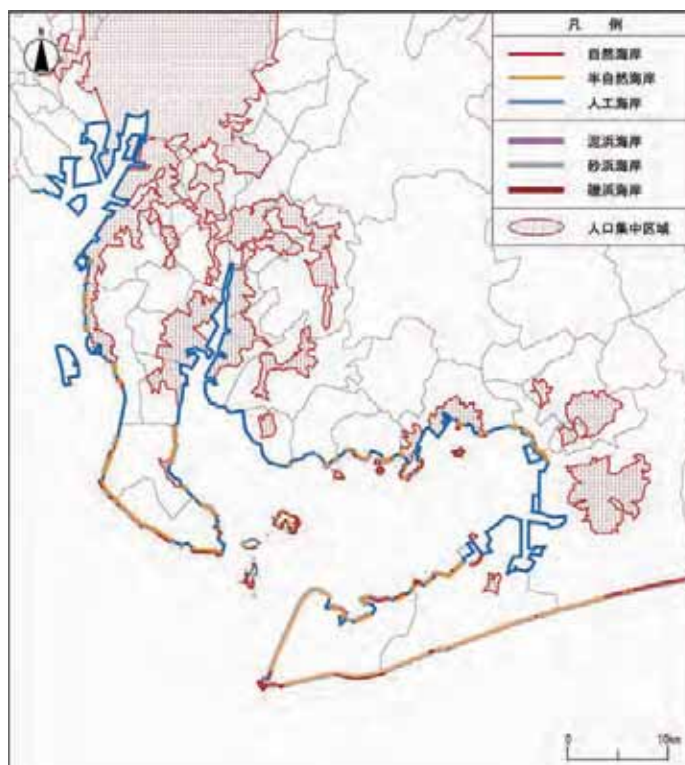
海岸線の距離 (km)				
区分	昭和53年度	昭和59年度	平成5年度	平成13年度
自然海岸	45.68	42.05	41.53	36.70
半自然海岸	112.50	115.00	117.68	124.65
人工海岸	382.55	401.05	410.33	425.78
河口部	10.38	10.20	10.20	10.87
海岸線の合計	551.11	568.30	579.74	597.99

出典：愛知県「海岸環境実態調査報告書」（2002年）

自然海岸・半自然海岸が占める割合 (%)				
区分	昭和53年度	昭和59年度	平成5年度	平成13年度
自然海岸の占める割合	8.3	7.4	7.2	6.1
自然海岸と半自然海岸が占める割合	28.7	27.6	27.5	27.0

出典：愛知県「海岸環境実態調査報告書」（2002年）

- 自然海岸**：海岸（汀線）が人工によって改変されないで自然の状態を保持している海岸（海岸（汀線）に人工構築物のない海岸）
- 半自然海岸**：道路、護岸、テトラポッドなどの人工構築物で海岸（汀線）の一部に人工が加えられているが、潮間帯においては自然の状態を保持している海岸（海岸（汀線）に人工構築物がない場合でも海域に離岸堤などの構築物がある場合は、半自然海岸とする。）
- 人工海岸**：港湾・埋立・浚渫・干拓などにより人工的に作られた護岸が汀線を形成している海岸など、潮間帯に人工構築物がある海岸



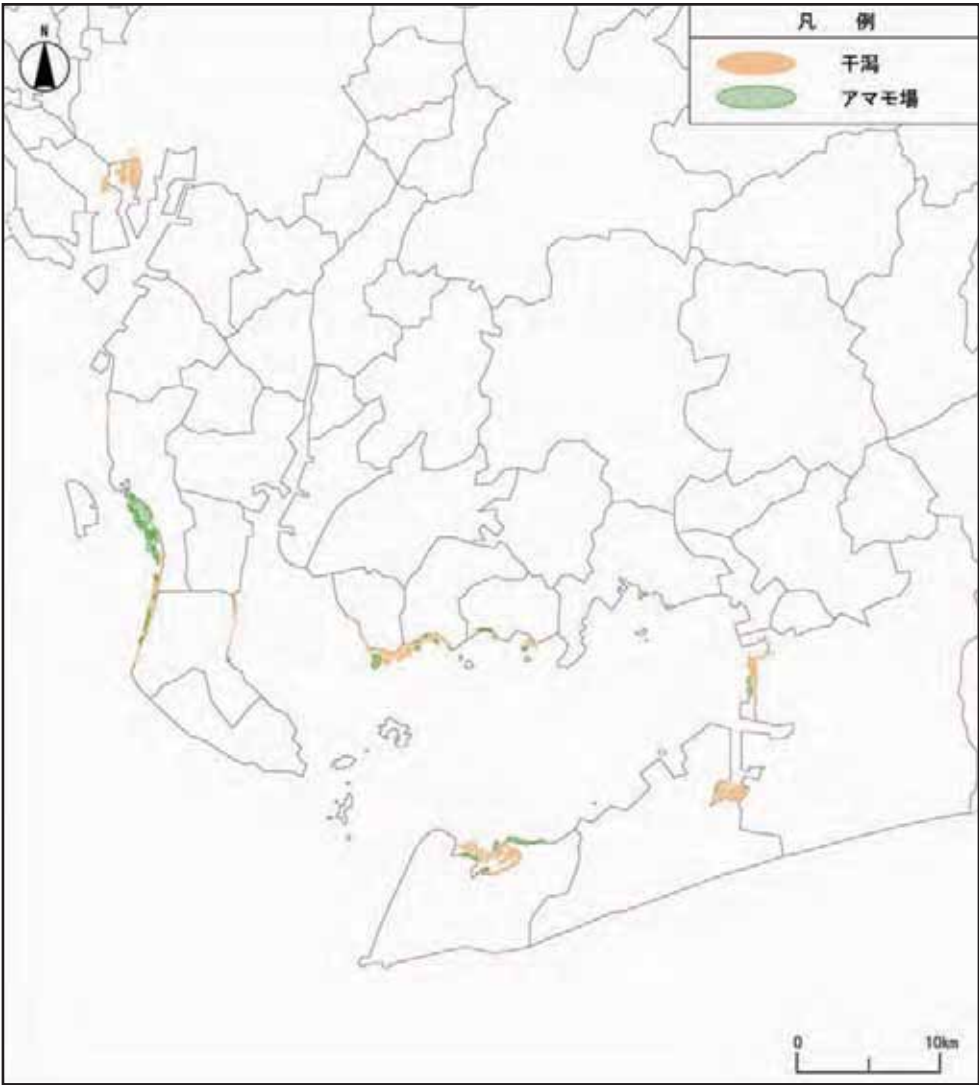
本県の海岸線

出典：愛知県「海岸環境実態調査 海岸改変状況図」（2002年）、
愛知県・三重県「三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画」（2003年）

藻場・干潟

藻場・干潟は、「海の森」とも呼ばれ、魚類をはじめとする多種多様な生きものの生育・産卵場になっています。また、陸上からの生活排水などに含まれる有機物や窒素、リンなどを吸収・分解することにより、水質を浄化し、生物多様性の基盤を整える役割を果たしています。さらに、干潟は、渡り鳥の中継地として、国内のみならず、世界との生態系ネットワークにおける重要な拠点になっています。

干潟は、埋め立てや干拓などにより減少し、平成 13（2001）年度時点で干潟面積は 1,783ha となっています。



主な藻場・干潟の分布

出典：「2001 年度愛知県水産試験場調査結果」

本県内における干潟の消失面積の推移

消失時期	昭和 20 ～ 24 年	昭和 25 ～ 29 年	昭和 30 ～ 34 年	昭和 35 ～ 39 年	昭和 40 ～ 44 年	昭和 45 ～ 49 年	昭和 50 ～ 54 年	昭和 55 ～ 63 年	合計
消失面積 (ha)	269	4	148	337	980	527	0	176	2,441

出典：環境庁「第2～4回 自然環境保全基礎調査報告書」（1980、1988、1994 年）
愛知県「海岸環境実態調査報告書」（2002 年）

道路緑化

街路樹などの道路緑化は、帯状の緑地として、生きものの移動経路となりうるものであり、特に、都市化が進んだ地域において生態系ネットワークの形成に重要な役割を持っています。県管理道路では、平成 24（2012）年現在、16.5%の道路が緑化されています。

県管理道路の緑化状況

	平成 10 年	平成 15 年	平成 20 年	平成 24 年
道路管理延長 (km)	4,543	4,551	4,621	4,628
緑化面積 (㎡)	1,117,148	1,053,404	1,189,506	1,176,812
緑化実延長 (km)	704	670	762	764
道路管理延長に対する 緑化実延長の割合 (%)	15.5	14.7	16.5	16.5

出典：愛知県資料

自然公園

自然公園法に基づく4つの国定公園と、愛知県立自然公園条例に基づく7つの県立自然公園が指定されています。本県の自然公園の陸域総面積は88,873haで、県土面積の17.2%を占めています。



自然公園位置図

自然公園の一覧

公 園 名		区域面積 (ha)	特別保護地区 (ha)	第1種～第3種 特別地域 (ha)	普通地域 (ha)
国定公園	三 河 湾	9,457	20	8,549	888
	飛 騨 木 曽 川	3,661	64	2,962	635
	天 竜 奥 三 河	14,959	121	14,689	149
	愛 知 高 原	21,740	-	20,153	1,587
	計	49,817	205	46,353	3,259
県立自然公園	渥 美 半 島	12,556	-	1	12,555
	南 知 多	8,469	-	-	8,469
	段 戸 高 原	3,781	-	3,781	-
	振 草 溪 谷	2,198	-	2,000	198
	本 宮 山	7,294	-	6,364	930
	桜 淵	2,517	-	1,806	711
	石 巻 山 多 米	2,061	-	2,061	-
	計	39,056	-	16,013	23,043
合 計		88,873	205	62,366	26,302

出典：愛知県資料

自然環境保全地域

「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、優れた自然環境を有する地域を自然環境保全地域として指定し、その保全に努めています。平成 24 (2012) 年現在、15 か所が指定されています。

自然環境保全地域の一覧

名 称	所在地	面積 (ha)			特 質	指定年月日
		特別地区	普通地区	計		
田之土里湿原	豊田市	0.58	2.20	2.78	中間湿原	S50. 1.31
蓮華寺寺叢	あま市	0.32	1.89	2.21	自然堤防及び常緑広葉樹林	S50. 1.31
小牧大山	小牧市	9.32	36.74	46.06	常緑広葉樹林	S51.10.15
青鳥山	西尾市	1.62	—	1.62	はんれい岩地帯	S51.10.15
吉祥山	豊橋市・新城市	—	20.15	20.15	角閃石片岩からなる特異地質	S51.10.15
伊熊神社社叢	豊田市	2.63	2.12	4.75	針広温交林	S52. 4.22
小堤西池	刈谷市	5.83	—	5.83	カキツバタの群落	S53. 3.24
大沼	豊根村	15.13	—	15.13	落葉広葉樹林	S53. 3.24
白鳥山	設楽町	5.71	7.90	13.61	岩礫地特有の植生及び特異地質	S54. 3. 2
茅原沢	岡崎市	—	14.36	14.36	落葉広葉樹林	S59. 3.28
竜町田湿地	武豊町	1.13	0.10	1.23	湿地植物群落等	H11. 2.26
山中八幡宮	岡崎市	1.55	3.95	5.50	常緑広葉樹林	H16. 2.27
海上の森	瀬戸市	48.60	79.25	127.85	沿岸養湿地の植生等	H18. 3.24
東谷山	名古屋市	12.40	15.27	27.67	常緑広葉樹林及び湿地植物群落	H22. 4. 2
磐山	豊根村	3.36	—	3.36	ツガ、ヒノキの巨木群	H22. 4. 2
計(15地域)	13市町村	108.18	183.93	292.11		

出典：愛知県資料

鳥獣保護区

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律及び第 11 次鳥獣保護事業計画に基づき、鳥獣保護区を指定しています。

鳥獣保護区等指定状況

区 分	箇 所	面積 (ha)
鳥獣保護区	67 (1)	25,555 (770)
鳥獣保護区 特別保護地区	4 (1)	439 (323)

() は国指定で外数

出典：愛知県資料

生息地等保護区

「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、指定希少野生動植物種のうち、特に生息生育地の保全を必要とする種について、生息地等保護区を指定しています。

生息地等保護区指定状況

名 称	面積 (ha)
田原市伊良湖町ハギクソウ生育地保護区	約 0.49
田原市小中山町ハギクソウ生育地保護区	約 0.01

出典：愛知県資料

天然記念物

文化財保護法や県の文化財保護条例では、わが国や郷土の自然を理解するうえで学術的に貴重な動植物やその生息地、自生地を「天然記念物」として指定しています。

天然記念物の指定状況

指 定	動 物	植 物	地質・鉱物	合 計
国指定	7	16	3	26
県指定	5	49	5	59

出典：愛知県資料

公園緑地

公園緑地には、生物多様性の保全などの環境保全、防災、景観形成、レクリエーションの場といった多様な機能があります。特に都市化が進んだ地域では、生態系ネットワークの拠点として、生物多様性の保全においても重要な役割を持っています。

都市公園の現況

公園の種別		箇所	面積 (ha)	都市計画区域人口1人当たりの公園面積 (㎡ / 人)
住区基幹公園	街区公園	3,389	821.84	1.12
	近隣公園	303	514.16	0.70
	地区公園	81	406.61	0.55
都市基幹公園	総合公園	38	754.15	1.03
	運動公園	47	575.50	0.78
特殊公園	風致公園	19	286.17	0.39
	動植物公園	6	191.74	0.26
	歴史公園	20	33.60	0.05
	墓園	12	168.84	0.23
緩衝緑地		10	74.73	0.10
大規模公園	広域公園	9	785.04	1.07
	レクリエーション都市	0	0.00	0.00
都市緑地		271	489.28	0.67
都市林		3	5.78	0.01
緑道		54	150.92	0.21
国営公園		1	88.88	0.12
広場公園		28	2.81	0.00
合計		4,291	5,350.05	7.29

出典：愛知県資料

特定植物群落

特定植物群落は、「自然環境保全基礎調査」（環境省）において、学術上重要な群落、保護を要する群落などを8項目の基準によってリストアップしたものです。本県では、現在98か所が選定されています。

ラムサール条約登録湿地

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）は、国際的に重要な湿地を登録して、その保全とワイズユース（賢明な利用）を図るものです。本県では、藤前干潟と東海丘陵湧水湿地群が登録されています。

本県内のラムサール条約登録湿地

名 称	面積 (ha)	登録年
藤前干潟	323	平成14年
東海丘陵湧水湿地群（矢並湿地、上高湿地、恩真寺湿地）	23	平成24年

出典：愛知県資料

(2) 課題

本県には、奥山、里地里山、田園、都市、河川・池沼、沿岸・里海といった多様な生態系があり、それぞれに多様な生きものが生息生育しています。一方、本県はものづくりや農林水産業の盛んな産業県であり、高度成長期以降の活発な経済活動を背景とした都市化の進行などにより生物の生息生育空間が失われてきたことが生物多様性の低下の主な原因となっています。

2010（平成 22）年に本県で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）で採択された愛知目標には「具体的な 20 の個別目標」が示されています。経済活動が活発で多くの人々が暮らしている本県の特性を勘案すると、行動目標の中でも特に「生物多様性の保全や持続可能な利用が、基本的な考えとして日常生活や社会経済活動に組み込まれ、行動につながることを意味する「生物多様性の主流化」と「生物の生息生育空間の保全」の 2 つを最も重要な目標としてあげることができます。ほかに「野生生物の保護と管理」や、「生物多様性に関するデータの蓄積」も主要な目標としてあげられます。

1) 生物多様性の主流化

産業活動における取組の推進

ものづくりや農林水産業が盛んな本県では、産業活動における生物多様性への配慮が、県域の生物多様性の保全に大きな影響を与えと考えられます。そこで、工場や事業所、農地、林業地、川や海などの産業活動を行う場所での生物多様性への配慮を進めると共に、生物多様性への悪影響が少ない原料の輸入などの生産活動における配慮を促進することが望まれます。

多様な主体の参加と協働

生物多様性の主流化を進めるためには、体験を通して生物多様性について知ることや、自らの行動が生物多様性の保全に貢献していることを実感することが効果的です。こうした活動は、広く県民の参加を得ながら、土地の所有者や専門的な知識を持つ NPO、行政などが、得意分野を活かして協働しながら進めていくことが望まれます。

県民の日常生活における取組の推進

生物多様性の主流化を進めるためには、県民が、生物多様性が日常生活と密接に関わっていることを知ることが重要です。また、生物多様性に悪影響を及ぼす環境負荷の軽減や、地球温暖化の防止を意識した生活や、生物多様性の保全に配慮した商品の選択などの、日常生活における生物多様性への配慮を進めることが必要です。

生物多様性の価値の共有

生物多様性の主流化を進めるためには、県民や事業者、NPO などの様々な主体が、生物多様性の価値を認識することが重要です。そのためには、普及広報を推進するとともに、多くの人々が自然とふれあえる機会を提供し、体験を通じて生物多様性の価値を実感することが必要です。

2) 生物の生息生育空間の保全

共通の目標設定による生態系ネットワークの形成

都市化が進んでいる本県において、効果的に生物の生息生育空間を確保するためには、生物の生息生育空間を保全・再生するとともに、これをつなぐ生態系ネットワークを形成することが効果的です。生態系ネットワークの形成には、多くの土地所有者が関わる必要があります。共通のランドデザインに基づいて取組を進める必要があります。

開発などにおける生物の生息生育空間の保全

生物の生息生育空間の消失は開発に伴うものが多いことから、開発などの際に、生物の生息生育空間を保全・再生する仕組みをつくることが望まれます。

様々な土地での生物の生息生育空間の確保

生態系ネットワークを形成するためには、現存する森林や草地、水辺などの保全に加えて、工場・事業所、学校、大学、公共施設、道路、河川、公園緑地、家庭の庭などの様々な場所で、生態系ネットワークの形成を意識しながら、生物の生息生育空間を保全・再生していくことが必要です。これを進めるためには、自主的な取組を評価する仕組みづくりなどが必要とされています。

生物の生息生育空間の保全・創出に要する費用を抑制する仕組みづくり

生物の生息生育空間の保全は、生物多様性の保全に向けた重要な取組ですが、地価の高い本県において、土地の購入が伴うと取組が進まないことが懸念されます。そこで、協力する方から土地の提供を受けて、生物の生息生育空間を確保する仕組みを構築することが望まれます。

3) 野生生物の保護と管理

希少種の保護、外来種への対応

レッドデータブックあいち 2009 には、絶滅のおそれのある種（絶滅危惧Ⅰ類及びⅡ類）として、植物 480 種、動物 275 種が掲載されています。これらの種については、個体の保護を行うとともに生息生育に適した場所や環境の保全・再生に努める必要があります。

一方、本来、本県に生息していなかった生きものが国外や国内の他の地域から持ちこまれて野生化している外来種については、放置すれば数が増えたり、生息生育域が拡大して、農業被害や人体に対する被害などが増加する可能性があることから、みだりな放逐の防止や駆除を確実に実施していく必要があります。

人と野生生物の軋轢の緩和

野生生物の中には、シカやイノシシなど生態系のバランスが崩れたことによる数の増加や、生息範囲の拡大によって、林業被害や農作物被害などを与えている種がいます。生態系のバランスを保つためには、増えすぎている野生生物の数や生息範囲を適切に管理することも必要です。

4) 生物多様性に関するデータの蓄積

生物多様性の保全と持続可能な利用の取組を進めるためには、野生生物の生息生育状況など科学的なデータをもとに、適切な対策をとる必要があります。

そのためには、希少種や外来種などの生息生育状況や、生物多様性の保全上において重要な地域についての調査などを継続的に実施し、科学的なデータの蓄積を図るとともに、データを様々な人が利活用できるように、情報の提供体制の整備を進める必要があります。

4 用語説明

アルファベット

C S R活動 (Corporate Social Responsibility Activities)

CSRとは、企業の社会的責任のことで、企業が利益を追求するだけでなく、組織活動が社会へ与える影響に責任をもち、あらゆる利害関係者（消費者、投資家など、及び社会全体）からの要求に対して適切な意思決定をすることを指す。

E S D (Education for Sustainable Development)

「持続可能な開発のための教育」と訳される。環境、貧困、人権、平和、開発といった現代社会の様々な課題を自らの問題として捉え、行動できる人材を育成する教育のこと。2005年から2014年までは「国連持続可能な開発のための教育（ESD）の10年」とされ、2014（平成26）年11月には、この10年の活動を振り返るとともに2014年以降の方策を議論する「ESDに関するユネスコ世界会議」が愛知・名古屋で開催される。

G A P手法 (Good Agricultural Practice Methods)

農業生産活動を行ううえで、必要な関係法令などの内容に基づいて設定される点検項目に従って、農業生産活動の各工程の実施、記録、点検及び評価を行うことにより、持続的に改善をおこなっていく活動のこと。日本語では農業生産工程管理手法と訳される。

P R T R制度 (Pollutant Release and Transfer Register System)

事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し環境の保全を図る目的で公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づいて事業者は化学物質の環境への排出量などについて、毎年度分のデータを翌年度の6月末までに各都道府県経由で各事業所所管大臣あてに届出を行うことが義務付けられている。

あ 行

赤潮・苦潮

赤潮は、植物プランクトンの異常発生により海水が赤く変色するもの。苦潮は、海底付近に堆積したプランクトンの死骸などの有機物の分解に酸素が消費されて酸素が乏しくなった海水が、水面近くに上昇し青白く見えるもの。共に、魚介類などの死滅を招く。

アンダーパス・オーバブリッジ (Under Pass・Over Bridge)

道路により分断される野生生物の移動経路を確保する方法。アンダーパスは道路の下に動物専用のトンネルを設け道路を横断することなく往来を可能にする工法。オーバブリッジは、道路上に動物専用の橋を設置することにより、野生生物の往来を可能にする工法。

遺伝的かく乱

他の地域から人為的に生きものが持ち込まれることにより、遺伝的形質の異なる同種の個体との間で交配し、長い年月をかけて形成された、地域ごとの遺伝的多様性が失われてしまうこと。身近な例では、メダカやホタルなどがあげられる。

エコツーリズム・エコツアー (Ecotourism・Ecotour)

エコツーリズムは、自然環境や歴史文化を対象とし、それらを学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任をもつ観光のありかた。エコツアーはエコツーリズムの考え方を実践する旅行やプログラム。

エコファーマー

たい肥などを利用した土づくりや、化学肥料や農薬をできるだけ使わないなど、環境に優しい農業に取り組む計画を作成し、知事の認定を受けている農業者。県内では現在、3,000名以上の方が認定されている。

か 行

外来種

自然分布範囲以外の地域または生態系に、人為の結果として持ち込まれた生物のこと。移入種、外来生物と同義。国外だけでなく国内の他地域から持ち込まれたものも含む。規制行為があるものとしては、外来生物法における特定外来生物（アライグマやブラックバスなど）や、自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例において公表された移入種（アカミミガメやヒガタアシなど）がある。

学校ビオトープ

学校の敷地などに地域のビオトープを保全、創出した空間。

環境アセスメント

環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、事前に事業者自らが環境にどのような影響を及ぼすかについて調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して県、市町村、県民などから意見を聴き、それらを踏まえてその事業を環境保全の見地からより望ましいものとしていく制度。

環境保全型農業

農業が持っている機能を活かし、生産性と調和しながら環境への負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

間伐

森林（主に人工林）を健全に成長させるため、樹木の混み具合に応じて密度を調整するために伐採（間引き）する作業。

魚道

堰などの魚の遡行が妨げられる箇所で、遡行を助けるために設ける工作物。

ランドデザイン（Grand Design）

総合的、長期的な構想、見通し。

コイヘルペスウイルス病

全国の養殖場、天然水域などでもその発生が確認されているコイ特有の病気。感染したコイは、行動緩慢や摂餌不良になるが、目立った外部症状は少なく、鰓の退色やびらんなどが見られる。死亡率が高い一方で、現在のところ有効な治療法はない。

さ 行

栽培漁業

卵から稚魚になるまでの期間、人間が育てたのちに、その魚介類が成長するのに適した海に放流し、自然の海で成長したものを漁獲すること。

在来種

その土地に従来から生息生育している動植物。

里地里山

都市域と原生的自然との中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落をとりまく二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域概念（環境省による定義）。

里山林

集落近くにあり、薪炭用木材の採取や山菜採り、また、落ち葉を肥料として利用するなど、地域住民の生活と密接に結びついて存在している森林の総称。本県では、コナラ・アベマキ・アカマツなどの二次林が代表的。

市街化区域

都市計画区域のうち、優先的かつ計画的に市街化を進める区域。

自然林

人が手を加えていない森林。

ジビエ (Gibier)

狩猟によって、食材として捕獲された野生の鳥獣、もしくはその肉。

種苗放流

育てた稚魚を放流すること。

針広混交林化

スギなどの針葉樹が中心となっている人工林において、広葉樹を植栽したり、自然に広葉樹が生育することを促し、針葉樹と広葉樹が混在する樹林を形成していくこと。

人工林

苗木の植栽や、播種、挿し木などにより人がつくった森林。本県では、木材生産を目的としたスギやヒノキが人工林の代表的な樹種。

水産エコラベル

資源や生態系に配慮し、持続可能で適切に管理された漁業やその漁業で生産された水産物を認証し、認証された水産物やその製品にラベルを付け、消費者に持続的な漁業をアピールする制度。FAO（世界食料農業機関）が採択した水産エコラベルのガイドラインに沿った制度として、国内でも MSC 認証水産物が流通している。

生態系

食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的環境の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりを示す概念。

生物多様性地域戦略

生物多様性基本法（平成 20（2008）年 6 月施行）において、都道府県及び市町村に策定に努めるように規定された、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画。本戦略は、本県における生物多様性地域戦略。

た 行

大規模行為届出制度

「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき実施している制度。一定の面積以上の開発行為に対して、事業者へ届出（国の機関または地方公共団体が行う場合には通知）を義務付け、自然環境の保全と緑地の確保について事前に審査している。

タカの渡り

日本で繁殖し、東南アジアで越冬するサシバやハチクマが、同時期に移動すること。渡りのルートは決まっており、伊良湖岬は、多数のタカの渡りが見られる日本有数の場所であり、9月から10月にかけて多くのサシバやハチクマを観察することができる。

多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息生育・繁殖環境や多様な河川風景を保全・創出するために、河川を管理する手法。多様な河川環境に配慮し、人々が生活を営むために必要なことに適宜手を入れつつ、本来の川の姿に近づける川づくりを行っている。

地産地消

「地域内生産・地域内消費」を略した言葉で、地域で生産したものをその地域で消費する考え方。

中間湿原

泥炭湿原の区分のひとつ。泥炭湿原とは、寒冷な気候条件下で湖沼等の底に堆積した植物遺体の分解が十分に進まずに堆積した泥炭を伴う湿地・湿原のこと。

泥炭湿原は、泥炭の蓄積が進み湿原を涵養する水位が低下する過程により低層湿原、中層湿原（中間湿原）、高層湿原に区分される。低層湿原は泥炭層よりも水位面が高いもので、地下水により涵養されるため比較的貧栄養の程度が低く、ヨシ、スゲ類が優占する。高層湿原は、泥炭の堆積が進み表面が厚く盛り上がり、相対的に水位面が下がったもので、地下水の影響を受けずに降水のみで涵養されるため貧栄養で弱酸性となりミズゴケ類が優占する。中間湿原は、低層湿原から高層湿原への移行段階にあるもので、ワタスゲ、ヌマガヤ等が優占する。

中山間地

平野の外縁部から山間地。

中山間地域等直接支払制度

中山間地や、その他地理的条件が悪く農業生産条件が不利な地域において、営農を支援し、農業生産の維持を通じて多面的機能の確保を図る観点から、一定の条件を満たした場合に、交付金を支給する制度。

長伐期化

林業で行われる通常の伐採時期は林齢が40～50年であるのに対し、これを倍の80～100年まで引き延ばす手法。長期間生育させることで大径木となることから労働力の軽減や、大径木の木材販売により高収入が期待されるほか、森林のもつ公益的な機能が長期間に渡って安定的に維持される。

定量評価手法

結果を数値など計測できるものに換算して示し、その変化を評価する手法。生物多様性や自然環境の質といった、通常は「目に見えない」ものに対して、一定の公式や解析に基づき数値化を行い、その変化を把握することを可能にする。

東海自然歩道

東京都八王子市の「明治の森高尾国定公園」から大阪府箕面市の「明治の森箕面国定公園」までの11都府県約90市町村にまたがる長距離自然歩道。このうち県内では、静岡県側からは新城市へと入り、北設楽郡設楽町、豊田市、瀬戸市、春日井市へと抜けて岐阜県へと繋がる自然歩道が整備されている。

都市計画区域

都市計画法上の「都市」の範囲で、都市計画区域ごとに都市計画を定める。本県では、都市計画区域の県全体に占める面積比率は約68%で、県人口の99%が住んでいる。

トリアージマップ (Triage Map)

トリアージとは、災害などで多数の負傷者が出たときに、治療や搬送の優先順位をつけて、負傷者を分類することをいう。トリアージマップは、シカやイノシシなど、獣害をもたらす野生生物の生息域・生息数の拡大進行状況、行動範囲、被害状況などを現地調査で把握し、様々な地理データと組み合わせて、被害対策を行う地域や手段の優先順位を明らかにするためのマップ。

な 行

ナラ枯れ

ナラ類やシイ・カシ類などの樹幹にカシノナガキクイムシが潜入し、ナラ菌を樹体に感染させ、菌が増殖することで、水を吸い上げる機能を阻害して枯死させる伝染病。本県では、平成 18 (2006) 年に初めて名古屋市で被害が確認された後、年々拡大し続け、平成 22 (2010) 年度は過去最大の 41,400㎡の被害が確認された。

二次林

原生林が破壊されたあとに自然に生じた森林を指すが、広義には、二次林が破壊されたあとに生じた二次林（三次林）も含めて用いられる。

は 行

バイオマス (Biomass)

再生可能な生物由来の有機性エネルギーや資源（化石燃料は除く）。

ハイデラバード宣言

COP11 において開催された「生物多様性自治体会議」の成果として採択された宣言。COP10 の際に採択された「愛知・名古屋宣言」で指摘された自治体の役割を再確認し、取組の進展を認識しつつ、一層の取組を要求する内容。

培養種苗

植物の組織の一部を培養し、種苗として育てる方法。主に海藻類を組織培養し、大量に増殖させて藻場を再生するために利用されている。

ビオトープ (英 : Biotope/ 独 : Biotop)

生物の生息生育空間のこと。我が国では「人の手で作られた水辺」のイメージがあるが、本来の意味は水辺だけでなく樹林や草地などの様々な環境が含まれる。また、創出した場所だけでなく、本来その場所にある環境も含まれる。

保安林

水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、森林法に基づき農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。目的に合わせて 17 種の保安林がある。

ホフマン工事

県内のはげ山復旧のため、東京帝国大学農科大学の雇教師アメリカ・ホフマンが設計指導をして現在の瀬戸市東印所町付近で実施された砂防工事のこと。この工法では、山腹への植栽を行わず、土砂の浸食や崩壊をある程度まで自然に任せるようにし、渓流を安定した勾配に導き、渓流と山裾を固めるようにしている。この工事は、その後の治山技術の発展に大きな影響を与えたと考えられている。

マツ枯れ

マツが枯れる現象。マツノザイセンチュウという体長 1mm に満たない線虫がマツの樹体内に入ることによって引き起こされる。線虫はマツノマダラカミキリによって運ばれる。

緑の基本計画

都市緑地法に基づき市町村が策定する都市公園の整備及び緑地の保全・緑化の総合的な計画。

ミティゲーション (Mitigation)

開発の際に自然への影響を回避したり緩和すること。ミティゲーションは、影響の回避、最小化、代償の順に検討することが重要。

モニタリング (Monitoring)

日常的・継続的な点検のこと。

藻場

一般に、水底で大型底生藻類や沈水植物が群落状に生育している場所を指す。藻場を形成する植物の種類により、アマモの生育するアマモ場、ホンダワラ類の生育するガラモ場などに区分される。

有機農業

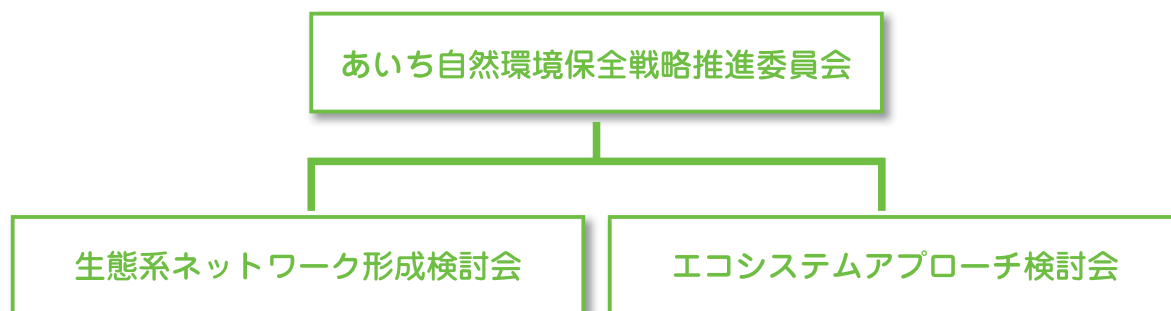
化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業（有機農業推進法より）。

湧水湿地

粘土質の層と砂礫質の層が積み重なった場所で、水を浸透しにくい粘土層の上に形成された地下水脈が地表に湧出して土砂崩れを起こし、地表が剥がれた場所を湧水が涵養することにより形成された湿地。

5 策定の経緯

(1) あいち自然環境保全戦略推進委員会



あいち自然環境保全戦略推進委員会（敬省略）

◎委員長

○副委員長

- ◎ 山本 進一 岡山大学理事・副学長
- 武田 穰 名古屋大学産学官連携推進本部連携推進部長・教授
- 涌井 史郎 東京都市大学環境情報学部教授、中部大学応用生物学部教授
- 荒山 裕行 名古屋大学経済学部教授
- 稲垣 隆司 名古屋学院大学理事長、愛知工業大学客員教授、前愛知県副知事
- 辻本 哲郎 名古屋大学大学院工学研究科教授
- 中越 信和 広島大学大学院国際協力研究科教授
- 中静 透 東北大学大学院生命科学研究科教授
- 福田 秀志 日本福祉大学健康科学部教授
- 新海 洋子 環境省中部環境パートナーシップオフィスチーフプロデューサー
- 筒井 信之 国際ロータリー第 2760 地区環境保全委員会委員長
- 河野 義信 一般社団法人中部経済連合会産業振興部長
- 内川 尚一 名古屋商工会議所理事・企画振興部長
- 竹内 弘之 環境パートナーシップ・CLUB総合事務局長
- 近藤 元博 トヨタ自動車株式会社総合企画部企画室室長
- 丹羽 秀樹 株式会社三井住友銀行名古屋法人ソリューションセンター長・
法人業務推進部部長
- 石塚 正美 農林水産省東海農政局生産部長
- 田村 秀夫 国土交通省中部地方整備局企画部長
- 曾宮 和夫 環境省中部地方環境事務所統括自然保護企画官
- 加藤 保彦 岡崎市環境部長
- 西川 洋二 愛知県環境部長

生態系ネットワーク形成検討会（敬省略）

◎ 会長

- ◎ 武田 穰 名古屋大学産学官連携推進本部連携推進部長・教授
- 辻本 哲郎 名古屋大学大学院工学研究科教授
- 中越 信和 広島大学大学院国際協力研究科教授
- 夏原 由博 名古屋大学大学院環境学研究科教授
- 香坂 玲 金沢大学人間社会研究域人間科学系准教授
- 長谷川明子 ビオトープ・ネットワーク中部会長
- 鈴木 元弘 特定非営利活動法人日本ビオトープ協会副会長
- 尾上 浩司 中日本高速道路株式会社
環境・技術部環境チームチームリーダー
- 岩橋 良直 愛知県農業協同組合中央会企画部長
- 井桁 正人 愛知県森林組合連合会代表理事専務

エコシステムアプローチ検討会（敬省略）

◎ 会長

- ◎ 涌井 史郎 東京都市大学環境情報学部教授、中部大学応用生物学部教授
- 田中 章 東京都市大学環境情報学部教授
- 辻本 哲郎 名古屋大学大学院工学研究科教授
- 松本 哲男 名古屋大学名誉教授
- 稲垣 隆司 名古屋学院大学理事長、愛知工業大学客員教授、前愛知県副知事
- 新海 洋子 環境省中部環境パートナーシップオフィスチーフプロデューサー
- 丹羽 秀樹 株式会社三井住友銀行名古屋法人ソリューションセンター長・
法人業務推進部部長
- 井桁 正人 愛知県森林組合連合会代表理事専務

(2) 策定の経緯

平成23年 (2011年)	8月1日	エコシステムアプローチ検討会 (第1回)
	10月11日	エコシステムアプローチ検討会 (第2回)
平成24年 (2012年)	1月27日	エコシステムアプローチ検討会 (第3回)
	3月26日	生態系ネットワーク形成検討会 (第1回)
	7月11日	新生物多様性地域戦略策定庁内検討会議 (第1回)
	7月12日	エコシステムアプローチ検討会 (第4回)
	7月18日	生態系ネットワーク形成検討会 (第2回)
	7月20日	あいち自然環境保全戦略推進委員会 (H24 年度第1回)
	10月9日	生態系ネットワーク形成検討会 (第3回)
	10月31日	あいち自然環境保全戦略推進委員会 (H24 年度第2回)
平成25年 (2013年)	11月29日	新生物多様性地域戦略策定庁内検討会議 (第2回)
	1月17日	エコシステムアプローチ検討会 (第5回)
	1月29日～ 2月27日	パブリックコメント
	2月12日	生態系ネットワーク形成検討会 エコシステムアプローチ検討会 合同検討会
	3月6日	あいち自然環境保全戦略推進委員会 (H24 年度第3回)
	3月28日	あいち生物多様性戦略 2020 ～愛知目標の達成に向けて～ 公表

あいち生物多様性戦略 2020

～愛知目標の達成に向けて～

平成 25 年 3 月

発行：愛知県環境部自然環境課

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

電話 052-954-6475

協力：公益財団法人 日本生態系協会

本書に掲載した地図は、国土地理院の以下の地図を使用した。

- ・数値地図 25000（空間データ基盤）「愛知」／p17,103,109 掲載
- ・数値地図 25000（地図画像）「豊橋」／p119 掲載
- ・数値地図 50000（地図画像）「愛知・三重」／p41 掲載
- ・5 万分の 1 地形図「御油村、鳳来山」／p41 掲載
- ・国土数値情報（行政区域・土地利用細分メッシュ）



愛知県環境部自然環境課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話 (052)954-6475 (ダイヤルイン) FAX(052)963-3526

